

平成28年第1回平群町議会

定例会会議録（第3号）

招 集 年 月 日	平成28年3月14日	
招 集 の 場 所	平群町議会議場	
開 会 （ 開 議 ）	3月14日午前9時0分宣告（第3日）	
出 席 議 員	1 番 山 本 隆 史 3 番 井 戸 太 郎 5 番 稲 月 敏 子 7 番 山 口 昌 亮 9 番 高 幣 幸 生 1 1 番 下 中 一 郎	2 番 城 内 敏 之 4 番 森 田 勝 6 番 植 田 い ず み 8 番 山 田 仁 樹 1 0 番 窪 和 子 1 2 番 馬 本 隆 夫
欠 席 議 員	な し	
地方自治法第121条 第1項の規定により 説明のため出席 した者の職氏名	町 長 副 町 長 教 育 長 会 計 管 理 者 理 事（政策推進課長） 理 事（総務防災課長） 理 事（都市建設課長） 理 事（教育委員会総務課長） 理 事（上下水道課長） 税 務 課 長 住 民 生 活 課 長 健 康 保 険 課 長 観 光 産 業 課 長 政 策 推 進 課 参 事 総 務 防 災 課 参 事 都 市 建 設 課 参 事 教 育 委 員 会 総 務 課 参 事 政 策 推 進 課 主 幹 総 務 防 災 課 主 幹 総 務 防 災 課 主 幹 住 民 生 活 課 主 幹 福 祉 課 主 幹 福 祉 課 主 幹	岩 崎 万 勉 中 島 伊 三 郎 岡 弘 明 瓜 生 浩 章 大 浦 孝 夫 経 堂 裕 士 植 田 充 彦 西 本 勉 島 野 千 洋 西 脇 洋 貴 上 田 武 司 辰 巳 育 弘 寺 口 嘉 彦 巳 波 規 秀 橋 本 雅 至 岡 田 守 男 松 村 嘉 容 山 崎 孔 史 川 西 貴 通 岡 田 康 裕 中 村 九 啓 今 田 良 弘 松 本 光 弘

<p>地方自治法第121条 第1項の規定により 説明のため出席 した者の職氏名</p>	<p>観光産業課主幹 都市建設課主幹 都市建設課主幹 都市建設課主幹 中央公民館館長</p>	<p>寺 口 浩 代 大 辻 孝 司 浦 井 久 嘉 竹 吉 一 人 川 端 康 嗣</p>
<p>本会議に職務の ため出席した者 の職氏名</p>	<p>議会事務局長 主 幹 主 任</p>	<p>上 田 昌 弘 田 中 裕 美 竹 村 恵</p>
<p>議 事 日 程</p>	<p>議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。</p>	

平成 2 8 年 第 1 回 (3 月)
平群町議会定例会議事日程 (第 3 号)

平成 2 8 年 3 月 1 4 日 (月)
午 前 9 時 開 議

日程第 1 一 般 質 問

一 般 質 問 発 言 順 序

発言順序	議席番号	氏 名	質 問 要 旨
1	12番	馬本 隆夫	<ol style="list-style-type: none"> 1 (仮称)文化センターの建設について 2 元西小学校舎を子育て世代専用住宅に 3 平群町公共交通空白地域の解消について 4 平群駅周辺整備事業について 5 矢田山に(仮称)東西線を
2	4番	森田 勝	<ol style="list-style-type: none"> 1 駅周事業について 2 ふるさと納税の取り組みは 3 コンプライアンス・透明性の高い町政を
3	10番	窪 和子	<ol style="list-style-type: none"> 1 子ども医療費助成を高校卒業まで拡充し窓口無料化を 2 バリアフリー法に基づく鉄道駅の整備を 3 病児・病後児保育の実施について 4 無料公衆無線LAN(Wi-Fi)の整備について 5 町公式ホームページのスマートホン対応とツイッターの導入を
4	9番	高幣 幸生	<ol style="list-style-type: none"> 1 文化センタ構想と町文化政策について 2 国際力醸成の町内在留外国人及びホームステイ家庭への補助金支給について 3 リサイクル館の今後について
5	7番	山口 昌亮	<ol style="list-style-type: none"> 1 介護保険料の引き下げを 2 国道168号の沿道サービスについて
6	5番	稲月 敏子	<ol style="list-style-type: none"> 1 危険な水路に安全をまもるための柵を計画的に設置を 2 介護予防・日常生活支援総合事業(新総合事業)について

再 開 （午前 9時00分）

○議 長

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、これより平成28年平群町議会第1回定例会を再開いたします。

（ブー）

○議 長

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しております議事日程表のとおり、一般質問であります。

日程第1 一般質問を行います。

今定例会の一般質問は11名の議員から提出されています。本日は発言番号、発言順位1番から6番までといたします。順次質問を許可いたします。

発言番号1番、議席番号12番、馬本君の質問を許可いたします。馬本君。

○12番

皆さん、おはようございます。議長の許可を得ましたので、5点について御質問させていただきます。明確な御答弁をよろしくお願いいたします。

まず1点目、（仮称）文化センターの建設について。

平群駅周辺を本町の玄関口にふさわしい中心市街地に整備し、活気とにぎわいのある住みよい町にと、平群駅西土地区画整理事業が平成29年度完成目標に向け工事中であります。

土地区画整備事業においては、保留地処分を主な財源とし、当初借入金等をもって手当した事業費を後日の保留地処分金で返済する収支計画が一般的な経営であります。

私は平成25年12月議会で、老朽化した中央公民館並びに狭隘な図書館を平群西土地区画整備事業の保留地に建設することは、町の活性化にもなり、また、町が保留地を買収することにより土地区画整備事業も完了する重要な要因になると思いますが、どのようにお考えですかと質問いたしました。町長は、中央公民館、図書館施設は現状の施設でよいと思っております。議員の指摘どおり、平群駅前に建設することで町の活性化にもなり重要であると思っておりますと御回答されました。

町はその後、平成27年10月29日に、建物の延床面積は2,750平米で敷地面積は1万平米、また事業費は約27億2,500万、建設期間は平成29年、30年度の2カ年を予定、年間維持管理費は約7,700万など（仮

称)文化センター建設の取り組みについて議会に説明をされました。町は建設に向け関係機関の支援の依頼等、鋭意努力されておられることに敬意を表します。

そこで、改めてお聞きをいたします。

1番、岩崎町長3期目の選挙戦において、平群駅前に(仮称)文化センター建設を公約されましたが、お変わりございませんか。

2番、町長は、現在の老朽化した庁舎を将来(仮称)文化センター敷地内に新築したいと議会で発言されましたが、予定敷地面積1万平米を必ず確保されますか。

3番、住民説明会資料では(仮称)文化センターを平成29年、30年度に建設と報告されています。しかし、平成28年度に公共施設等総合管理計画策定を予定されていますが、住民説明会の資料どおり計画年度に建設できますか。

次、2点目でございます。元西小学校舎を子育て世代専用住宅に。

平群町創生総合戦略策定に当たり、将来展望に反映すべき住民意識調査を実施されました結果、特に人口の将来展望としては、若者・ファミリー層等の定住、転入が促進され、出生率の上昇が最大の目標である。「定住意向と移住理由」では、20代の20%強が、「できれば他の市町村へ移転したい」。その理由としては、「就職先がない」、「交通の便がよくない」など。また、「理想と子どもの人数が異なる理由」としては、「経済的に余裕がない、負担がふえるから」が50%以上となっております。

今後5カ年の基本目標として具体的な取組施策等の総合戦略を議会に説明をされました。平群町の、まち・ひと・しごと創生総合戦略には、「若者が住める、住みたくなるまち」、また、「子育てしやすい、子育てしたくなるまち」を基本目標として、講ずるべき施策には、定住促進奨励金交付制度、並びに高校1年生終了まで医療費無料化の現行施策の推進などなどで、私は平群町独自の画期的な施策とは感じられませんでした。

平群町は、特に少子・高齢化が進行し、人口減少により将来、地域経済や町財政に影響するなど極めて深刻な人口問題に直面をしております。

私は、人口対策として平成25年9月議会に、視察研修してきました長野県の、健全財政で少子化知らず、奇跡の下條村の人口対策における政策を説明しながら、廃校になる西小学校舎の低額家賃で入居できる若者定住促進集合住宅に改修すべきと質問いたしました。町は、地権者並びに都市計画法上の整理が必要である、今後は地域住民の意見を聞きながら進めてまいりたい、貴重な提案と受けとめていると御回答されました。

その後、地域住民の意見を聞く集会等が開催されてきましたが、現在も再活

用が確定されておられません。そこで、改めて御提案を申し上げます。

若者定住促進施策として、元西小学校舎を2LDK、約20戸に改修し、低額家賃の月3万円程度で貸し出し、子育て世代専用住宅として再活用すべきであると思いますが、どのようにお考えでございますか。

3点目、平群町公共交通空白地域の解消について。

私は、定例議会の都度にデマンドタクシー導入と一般質問を行ってまいりました。議会の公共交通対策特別委員会は、平成23年度に2回、平成24年度に2回、平成25年度に2回、平成26年度に3回と、4年間に計9回開催されてきましたが、平成28年度に試行運行中のコミュニティバス運行の一部ルートを継続するかしらないか、また、平成28年度の運行経費については国の地方創生加速化交付金による運行経費100%補助がついたなどを、平成28年度予算編成までに進捗状況と今後の取り組みについて特別委員会に開催要請すべきなのに、一度も特別委員会は開催されておられません。

しかし、地域公共交通会議は平成27年度に5月28日と、ことし2月18日に2回開催されております。

そこで、お聞きいたします。

まず1点目、なぜ、議会の公共交通対策特別委員会を開催要請をしなかった理由は。

2点目、町は平成27年度内に代替手法案を検討し会議に諮るとの答弁であったが、ことしの2月18日の地域公共交通会議に代替手法案が議題として提案されておられません。議会の答弁からして担当内部で検討されていると思いますが、進捗状況をお聞かせください。

3番目、町は運行評価基準を遵守せず、ことごとく無視して継続してきたことは、議会議員として許しがたいことでもあります。そこで、運行評価基準を条例もしくは要綱どちらと認識されておられますか。私は条例と認識しておりますが、その見解をお聞かせください。

4番目、県では運行経費の20%を運賃で賄うよう指導されていますが、コミュニティバスの収支率は、南北ルートは4.02%、西山間ルートは7.7%で、財政が厳しい本町は真剣に財政問題を考えているのか疑問視せざるを得ません。なお、三郷町のデマンドタクシー収支率は30%であります。継続させていく以上は、基本となる運行経費の収支率を、どのような認識を持っておられますか。

5点目、増加する高齢者等の日常生活利便性向上と、全住民のうち30%がコミバスを利用することができない現状であり、税の公平性から見ても、デマンドタクシーを導入すべきと思いますが。

大きい4点目でございます。平群駅周辺整備事業について。

ことしの2月17日に駅周辺整備事業特別委員会が開催されました。平群駅周辺整備事業は平成18年12月に事業許可と組合認可を交付、計画区域は12.5ヘクタール、地権者188人、建物移転数は153棟、平均減歩率23.96%、整備後の土地単価は坪35万5,300円、事業期間は平成18年から29年度等の概要と、平成28年2月1日現在の仮換地指定状況、並びに平成27年度と平成28年度の施工箇所、及び資金計画等の状況と、総事業費で約76億円が、地上調整池が地下式調整池に変更に伴う増額と移転補償費の増額等により総事業費が約80億になるとの説明を受けました。

事業費資金計画の財源内訳は、社会資本整備総合交付金を主に、都市計画道路に係る地方交付金、国60、県20、町20%の各負担と、地域交付金に該当しない都市再生交付金、国が50、町が50%の各負担、及び町単独費、そして保留地処分等であります。平成27年度に申請されている平成28年度最終補助対象事業費の要望総額12億3,500万がことしの3月下旬に内示が来るとの予定であります。平成23年度からは補助対象事業費申請額の約60%程度しか交付されておられません。

そこで質問します。

1点目、3月下旬に内示が来るとの予定ですが、現在、内示は来ていますか。

二つ目、満額交付内示を願っておりますが、平成23年度から申請額の約60%程度しか交付されておらず、減額交付内示も予想されます。もし減額となれば、土地区画整理組合は財源確保の重大な問題が発生します。最悪、減額交付となった場合、平群町として減額財源対応をどのように考えておられますか。

大きく五つ目、矢田山に東西線を。

この質問については、ここまで13回、私は議員の中でしてまいりました。

平群町第5次総合計画に幹線道路の重要整備として東西方向の広域幹線道路機能を担う（仮称）東西線の事業化に向け、奈良県へ整備要請等に取り組むことが策定されております。取り組みとしては、毎年2市4町で組織された郡山土木協議会、現在、郡山土木協議会長は上田大和郡山市長さん、において（仮称）東西線の必要性について、郡山土木事務所を通じ、奈良県において整備されることを要望していただいております。

現在、奈良市の近鉄尼ヶ辻駅西側の県立奈良病院が奈良市と郡山市の行政界に移転し、患者を絶対に断らない命を救う最後の砦として三次救急医療病院の新県立奈良病院、病床数540床が平成29年12月完成に向け着工されております。新県立奈良病院のアクセスは、矢田山山地があるために斑鳩町か生駒市経由となり、1分1秒でも早く救急搬送を必要な重症患者にとって時間がか

かり過ぎます。最新機能を備えた新県立奈良病院が開院されても、平群町住民にとっては現状のアクセス体制では住民の生命を守る観点から安心はできません。

そこで、平群町住民にとって（仮称）東西線の早期事業化が必要となってまいります。平成27年6月議会に、私は住民の救急医療体制等安心安全なまちづくりの構築、公共交通による利便性の向上、空き家対策の解消、若者の定住促進等による人口対策、企業誘致の推進による日常生活から経済活動の活性化など、（仮称）東西線に将来の平群町がかかっていると言っても過言ではないかと思っておりますが、どのように認識を持っておられますかと質問をいたしました。

担当課長は、平成14年度に現地調査やルート案の作成、並びに試算等の資料づくりをした経緯がある、改めて大和郡山市の担当部局と連携をとり、深く協議を図ってまいりますと御回答いただきました。また、町長は、東西線ができれば平群町は大きく発展すると思えますとの答弁でありました。そこで、町長は、公務中に大和郡山市の上田市長と会う機会があったので、東西線の話をしました。今後、上田市長としっかり連携をとりながら、平群町長として推進に尽力していきたいと思っておりますと御回答もいただきました。

そこで質問をさせていただきます。

1番、壮大な夢のような課題であっても、住民にとってメリットがあれば実現していくのが行政、議員の責務ではないかと私は思っております。私は、平成6年に最初に質問した時期は人口増加の時代であったが、現在の人口減少と急速な少子・高齢化社会が到来するとは予想できませんでした。平群町の将来は、（仮称）東西線実現にかかっていると言っても私は過言ではないと今でも思っております。大和郡山市の担当部局と連携をとり、深く協議を図ってまいりますと御回答いただきましたが、その後の進捗状況についてお答えください。

2点目、平群町長として推進に尽力していきたいと御回答いただきましたが、町長はリーダーとして、議員も一丸となって（仮称）東西線実現に向け活動していかなければならないと思っておりますが、平群町長として今後の意気込みと取り組みについてお聞かせください。

以上5点について、よろしく御回答のほど、お願い申し上げます。

○議長

政策推進課参事。

○政策推進課参事

ただいま馬本議員のほうから、（仮称）文化センター建設について3点にわたり御質問いただきましたので、順次お答え申し上げます。

まず、1点目の文化センター建設の公約に変わりはないかについてお答えいたします。

(仮称)文化センター・図書館建設の取り組みについては、昨年10月29日開催の全員協議会において、建設に向けた取り組みの背景、町内公共施設の現状と課題、整備の方針、建設規模、整備手法など町の基本的な考え方をお示しし、あわせて概算事業費と今後の財政見通しについて説明をさせていただきました。

今、全国的に公共施設の老朽化対策が大きな課題となっており、町内公共施設の多くで建てかえや大規模修繕が必要となっておりまいます。中央公民館の現状、昭和46年度建築、築44年を見たとき、未耐震の上、老朽化も進み、バリアフリーにも至っておらず、その建てかえは大きな課題となっております。まだまだ厳しい見込みの財政状況ではありますが、住民サービスの拠点であり、多くの皆様の交流拠点となる施設整備の優先順位は非常に高いものであります。

そんな中で、(仮称)文化センターを駅前に立地することは、駅周事業との相乗効果により平群の中心市街地の活性化や平群駅前のにぎわいづくりにつながるものと考えており、町長の考え方に変わりはございません。

続いて、2点目の予定敷地1万平米を必ず確保するのかについてお答えいたします。

御質問の敷地面積の規模につきましては、全員協議会の中で1万平米を予定していると説明させていただきました。敷地面積については、(仮称)文化センター建設に向けました庁内PT会議の中で1万平米で議論してきた経過があり、その考え方に変更はございません。

先ほども申しましたが、老朽化した町内公共施設の現状を見たとき、現時点で全て満足できる施設の建設は非常に困難であることから、中央公民館のように耐震改修ができていない施設から優先的に整備し、一定の時間をかけて、庁舎の移転も含め、駅前用地に集約していくことも念頭に置いて全体計画を考えていくものであります。

このことは、平成28年度で策定することとなる公共施設等総合管理計画の中で、町内公共施設の最適配置についてしっかりと位置づけし、PT会議の中で平群町に見合った適正規模を検討するものであります。

続いて、3点目の建設時期についてお答えいたします。

建設時期については、昨年10月の全員協議会や11月の住民説明会で平成29、30年度で建設するとのシミュレーションをしております。建設に向けては、基本計画策定業務の中で、一つ目、基本条件の整理として建物、敷地な

どの形状の現状調査、必要な部屋の選定規模等の算定、二つ目、基本方針の立案として建物配置計画、平面計画、構造計画、外構計画、三つ目、設計図の作成として配置図、平面図、立面図、断面図の作成を通じたゾーニング計画、また、四つ目として概算工事費の算定をしていく必要がございます。

何より議会や住民の皆様との合意形成が大切と考えております。

現在はこの作業を進める段階であり、スケジュール的に平成29、30年度の建設はかなり厳しい見込みではありますが、現在進めております駅周辺整備事業の終結の関連もあり、用地1万平米の確保については必要となってまいります。

以上でございます。

○議長

馬本君。

○12番

この1、2、3点質問でございますが、まず町長の3期目の選挙戦においての御公約でございます。参事の御答弁もいただきましたけども、町長に改めて御回答をお願いしたいと思います。

それと、1点、2点、3点にまつわる一緒のことでございますので、3点とも改めて御答弁いただけますか、町長、お願いします。

○議長

町長。

○町長

平群町の大きな目標でございます文化センターの建設につきまして御質問いただきました。

この1点目につきましては、当然、私が3期目の任務につくに当たりまして町民の皆様にご公約したことでございます。平群町の将来を見据えたまちづくりの大きな課題として非常に大切な事業であると考えております。これを最優先として、建設に向けて邁進していきたいと考えております。

2番の1万平米につきましては、将来的に、一遍にはできませんけども、文化センター建設と同時に、将来的には庁舎につきましても、駅前に持つていくことによりまして中心市街地の活性化、あるいはまた全ての住民の皆さんの最大公約数として平群駅前に持つてくるのが一番利便性が高いというふうに思っておりますので、文化センター、図書館、そして庁舎の建設地として1万平米を確保していきたいなと思っております。

いずれにいたしましても、28年度中に策定いたします公共施設等総合管理計画の中でしっかりと位置づけしていきたいなと思っております。

3番目の建設時期につきましてでございますが、議員の御存じのとおり、非常にスケジュール的には厳しい状況になっております。この時期、あるいはまた建設規模につきましては、28年度に立てます基本構想、基本計画立案の中で規模、建設総額、そしてまた時期について慎重に検討して、議員の皆様にもまた御報告していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長

馬本君。

○12番

町長は、公約どおりやりますということで、(仮称)文化センターを建設しますということをここで明言していただき、そして将来、平群町の庁舎移転も考えながら土地を確保するために1万平米の土地を今回確保すると。

3番目につきましては、今、28年度、29、30の建設については、時期とか規模のこともありますので、基本計画策定において時期、並びに総合管理計画の中で28年度中に検討され、議会のほうでまたいろいろ御報告並びに議論をしていきたいということを明言されたわけでございます。

私は、住民にとっては、また駅前の事業も終わると、29年で終わる、そういう関係も、総体的な関係もございますので、ひとつ町長よろしく。そして、規模、建設については議会のほうへ28年度なるべく早く出していただきますようお願いをします。

この質問は、これで結構でございます。

○議長

続きまして、2点目の答弁に入ります。政策推進課参事。

○政策推進課参事

それでは、大きな2点目、元西小学校を子育て専用住宅について、お答え申し上げます。

この質問については、以前にも答弁をさせていただき、重複になるかもしれませんが、お答えいたします。

人口対策については、平群町のまちづくりを進める中で喫緊の課題としており、住まいの場の確保、安心の子育て、確かな教育といった政策展開は、第5次総合計画や今後5カ年を実施期間とした平群町の創生総合戦略においても、若い世代の定住化を大きな目標に掲げたものとしています。その上で、町の若者世代への定住促進施策として、平群町の強みである戸建て中心のゆったりとした住環境をさらに向上させ、平成28年度予算に計上している定住化促進奨励金交付制度の一層の周知や、空き家も含めた良質な住宅ストックを活用する

ことが、まずもって取り組まなければならない施策であると考えております。

次に、西小学校校舎を若者定住促進住宅に改修すべきとの提案であります。西小区域は市街化調整区域であり、用途変更を行う場合については都市計画法上の整理も必要になります。また、公営住宅法に基づかない町単独の町営住宅を建設する場合は、都市計画法第34条、これは市街化調整区域の開発許可基準でございますが、これに該当しないため、住宅建設に必要な基準を満たすことができなく、整備は困難であります。あわせて、平成28年度において町単独費を投じて緊急に対処しなければならない新たな行政課題もあり、財政的な観点からも困難と考えるところであり、御理解賜りますよう、お願い申し上げます。

以上でございます。

○議長

馬本君。

○12番

1点目につきましては、都市計画法上並びに建築基準法上、非常にハードルが高い。調整区域でね。そう言うて御答弁いただきました。前回もそのような御答弁もいただいたような記憶をしております。

まず、そこで、本当に私の学び舎でもありますし、やっぱり何とか平群の若者が、今度来ていただく方も交えながら若者の人口増に向けての、私は政策は大変、私は画期的な政策やと思います。奈良県下においては、まだどこもなさっていないというふうに思います。ないから私は進めるべきやというふうに思います。

そこで、改めてお聞きしますけども、都市計画法並びにいろいろ法を再度、県のほうへ行っていろいろな政策研究をまずしていただけないかなということ、2LDK、調べた結果約20戸ぐらいできる、部屋ができるわけですが、経費はどのぐらい費用がかかるか、積算がある程度できておられると思いますが、御答弁お願い申し上げます。

○議長

政策推進課参事。

○政策推進課参事

ただいま議員のほうから御質問いただきましたので、再答弁させていただきます。

平群町の人口対策、本当にこれから大変な課題となってくるところでございます。議員の御質問にもありました若者、ファミリー層向けの定住化の住宅については、もちろん必要な施策の一つでございます。重要な視点と理解して

いるところがございます。その上で、先ほども申しましたけども、都市計画法上の制約等もあり、なかなか今の段階で必ずできる、そういうことは申しあげることできません。現実のところは、非常に困難な問題であると考えております。

ただ、議員のほうも御指摘いただきましたように、この法的な問題については再度県等と協議して、詳細について改めて確認したいと思います。

それと、奈良県以外で小学校の廃校になった校舎を他に転用した例がないかというような御質問でございます。

この件については、代表的な例として徳島県の上勝町で廃校になった校舎を住宅に改修した例がございます。これは落合集合住宅の改修費用が約2億円、延床面積が1,328平米ということで、これを西小学校、単純ですけども、西小学校の面積に置きかえますと約4億6,000万程度かかるというような見込みでございます。

○議長

馬本君。

○12番

都市計画法上、いろいろ再度県のほうへ行って確認していただくということを御答弁いただきました。やる気の問題やと思います、私は。その熱意も人口対策は非常に、今、参事御答弁いただいたように非常に苦慮されてる。今、先ほど言いましたように、奈良県にないやっぱり政策をやっていくのが特色あるまちづくりの第一歩になるとも思いますので、ひとつそっちのほう、県のほうへ行ってよろしく御確認のほどお願いをいたします。

三つ目につきましては、4億6,000万、20戸を改修した場合4億6,000万、財政的に非常に高額なお金がかかるわけでございますが、この件については年次計画を持ってやれば、また今後の課題もできるわけでございますが、まず1点目の都市計画法を県に行き行って御確認のほど、ほんで努力だけはお願いたします。

そういうことで、この質問については、これで結構です。

○議長

続きまして、3点目の答弁に入ります。総務防災課長。

○総務防災課長

それでは、大きい3点目、五つの項目について御質問いただいております。

まず、平群町公共交通空白地の解消についての御質問について、お答えをさせていただきます。

1点目の公共交通対策特別委員会の開催についての御質問でございますが、

御指摘をいただいておりますように、平成27年度につきましては開催をさしていただいております。平成26年度に公共交通対策特別委員会を開催していただき、御審議を賜りまして、26年11月にコミュニティバスのルートとダイヤを改正させていただきました。平成26年度までは、毎年ルート、ダイヤの改正を実施してきたことから、ルート、ダイヤの改正について議会に説明をさせていただき、御意見を賜り、特別委員会を開催をお願いしてまいったところでもあります。

平成27年度4月にルート、ダイヤの調整を行いまして、現在運行しているところでございます。平成27年度の公共交通対策特別委員会の開催につきましては、12月議会にも答弁をさしていただいたと思いますが、現在のルート、ダイヤを1年間継続して検証させていただくということでございます。また、南北循環ルートの利用者が増大してきたこともありまして、なかなか主だった以外、その以外ですね、主だった改正点がなかったということもございまして、公共交通対策特別委員会の開催の要請を行ってこなかったというのは事実であります。しかし、運行経費に関する報告、試験運行中であるコミュニティバスの現状報告につきましては、今後、新年度におきまして、公共交通会議の開催前にですね、公共交通対策特別委員会の開催をお願いをしてまいりたいと考えております。開催ができなかったこと、あるいは遅れたことにつきましては、ここで深くおわびを申し上げたいと思います。どうかよろしく願いいたします。

それから、2点目のコミュニティバスの代替手法についての御質問でございますが、コミュニティバス運行の事業検証については、当初の計画でございました平成23年度から平成26年度の期間から引き続いて、平成27年度も継続運行をして事業の検証を行っているところでございます。そのような中で、コミュニティバス利用状況の推移を見守ってまいりましたところ、平成27年度におきまして南北循環、先ほど申しましたように南ルートの乗降客数が増加傾向にあると。このままの状況で推移しますと、平成27年度末において南北循環あるいは南ルート合わせて1万8,200人が最低需要基準でございますので、その人数をクリアできる見込みとなってきたところであります。そのため、3月末まで乗降客数の推移を検証してまいりたいというふうに考えております。

なお、代替手法を取り入れた公共交通の体系の構築につきましては、現在、調査あるいはまた検討をしてまいりたいというふうに考えております。

続きまして、3点目の運行評価基準につきましては、平群町地域公共交通総合連携計画に示されておりますように、この基準に基づきまして運行継続や廃止の検討を行うこととされ、遵守しなければならない基準であるというふうに

認識をしております。最低需要基準につきましては、2年連続で下回った場合は事業の廃止、代替手法の実施検討となっております。平成23年度から運行している中央循環ルート、現在の南北循環ルートと南ルートが対象となっております。この中で、北部地域の利用者数が特に少なく、最低需要基準に達していない原因の一つになっているというふうに考えております。平成27年度につきましては、連携計画でございます最低需要基準についてクリアできる乗降客数になると見込んで現在思っております。確定の数値等をまた特別委員会の中でですね、報告もさせていただきたいと思っております。

4点目のコミュニティバス運行経費の収支率に対する認識についての御質問でございます。これについては以前から御指摘もいただいておりますように、コミュニティバスの各ルートの運行経費に対する運賃収入の収支率は、大変低いものになっておるのが現状であります。現在運行しておりますコミュニティバスの事業検証を行いながら、利用者数の増を目指してまいりたいというふうに思っておりますが、また、議員御指摘のですね、奈良県の指標を目指して、住民の皆様喜んでいただけるようなコミバスにしてまいりたいというふうに考えております。

5点目の、税の負担が保たれるデマンドタクシーの導入についての御質問でございます。デマンドタクシーの導入につきましては、このたび議員のほうからいろいろと導入の検討ということで意見あるいは質問もいただいております、については認識をしておりますが、バス利用が非常に困難である移動者の支援ができるという利便性もございます。税の公平性の観点からも検討が必要と考えておりますが、本町では、今コミュニティバスを拡大しましてですね、毎年利用者の要望や意見を反映させながら、ルート、ダイヤを改正してまいりました。今後ですね、本町が思う考え方でございますが、平群駅前線と駅前ロータリーの完成を目指してですね、駅前線の東側の区域の道路拡幅あるいは国道バイパスから駅前線への、また駅前線から国道バイパスへの交通が活性化されるということが予想されるというふうに考えております。駅前ですね、いわゆる公共施設の配置計画もございますし、そういったバイパスから駅前線に入ってくる、そこでコミュニティバスを効率よく循環させていくというように現在考えておりますので、本年度も継続して運行し、それらの条件が整うことによってコミュニティバスが拡大されていくというふうに考えておりますので、新たな公共交通体系につきましてはですね、財政的なこともございます。総合的に検討させていただき、今後につなげていきたいというふうに考えておりますので、何とぞ御理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長

馬本君。

○12番

一つ目の質問、なぜその特別委員会を開催しなかった、謝罪されて、今後、今まで主な改正点がなかった。で、今度は新たに新年度から地域公共交通会議を開く前に特別委員会を要請していきたいという御答弁いただいたわけやけど、僕は、その主だった改正点はないっていうこと自身が僕はナンセンスやってんな、その言葉、返答は。

基本的には、この間された平群町地域公共交通会議では、例えば、あるスーパーへ乗り入れの運行に伴う路線の変更案とか、斑鳩町のコミュニティバス実証運行計画とか、運転免許証を自主的に返納支援制度とか、こういうものを28年度に向かったの議論をこの間されてるわけでございます。2月の18日に。

常に今まで見ますと、地域公共交通会議の前に特別委員会が開催されてるわけでございます。私も特別委員会の一員でございまして、これは今後、28年度の予算においてですよ、基本的には、予算においては、やっぱり審議、3月議会にされますんで、その前に特別委員会を開催して、こういうことを案として公共交通会議に諮りたいというふうなやつを特別委員会にやっぱり要請するのが基本ではなかるうかなというふうに思うんです。

この点についてはね、改めてここで陳謝をしていただくということを要請はしません。今後、議会に速やかに要請されるように猛省を促したいというふうに思います。

2点目でございます。2点目についてはですね、検討はしてない、今度調査をしますというふうな、今、御答弁いただいたわけですが、私12月議会ではね、この件について一般質問をして町長はどのように答えられたか。この最低需要基準に達しなければ、いよいよ本当に廃止しなければならないということになりかねないと思っておりますけども、将来のことを考えまして、議員御提案の3ルートプラスデマンドタクシー、あるいはデマンドにかわる、私が申し上げてる福祉有償運送になるかもしれませんけども、そのことも十分踏まえながら、最後に御提案いただきました3ルートプラスアルファにつきましては検討させていただきたいと思っておりますというふうに町長は12月議会、私のデマンドタクシーの導入について御答弁をいただいたわけでございます。この件について調査中と、デマンドタクシー等について、アルファについて調査中という認識でよろしいですか。それを再度、御答弁お願いします。

3点目の条例は、これについては要綱はどうやということを聞いて、私は条例というのを遵守するというふうな御答弁いただいたけど、こんな簡単

条例ですと、遵守は条例やから規則とかね、そういうのは守らなければならないやんか。なぜそういうふうなね、僕はね、行政の方ってね、素直に何で認められないんやろうというふうについてちょっと疑問視しますけども、改めて私は条例と思いますけども、再度、まだ遵守とおっしゃるんやったらおっしゃっていただいて結構なんですけど、その点ひとつよろしくお願いします。

4点目の収支率については、大変低い今のコミバスの収支率だと。県の目標20%から見ると、低いということは認識してると。しかし今後、住民に喜ばれるコミュニティバスのために、いろいろその目標に向かって進んでいきたいというふうに御答弁いただきましてんけども、具体的にどういうふうなお考えを持っておられますか。

5点目、税の公平性について、どのように認識されておられますか。住民の30%の方がコミュニティバスを利用できないわけでございます。その件について、税の公平性の視点から見て検討が必要ということをお認めしていただいただけでも結構なんです。それだけで結構なんです。それからどうしていただくか、30%の税の公平性に欠ける住民に対してどのような政策を持っておられるかということをお、私はデマンドタクシーを導入すべきというふうなずっと議会で御提案させていただいてるわけなんですけども、この件については、町長が前回12月議会で3ルートプラスデマンド並びに有償の福祉運送ですか、等を今度考えると、検討するというごこととございましたので、この5番目の質問については、税の公平性を、不公平な部分があるということをお認めしていただいただけで、それで結構でございます。

再度よろしく、答弁ください。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

それでは、何項目かわたって再質問いただいております。順次御答弁申し上げます。

2点目のですね、調査中、代替手法を取り入れた公共交通体系の構築についての再度答弁をさせていただきます。現在そういう代替手法を取り入れた、先ほど議員お述べの3ルートプラスデマンド、あるいは他の交通手法、有償タクシー、福祉タクシーも含めて現在調査をしているということで調査中ということで御回答申し上げます。

それから、3点目の計画について、連携計画の遵守についてでございます。当然、公共交通会議はですね、法定の公共交通会議でございますので、議員御指摘のですね、そこのやっぱり基準ということで、計画基準でございますので、

条例にふさわしい基準、同一の基準であるというふうに認識をしているところ
であります。そういうところがですね、いろいろと、現在バスもコミュニティ
バスを3ルート運行しておりますが、当然、最低需要基準が守らなければです
ね、その基準どおり行けばですね、廃止あるいは代替手法の検討というふうに、
連携計画ではそのようになっておりますので、まずは最低需要基準をやはりク
リアをしていくというのが私たちの目指す目標というふうに捉えておりますの
で、御理解いただきたいというふうに思っております。

それから、4点目の収支率についてでございます。県が示す基準というのは
20%というふうに一応なっております。先ほど議員も御指摘もありましたよ
うに、本町のコミュニティバスの収支率というのは非常に低い収支率でござい
ます。これは数字できちっとあらわれるものでございますので、なかなか1人
当たりの運行経費というのが非常に高いということも認識をしておりますが、
その中でもですね、やはり今現在、年間、西山間ルートそれから南北循環ルー
トを合わせますと3万人の方が利用していただいているということも一つ、一
方でもあるわけでございますので、収支比率が低いということは認識しており
ますが、今の現状をやはりもう少し継続していきたいというふうに考えており
ます。

それから、税の公平については議員御指摘のとおりだというふうに認識をし
ております。

以上でございます。

○議長

馬本君。

○12番

2点目については、3ルートプラスデマンド並びに福祉有償運送等の施策を
いろいろ考えて、今現在調査中でありましてという御答弁をいただきましたんで、
ひとつよろしく調査をしていただきまして、またの機会に議会でまた進捗状況
についてお聞かせをしていただくように、私は一般質問を次やっていきたいと
思います。

3点目に、条例が云々とか、その最低基準とか、そんな最低基準云々とか
いう、条例ですか、要綱ですかというてね、答えて、いや、もう私も条例のご
とく思っております。それだけの答弁で結構なんですよ。それはそれでもうよ
ろしいですよ。

次、4番目の収支率について、僕、聞かせていただいたのはね、平群町は3,
000万そこそこ運行経費かけて、例えば3万人利用していただけてますよっ
て。そしたら三郷町1,500万で何で2万人やのという、またそういう論法

もありますし、それは別としてね、僕は再質問聞いたときには収支率、県に合
わす、20%に合わすには非常にハードル高い。具体的な政策はどのように考
えておられますかと御質問させてもうたわけなんです、この点について、そ
の点一つだけですね、収支率をアップするのに具体的にはどういうふうな再度
御答弁を、先ほどの質問に的確に御答弁いただいてないような感じしますんで、
その点一つよろしくお願ひします。

○議 長

総務防災課長。

○総務防災課長

まず、収支率でございますが、先ほども答弁させていただきましたようにで
すね、大変低い収支率、県の20に比べれば低いということになります。その
対策ということでございますが、いろいろとダイヤ、ルートの改正、あるいは
要望等に応じていくべきルート改正も行ってきました。今度は収支率を改善し
ていく方策としましてはですね、来年、ことしからですね、秋ぐらいになるか
と思いますが、イオンビッグへの乗り入れ等々ですね、バイパス周辺ですね、
沿道サービスの量販店の乗り入れも含めて、いわゆる乗降客数をやっぱりふや
していく努力をしていかなきゃならないというふうに考えております。

その対策としては、今申しましたように乗降客数の増大を図る、あるいは
バスの本数をふやすということも一つの方策と思いますが、経費の問題もござ
いますので、そういった総合的な中でですね、乗降客数のやっぱり増大を図っ
ていく努力はしていかなければならないというふうに思っています。対策とし
ては、以下のようなになるわけでございますが、これが答えになってるかどうか、
申しわけございませんが、そういうことで御理解いただきたいというふうに思
います。

○議 長

馬本君。

○12番

実質は収支率で行くのか、平群町は運行評価基準というのもございますので、
それで今行っておられるわけやけど、あえてなぜ私は質問させていただいたか
というと、財政厳しい平群町でございますので、その点も御理解を、総務防災
課長、していただくためにもね、今いろいろ政策は具体的にこの間公共交通会
議ですか、そこで議案、案件となってる文言について述べられたわけやけど、
あえてもう繰り返しませんけども、やっぱり議会にもっと速やかに出していた
だいて、新年度予算に向かってですね、議論していくのが行政のほうのスタン
スちゃうかなというふうに思います。

収支率20%は、コミバスでは非常にハードルの高いということは認識、町長、しておりますねん。おりますねけど、財政が平群町は厳しい町でございます。けれども、町長、その中において、要するに3ルートプラスアルファの御答弁を12月にいただき、そして今回、3月議会においては、そのアルファの部分については、今調査中であるという御答弁をいただきましたので、この点についてはね、これで結構です。

次、よろしく申し上げます。

○議長

続きまして、4点目に入ります。都市建設課参事。

○都市建設課参事

それでは、4点目の平群駅周辺整備事業にいただきました質問にお答えをさせていただきます。

平成18年に事業認可、組合設立認可をいただきまして、今年度で早くも10年が経過をいたしました。事業も残り2年と、いよいよ大詰めとなっております。

その中で、1点目、平成28年度の国からの内示が来たのかということでございます。本日、3月14日8時30分に組合のメール、町のメールを確認をいたしましたけれども、まだ届いておりません。まず御報告をさせていただきます。

2点目の、もし減額となった場合の平群町の対応でございます。先般、平成28年2月17日の駅周辺整備事業特別委員会でも御説明を申し上げましたが、議員御指摘のように、平成23年度から平成27年度まで、国への要望額に対して内示額は約64%程度と著しく減額をされております。この内示減の状況につきましては、例年10月ごろから始まる新年度予算要望の際に県担当課にも強く要望してまいりましたが、奈良県予算も国からの国庫補助の内示減の状況が数年続いているということで、各自治体も各分野の事業推進に苦慮しているとの情報でありました。

平成28年度要望が現在の事業計画における社会資本整備総合交付金の最終年度になるため、過去の減額分も含めて12億3,500万円の要望を行いました。そして、11月初旬に、町長、議長より総務省、国土交通省、11月中旬には国土交通省近畿整備局にも国庫補助予算確保の陳情・要望を行い、予算確保に最大限の努力を行ってきたところであります。

議員御指摘のように、仮に平成28年度要望額が例年のように六十数%しか内示が来なかった場合、土地区画整理組合はその財源確保に重大な問題が発生することとなります。現時点において軽々に詳細にわたる答弁はできませんけ

れども、もし仮に平成28年度内示額も例年のように60%程度となった場合、まずは本事業の認可権者である奈良県と今後の方針あるいは考え方について協議することになります。

また、町としても県、組合の方針に基づき取り組んでまいります。ただ、町といたしましては、本事業の行政施行から組合施行への手法の変更、組合設立認可に至る経過、また組合発足から今日に至るまでの経過を含めると、本事業を成功裏に終息させるという責任もございます。そのような意味におきまして、それ相応の決意と責任を持って平成29年度完成を目指し、取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上、御答弁とさせていただきます。

○議長

馬本君。

○12番

4番目でございます。すみません、先ほど間違えました。

1点目、内示はまだ来てないと、現在。もしも来なかった場合どうしますかと。内示は来ますねけど、その要求額に対して今まで六十数%しか来てないから、あと残りどうするんやという質問でございます。

今回の12億3,500万につきましては、23年度以降の過年度分も入れながらの12億3,500万という御答弁もいただいて、この間資料でもそういうふうにいただいたわけですが、組合設立に至っては、先ほど参事が答弁いただいたように、まずは町施行、それから組合施行に変更になりました。その経緯をいろいろ聞いてみますと、お願いをされたという経緯があるみたいでございます。そういう過程も今日に至るまで、いろいろ町も組合もいろいろ御努力していただいて、あともう、29年度で終わりとなりますが、最終の年度の補助額でございます。僕も、今、参事が御答弁していただいたように参事は町として責任があるという「責任」という2文字を御答弁していただいたわけですが、私自身もそのように認識をしております。いろいろこの件について調査もさせていただきました。いろいろなことがあります。

そこで、私は思っておりますが、参事、再度お聞きしたいんですけど、もしもことしの下旬に内示額の満額が来なかった場合、速やかな特別委員会、議会にいろいろ議論せねばならないと思いますので、その対応をどのように考えておられますか。

○議長

都市建設課参事。

○都市建設課参事

それでは、再質問にお答えをさせていただきます。

もし満額内示が来なかった場合の町の対応としてでございますけれども、今お述べになっていただきましたように、まず関係機関と協議をいたしまして、町の協議も含めまして、特別委員会を開催をさせていただくということをお約束できると思います。

以上です。

○議長

馬本君。

○12番

この件につきましては、満額内示が来ることを私はほんまに祈念しております。何とか満額内示が来ていただくことが、平群町、財政厳しい町でございますので、そして1日も、29年度、繰越明許は別として駅前の事業が完了することを祈念しておるわけでございますが、今、参事のほうから御答弁していただいたように、内示が100%来ても六十数%来ても70%来ても、特別委員会は開催していただけるというふうに私は確信しましたので、この件については1日も早く完了することを祈念し、この質問を終わります。

○議長

続きますて、5点目。都市建設課長。

○都市建設課長

それでは、5点目の（仮称）東西線の御質問についてお答えをいたします。

まず、昨年6月以降の取り組み状況でございますが、大和郡山市に訪問し、これまでの取り組み経過の検証も含めて郡山市の担当者との打ち合わせ会議を開催をしております。

また、本路線を事業化するには、まずは県において調査費を計上していただく必要があります、両市町の担当で郡山土木事務所を訪問し、県との意見交換も行いました。

県の見解としましては、県内の道路状況については、平成17年度を境に交通量が減少傾向にあり、新たな道路整備の事業化は非常に厳しい状況下であるということを説明をいただきました。それと、県の道路整備については、平成26年度に策定をされました奈良県道路整備基本計画に基づいて道路整備を行っているという、このような説明があったわけでございます。

（仮称）東西線につきましては、県の上位計画には位置づけをされていませんので、今後事業化をしていくには本整備計画に位置づけることが条件となっております。

現在、本路線の事業化に際して想定される地域課題や県道路整備計画や道路

ネットワークとの整合性、さらには具体的な作業提案などの検討を行っており、その結果をもとに大和郡山市と具体の方法論について協議を深めていきたいと、このように考えております。

一方で、要望活動でございますが、引き続きまして郡山土木協議会におきましては要望案件として提案をしていきたいと考えております。さらに、三郷町や生駒市にも働きかけをしまして、大きな要望活動に発展できるような取り組みを進めてまいりたいと考えております。

このようなことで、(仮称)東西線の事業化に向けまして、引き続き積極的な取り組みを行ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長

馬本君。

○12番

2点目も課長が御答弁いただいたと思いますけども、今までこの件につきましては一旦とまったような感じでございますが、植田課長並びに郡山市の担当の方といろいろこの1年間に協議をしていただき、まして、郡山土木、県に協議をしていただいたということに対して、御努力に対して心より感謝を申し上げます。

これから、今始まりでございますが、今おっしゃっていただいた奈良県道路整備基本計画のこの概要、インターネットでとれるわけでございますが、26年度に制定されてるわけで5年計画でございますが、この中へ(仮称)東西線が入らなければならないわけでございます。その御答弁をいただいたように、県で調査費を計上していただく、これが大変でございます。

その前に、近隣市町村はもちろんのこと、大和郡山市と特に平群町は連携をとっていただくことが最重要でございます。この件について、今後継続的に、積極的に進めてまいりますという御答弁もいただきました。

この件については、長い長い闘いというより政策になると思います。この中で、先ほどちょっと質問の中に私ありましたように、健康まちづくりとあわせた道路整備を進めますということで、新奈良病院がここに建設されているわけでございます。奈良県の道路計画基本計画の整備、基本計画の具体策としてできてるわけでございます。この中に新奈良病院も入ってるとなれば、この(仮称)東西線は最重要な、平群町にとってですよ、最重要な政策と私は思います。

そこで、課長は積極的に努力、改めてずっとしていくということをおっしゃっていただいたんですけど、一番大切なのは町長も一応どっかで上田市長と会われてこの話したよ、それはそれで別として、一定の部分、課長が郡山市という

んな議論をされて、その後で町長が改めて、最初やね、最初から郡山市にお願いに行かれるというスケジュールになるかと思いますが、町長、前回もこの線は最重要な幹線やということを御答弁いただいているんですけども、私はいろんな平群町の政策、財政厳しいこの平群町にとって、この東西線は住民の生命、財産を守る上に最重要な幹線になると私は認識しております。町長もそれ以上の認識はお持ちやと思います。よって、町長の熱意、今後の具体的なこういうふうにするよというスケジュールを御答弁いただけますか。

○議 長

町長。

○町 長

東西線につきましては、かねてから議員のほうから何度となく御質問いただいて、非常に熱心に提案をしていただいております。

平群町といたしましても、この東西線が実現をすることによりまして、議員のおっしゃってるとおり、新奈良病院へのアクセスも非常によくなるかと思えますし、また、平群町にとりましては、町の経済的な活性化も図られる、人の交流も盛んになるということで、町全体が元気になっていくというふうに思っております。

しかしながら、課題といたしましては県の上位計画に位置づけされていないということでございますので、今後におきましては郡山市と今まで以上に連携を強めて取り組む、そのことに加えて、場合によりましたら三郷町や生駒市、南部のほうになりますけども、生駒市と三郷町にも大いに貢献する道路になろうかと思っておりますので、その点に関しましても三郷町、生駒市に話を持っていきたいと考えております。

いずれにいたしましても、議員の皆様、皆さんの御協力も必要かと思っておりますので、これからもよろしくお願い申し上げます。しっかり頑張っていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議 長

馬本君。

○12番

町長、固い決意、今、御答弁いただいたわけや。この東西線は平群町にとって一番、失礼やけどメリットがある政策でございますので、まず郡山市にね、まず町長、お話をさせていただくようにね、担当課長もそのベースをつくっていただきましてね、よろしくお願ひしたいなど。それと、町長、今言うたように、そっからまた近隣市町村にお話しさせていただくと。できたら期成同盟とは言わないけども、そのぐらいの気持ちを持っていただきまして、県の道路計画です

ね、整備計画に調査費、奈良県で調査費を計上、県の予算でね、していただけるような、ひとつ意気込みを今後よろしくお願ひしたいと思ひます。

この件については、また一般質問、ある程度期間置きますんで、ひとつその進捗状況もお聞きしますんで、議員さんはいろいろ皆、それについては反対される議員さんおいでにならないと思ひますけども、そこは町長、ひとつ、町長次第とは言ひません。これは議員も一丸になってやらなあかと私は思ひてます。ひとつよろしくお願ひしたいなと思ひます。

以上5点について、私の一般質問をこれで終わります。ありがとうございました。

○議長

それでは、馬本君の一般質問をこれで終わります。

続きまして、発言番号2番、議席番号4番、森田君の質問を許可いたします。森田君。

○4番

皆さん、おはようございます。ただいま議長の許可をいただきましたので、大きく3点質問いたします。今回は少し多い目の時間をいただきまして、しっかり議論を深めてまいりたいと思ひます。議長、よろしくお願ひいたします。

また、町長には質問に真摯に向かい合っただくことを冒頭お願ひいたしまして、質問に入ります。

まず、最初は駅周事業でございます。

この事業は紆余曲折がありましたが、当初の行政施行、町施行から町が全面的にバックアップする形で組合施行に移行、変更し、平成18年12月5日付で県の事業認可と組合設立認可を受け、同年12月24日に地権者で構成する組合員180名が平群駅西土地区画整理組合を設立し、事業費は75億5,000万円、平成29年度末完成を目標に事業が正式にスタートいたしました。

その後、街区、地区計画、町道平群駅前線からの敷地への出入りを裏道からアプローチするリアアクセス方式に変更し、県の変更認可を受けたと聞いております。また、平成25年4月30日の駅周特別委員会で東小学校北側、役場周辺の街区や2号街区公園の遊水池をオープンタイプから埋設、クローズタイプに変更すると説明を受けております。

そして、先月の17日の委員会では、近鉄に再三、平群駅改札口の改修やトイレの改修を協議してきたが、難色を示しているとの報告を受けました。また、調整池の変更、移転補償費の追加、ガスパイプの布設、消費税率アップで事業費がふえ、約70億円になり、町の負担も29億6,620万円になったということでもあります。

この事業は、平群町の玄関として立派な建物が立ち並び、にぎわいが出て活気が戻ると住民の期待も大きく、関心も高かったわけですが、現状を見られた住民の方からは失望の声が聞かれます。議員は何をしてるのだ、しっかりしろとお叱りを受けております。そうは言っても完成は29年度末、すなわち30年3月末になっております。完成まであと2年しかないことから、確認の意味も含めまして町長の見解をお尋ねいたします。

この質問は多岐にわたっておりますので、答弁は簡潔にお願いします。また、メモをとりますので、少しゆっくりめの答弁でお願いいたします。

1点目は、町と駅周組合の役割と責任のことで、駅周事業については、住民の方だけでなく、駅周の地権者からも、駅周事業は町がやっていると聞く場面があります。今でも多くの方は町がやっていると思っている方が多いのに驚いております。

この事業は、推進に当たって、あるときは町が前面に出て、あるときは組合が前面に出る、私としては怪奇にうつるところもございます。

2点目は、駅周事業による町への貢献度でございます。

平成19年8月と9月に町内8カ所で住民説明会を実施されまして、その後12月に住民説明会総括ということで「町行財政の現状について」を全戸配布しました資料によりますと、駅周事業による経済波及効果は7兆4,000億円、また事業完成時の平成29年度の波及効果は試算で1億5,000万円程度見込まれると記載されておりました。その後の資金計画シミュレーションでは、波及効果による町税収入は、28年1億2,280万、平成29年1億3,400万となっております。

そして、平成21年4月の住民説明会、平群駅前周辺整備事業概要資料では、立派な町並みや建物のパース、完成予想図が載っていました。イメージとはいえ、住民に大きな期待を持たせ、現状の仮換地を終えているところを見ますと、ほとんどが住宅、駐車場で空き地になっております。イメージパースとの格差が大きく、住民の方から落胆の声が私のほうにも寄せられております。ある意味、罪深いことではないでしょうか。

そこで、この事業による経済波及効果は別として、現時点の町への貢献度はいかなっておりますでしょうか。区域内の人口は施行前より大幅に減って、私には貢献度が少ないように見受けられます。

3点目は、総事業費のことで、先ほど申し上げましたように、事業費がいつの間にかふえ、8億円になり、保留地処分金もふえ、6億9,500万になっています。本当にこの金額で売却処分できるのでしょうか。ふえたのは面積でしょうか、単価でしょうか。

また、鉄道事業者の負担金6,900万がゼロになっているということは、近鉄の駅舎改修、トイレ新設の費用は80億円に含まれていると理解してよいのでしょうか。

4点目は、完成時期のことです。今まで一度も完成時期が延びるという説明がありませんが、駅周委員会などで説明を受けるたびに仮換地の時期、街区ロードや駅前広場の工事時期がずれ、遅れております。本当に計画どおり平成30年3月末に完成できるのでしょうか。近鉄は駅舎やトイレの改修が前向きでないというお話を聞いておりますが、トイレを町が駅前広場につくるというのであれば、それも含めて30年3月末に完成するのでしょうか。

また、このことによって事業計画の変更認可は要らないのでしょうか。

それと、最近まで駅前広場は平成23年度に完成すると説明を受けておりましたが、先ほどの申し上げました委員会でも遅れて28年度になると説明を受けました。その理由は、先ほども馬本議員からも質問がありましたように、補助金、交付金が予定どおりおこななかったということでした。あつてはならない話でございますが、来年度満額がなければ、それより遅れると、駅周の完成が遅れるというふうに理解していいものなのでしょうか。

5点目は、仮換地の推進状況のことです。仮換地の時期は、これも説明を受けるたびに遅れております。これから換地をする地権者や土地の減歩がない地権者から駅周事業の推進について合意形成あるいは協力する旨の回答を得られるのでしょうか。

また、仮換地の交渉過程で特段の約束事はないんでしょうね。

6点目は、組合への町の債務保証です。駅周事業は、先ほど申し上げましたように行政施行から組合施行に変わったことで、町は組合に債務保証してるわけですが、具体的な内容を御説明ください。

7点目は、町道平群西線の暫定道路の完成時期のことです。町道平群西線の平群交番から近鉄生駒線までの区間は、町が幅員6メートルの暫定道路をつくると言っております。これから設計して用地を買収して工事も進めることになるのですが、あと何年で完成して、接道要件を満たすのでしょうか。また、暫定道路をつくるのであれば、法的手続きが必要ではないかと思いますが、いかがなっておりますでしょうか。

次は、ふるさと納税の取り組みについてであります。

ふるさと納税は、平成20年4月、生まれ育ったふるさとを応援したい、ふるさとに貢献したいとの納税者の思いを生かすため、地方税法が改正され、ふるさと納税制度がスタートしました。

この制度によって個人がふるさと納税、寄附をしますと、住民税と所得税が

減免される優遇措置が講じられまして、また、平成27年4月から住民税の還付が1割程度だったものが2割程度に拡大され、年間5自治体までの寄附であれば、寄附ごとに申請書を寄附自治体に郵送することで確定申告が不要となるワンストップ特例税制になりました。

最近、マスコミはふるさと納税のおまけ、記念品の特集を組んだりして若干過熱気味でございますが、ネットで各自治体のふるさと納税の特権や特産品がもらえる内容がわかるようになっております。税本来の趣旨を逸脱していると思われませんが、財政が硬直しております平群町にとって、ふるさと納税、寄附はありがたい制度であります。また、財政面だけではなく、平群町をよく知っていただく、平群町のPRになるよい機会だと思います。

そこで、ふるさと納税、寄附について、町長の見解はいかがでしょうか。

1点目は、本年度の納税、寄附と記念品の希望のことです。町のふるさと納税、寄附は、本年、今のところ203件で226万円の寄附をいただき、前年度と比べますと件数、金額ともふえております。今年度ふえた要因をどのように捉えておられますでしょうか。

また、寄附された方は、具体的にどんな記念品を希望されているのでしょうか。できれば、町内の方が幾らずつ寄附されたのか、また、どんな記念品を希望されているのか、わかればお答えください。

2点目は、町外の住民のふるさと納税、寄附のことです。この制度によって平群町の在住の方が町外の自治体にふるさと納税すると、町の歳入が減ると思うわけでございます。ここ数年、平群町のお住まいの方が他の自治体にふるさと納税、寄附された件数、金額はどのようになっているのでしょうか。

3点目は、新たな取り組みのことです。ふるさと納税については、私は平成21年12月議会の一般質問で、ふるさと納税をいただいた方に記念品を贈るべきだと質しましたところ、税本来の趣旨を逸脱していると否定的な答弁でありましたが、平成25年度から記念品を贈るようになり、また、寄附方法も現金持参、銀行振込の二つの方法しかなかったものが、今では現金持参、銀行振込、現金書留、クレジット決済の四つの方法に拡大したことは評価できるものだと思っております。

また、26年9月議会の私の一般質問で記念品として信貴山や千光寺での座禅、護摩行などの宗教行事の体験参加、平群町を離れた方にかわって墓守や、結婚記念日などのメモリアルデーにバラを贈ることなどを追加してはどうかと提案しましたところ、検討してみるとのことでした。その後いかがなっておりますでしょうか。

また、それ以外の新たな取り組みはあるのでしょうか。

最後は、コンプライアンス、透明性の高い町政についてであります。

自治体や自治体の職員は、国民や住民全体の奉仕する存在として法律に基づいて行政を行ったり、さまざまな法律を熟知、精通することが求められるわけですが、また、高いコンプライアンス意識、倫理や社会規範を求められるわけでもあります。自治体には一般企業とは異なる視点のコンプライアンス、透明性の確立が不可欠であります。

そこで、コンプライアンス、透明性の高い、説明責任を果たす町政について町長の見解をお尋ねします。

1点目は、不祥事防止策のことです。町や町職員は、地方自治法、地方公務員法だけでなく、あらゆる法律、条例、規程などの法の定めに従い、かつ上司の職務上の命令に忠実に従うことが求められるわけですが、町や町職員の具体的な不祥事防止策はあるのでしょうか。

また、住民などからのクレームやセクハラ、パワハラから職員を守る、またモンスターペアレントから職員を守る対応策、対処策はあるのでしょうか。

2点目は、プロポーザルによる業者選定のことです。建物の設計やコンサル会社を決める、選定する際には、複数の業者に企画を提案してもらい、その中からすぐれた提案を行った業者を選定、決めることになっていますが、何をもってすぐれていると判断しているのでしょうか。

また、プロポーザルによって業者選定基準、規定が必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

3点目は、透明性、説明責任のことです。町業務の執行に当たっては法令遵守は当然のことですが、それだけでは住民の理解、協力は得られません。また、町政には公平、公正な事実を隠蔽しない透明性が求められ、また説明責任が求められるわけですが、具体的な取り組みはどのようになっているのでしょうか。

4点目は、町職員の研修のことです。自治体職員の業務の中で法律が果たす役割が大きく、行政法を初め憲法、民法、刑法などの基本的な法律については幅広い知識が求められます。また、倫理や社会規範についても遵守する対象になり、特に行政の現場では法律では想定できない問題が発生しているので、町職員が一人一人判断を必要とする場面が多々あることから、不正、不祥事を未然に防止するため、弁護士などからの専門家から研修を受ける必要があると思うのですが、いかがでしょうか。

以上3点が私の質問です。簡潔明瞭な答弁をお願いいたします。

○議長

都市建設課参事。

○都市建設課参事

それでは、森田議員からいただいております、駅周関連で7点ほどいただいております。順次御説明を申し上げます。

まず、1点目の町と組合との役割と責任問題です。本事業は平群駅西土地区画整理組合が施行する平群町平群駅西特定土地区画整理事業であります。御承知のように、土地区画整理法に基づき公共施設の整備改善、宅地の利用増進を図ることを目的として組合施行により進められているところです。事業主体は組合でございます。

そこで、組合の役割、責任と申しますのは、区画整理法による事業計画、実施計画に基づき、適正な予算執行により事業を粛々と進め、事業期間内に完了させるというのが大きな役割、責任ではないかと考えています。

町といたしましては、公共施設の整備・改善や公共の福祉に寄与するという法の趣旨、目的に照らし合わせ、公共施設整備に係る各種基準の遵守、関係機関との連携・調整、あるいは地域住民の皆さんと組合とのパイプ役を果たし、事業がスムーズに、また完了を迎えられるように技術援助協力を果たすといいたすのが大きなくくりで役割と責任ではないかというふうに考えています。

2点目の町への事業による貢献度でございます。

本事業は、平群の玄関口として位置づけられている平群駅に駅前広場もない、駅へアクセスは狭隘で一方通行であり、何とかしてほしいという利用者や住民の要望、また、当該地区は平群の中心地でありながら道路条件が悪く、土地利用ができない土地が点在をしている、雨が降れば床下浸水が起こる、老朽住宅率が高い等々、数々の行政課題が山積されており、中心地としての機能が果たされていないという地区の課題がありました。そのような多くの行政課題を克服するための手法として街路事業や再開発事業、区画整理事業とさまざまな角度から長年にわたり検討、協議が行われた結果、土地区画整理事業が最も有効な手法として現在に至っております。

本事業が完了を迎えますと、事業計画にありますように19メートル幅員の駅前線が築造され、駅前広場も配置をされてまいります。その他、区画内道路、国道、県道の整備、公園や水路の改修、下水、ガス等のライフラインの整備がされ、名実ともに災害に強い、安全で安心な住環境の整った中心市街地に再構築される、このことにおきましても事業の貢献度は高いと考えております。

さらに、換地された土地が地権者の意向に基づき土地利用が図られれば、さらなる貢献度のアップにつながると考えております。

3点目の総事業費でございます。総事業費につきましては、現在事業計画の変更を行っておりませんので、事業計画上の総事業費といえますのは75億9、

000万円となっております。先の駅周辺整備事業特別委員会で御説明を行いましたのは、最終の事業計画の変更を行った場合、総事業費が80億強になる見込みとして補助要望を含めて御説明をさせていただいておりますので、御理解をお願いいたします。

さらに保留地につきましては、既に地権者の方々に、意向に応じて付保留地として処分を行っておられます。引き続き事業計画にあわせて処分が行われるものと理解をしております。

続いて、鉄道負担金につきましては現在協議中でございます。内容につきましては、民鉄協の申し合わせというのがございます。それに基づき費用負担をしていただく積算根拠の求め方に折り合いがつかず、現在も協議中として御理解をいただきますようお願いいたします。

なお、鉄道負担金と駅舎の移転は別事業でございます。駅舎は事業区域外でありますので、町と鉄道事業者の協議として御理解をいただきたいと思っております。

トイレにつきましては、駅前広場内に設置予定でございますので、総事業に含んでおるところでございます。

4点目の完成時期はという御質問です。事業期間は、現在のところ平成29年度、平成30年3月末完了となっております。議員お述べのように、事業計画変更の時期というものが間近に迫っているということにつきましては、感じております。組合とも協議を進めておまして、補助最終年度であります平成28年度予算の内示を見極めまして判断をするということで確認をいたしております。

5点目の仮換地指定の進捗状況でございます。平成28年2月時点で105件の指定を行っております。これから進められます事業進捗にあわせて随時、地権者の御理解をいただき、仮換地指定を進めてまいります。

6番目の債務保証の内容でございます。18年3月議会で御承認をいただいております事柄につきましては、(仮称)平群駅西土地区画整理組合が行う平群駅西土地区画整理事業の保留地処分に生じた損失補償でございます。期間は、平成18年度から事業完了までとなっております。限度額は5億円とするというのが内容でございます。

7点目の都市計画道路、平群西線の完成でございます。平群西線の取り扱いにつきましては、組合とも十分連携を持ちまして、換地された土地及び地権者の土地利用にあわせて、暫定道路を築造し、接道要件を満たすべく進捗を見極めて進めてまいりたいというふうに考えております。

以上、大きく7点に御答弁とさせていただきます。

○議長

森田君。

○ 4 番

ありがとうございます。今回駅周の質問をしましたのが、やはり多額の資金を、税金を投入しておりますので、これをうまく収めないと住民の方の反発も予想されますし、地区内の地権者からもいろいろ反発も予想されるわけですから、当然これをうまく収めないと責任問題にも発展しかねないと思いますので、あえて今回質問させていただきました。

町長はお忘れかもしれませんが、私が議員になりました平成19年の年に駅周事業をやめたらどうかということをお願いしたことがございます。というのも、大阪の八尾市のJR久宝寺駅北側の久宝寺南土地区画整理組合が、事業認可を受けた後、近大の先生を中心に地域の住民の反対で取りやめられました。それまで受けた多額の補助金は返さなくてもよいということをお願いしましたが、残念ですが町長は突っ走られたというふうに思います。そのことを申し上げて質問します。

そこで、私の質問と答弁を整理しますと、4点に集約できるんじゃないかと思います。1点目は役割と責任、2点目は貢献度、3点目は事業費と財源、4点目は完成時期でございますので、順次質問します。

1点目の役割と責任のことでございますが、事業主体は組合だと。ということは、民間で企業でいう経営責任者は理事長というふうに理解していいでしょうか。そしてですね、実務的な資金繰りとか銀行借入れ、発注、支払い、工事関係、決算業務のような事務的な業務や仮換地の業務は組合がコンサルに委託して行っていると思っていいいんでしょうね。

二つ目は、議会や住民説明会にいろいろ資料を出されておりますが、この資料は、どなたがおつくりになったのでしょうか。もし組合がつくったのであれば、組合の了解を得られているのでしょうかね。

債務保証のことでございますが、保留地処分金に係る補填ということで5億円を上限にエビデンスを取り交わしておられると。しかし、組合のミスで、また組合からの要望とか問題点で起因して発生する費用は、この範囲から、損失補填の範囲から外れるということで理解していいんでしょうね。

四つ目は、西線の暫定道路のことでございますが、これ当然、町が費用を負担するわけですから、30年3月までにつくるということはわかりました。法的手続は要らないのでしょうかね。それであれば幾らかかっても、あと2年しかないのですから、当然費用のことも算出されてるでしょう、スケジュールも含めて。財源はどうなるんでしょうか。

貢献度のことですが、私は金額的なことを申し上げてるんですから、金額的

なことでお返しいただきたい。それであれば、これをつくってください、これを。町が出されたんでしょう、これを。こんな町並みをつくるということで。ちょっとおかしいんじゃないですか、今の答弁も。質問に対して答弁がなくなってないんじゃないですか。ね、ちゃんとしたものを返してくださいよ、答弁で。

それとですね、今多く、たくさん住宅が建っておりますが、やはり商店とか事務所などの業務系が張りつかないと固定資産税が上がらないんですよ。そのために、委員会などでは町長が、担当者が融資に頑張ってるというお話を聞いたんですけども、それであれば町長ね、町長自身がどういうふうな活動をされたんでしょか。

3点目は、事業費と財源のことです。先ほど駅舎の6,900万はこれから協議というふうに聞いてたんですけども、今説明があったんですけども、この間の資料に6,900万の費用はかかってないのはおかしい、それであればおかしいんじゃないかと。それと、トイレの費用は80億に入ってるんでしょかね。それと、その財源はどうなるんでしょか。幾らかかって財源はどうなるんでしょか。総事業費は80億で変わらないんでしょか。

それとですね、合意形成のことでございますが、私が聞いているのはもう今まで進めることは聞いてないんですよ。これからされる方ね、これからされる方にもう全て話が通ってるんかということですよ、換地をされる予定者の方に。先ほども言いましたけど、保留地がふえてるわけですよ、処分金。これは面積がふえてるんですか、単価がふえてるんですかって聞いたんですよ。

それとですね、組合に土地を買ってもらったという方がいらっしゃるんですけども、そうであれば組合から土地を買ったという方がおられないと、この事業が、換地が成立しないと思うんですけど、これはどのように理解していいんでしょか。

三つ目は、来年度の交付金、補助金のことですが、先ほども馬本議員から同じような質問がありました。これがおりにければ大変なことになると思うんですよ。町長には首長として手腕が問われるわけですから、12億3,500万ですかね、何としてもこれは獲得してもらいたい。そうじゃなければ、一般的には町が負担しないといけないわけじゃないですか。今、平群町はごみの問題とかいろいろ課題が山積してるわけですから、これは何としても獲得してもらいたい。仮定の話は答えられないという答弁があるかとは思いますが、もしこれがおりになかったら一般的には町の財源というふうに理解していいんでしょか。

それとですね、4点目は完成時期でございますが、遅れんようにやると。わかりました。頑張ってください、遅れないように。この補助金もあることです

から答えられないかも知れませんが、頑張ってもらわないと、もし今30年度より遅れるということであればですよ、どんだけ費用がかかるんですか、1カ月に。参考までお聞かせください。

それとですね、これね、トイレのとかいうので事業認可の変更はこれ要るんですね。それ、ちょっと答えていただけませんか。

○議長

都市建設課参事。

○都市建設課参事

すみません、整理をしながら答弁を率直にさせていただきますので、すみませんが、もし答弁漏れがありましたらお教えいただきたいということを前もっておわびをさせていただきます。

まず、1点目の組合責任者というのは理事長でございます。同時に、事務を行うのは組合の事務局ということになってまいります。

2点目の議会あるいは住民への説明会の資料というのは、それは町の都市建設課、私たちが作成をいたします。その点につきましては、出す提出資料につきましては組合で承認をいただき、確認をいただいて、提出をいただいて住民説明資料あるいは議会の資料とさせていただきます。

3番目の保留地に関する債務保証の、組合のミスあるいは要望という問題につきましては、ちょっと私どもでミスという判断というのが、ちょっと私のほうで理解できませんので、御答弁は差し控えさせていただきたいというふうに思います。

5点目の貢献度というのは、当時、簡便法で貢献度をイメージとして出させていただきました。現時点では金額で貢献度、完成の貢献度、完成したときの貢献度というのは金銭面では算出をいたしておりませんので、新しい資料というのは提出をすることはできません。

それと、イメージパスにつきましては、今、森田議員のお持ちのパスにつきましては、組合が作成をし、組合の責任で計上したものというふうに理解をしておりますので、私のほうから御答弁を差し上げることはできません。

6点目の駅舎の問題ですけど、駅舎の問題は現在近鉄と協議中でございます。民鉄協というのがございます。民間鉄道との申し合わせ事項というものであります。その中で、都市計画でされる駅前広場の6分の1を鉄道事業者が負担をしましょうという申し合わせ事項がございます。その申し合わせ事項にある6分の1ですけども、駅前広場に算出に求める算定式というのがございます。それが28年式といわれるやつなんですけども、その算定式に出てくる駅前広場の面積が、詳しく言いますと近鉄と私どもの面積の差が出まして、私どもは平

群町玄関口ということで少し広い目の面積をとっておりますので、その面積の算出方法に合わないということで協議を現在しております。ただ、資料としましてはゼロということで特別委員会に出させてもらいました。これにつきましては、今、近鉄と協議をしている内容が、民鉄協による申し合わせによって6分の1に係る費用を負担するのか、あるいは費用を出せないとするならば近鉄の用地をくださいということで、土地かお金かということで現在協議をしておりますので、ゼロということで指示をさせていただきました。

あとは土地の問題です。組合員が組合から土地を買ったというものです。これは、もう少し土地がほしいという地権者の希望によりまして保留地を売却したのが買われた内容です。

すみません、保留地の処分金がふえてるというのは、面積で若干の増があったということでございます。

すみません、今メモ書きで走りメモをいたしましたんですけども、暫定道路は都市建設課長のほうから答弁をさせていただきます。

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

それでは、4点目の暫定道路の関係の御質問についてお答えをいたします。

まずですね、この暫定道路の考え方なんですけども、その接道要件については行政のほうで責任持って確保するという、そういったことから、区域のちょうど北側の既存町道ですね、既存町道が現道4メートルなんですけども、この既存道路を6メートルに拡幅すると、そのようなことで建築基準法に合致したそういった接道要件を確保するというところでございます。

組合のほうで換地の割り込みであるとかですね、残地の分筆であるとかですね、その辺の作業を行っていただきますので、その辺の進捗については組合と連携をとりながら行っていくということでございます。

法的な手続が要らないのかという御質問でございますが、これは西線の本体の区域に入っておりますので、西線の本体につきましては当然のことながら都市計画決定をされた道路でございますので、事業認可あるいは補助申請もあわせて行っていく、また、公安協議も行っていくといった手続が必要になってまいります。ただ、今回のケースは暫定道路でございますので、4メートルの道路を6メートルに広げるということでございますので、道路法上の手続は必要になってまいります。告示決定を打ったりですね、そういった手続を経て築造をしていくということで考えております。

あと、それとですね、費用と財源の御質問でございます。これにつきましては

は、まだその詳細設計がですね、はじいておりませんので、なかなか正確な数字は言えないんですけども、現在その道路構造物については、路肩については擁壁、16式擁壁ですね、それで考えております。あとは、工事としては舗装ぐらいかなというふうに思ってます。概算なんですけども、約1,000万程度以内でできるであろうというふうに思っております。

あと、財源でございますが、これは補助対象になるメニューがございません。したがって、単独費でございます。

以上でございます。

○議 長

森田君。

○4 番

ありがとうございます。今答弁で、西線のほうで、これ、図面ですね、今、課長から町道がほとんどだとおっしゃってるんですけど、これ見たらほとんどが民有地の中にかかるんじゃないかなと思うんですよね、この図面が正しければですよ。道路にかかるのは、ほとんど一部じゃないかなと思うんですよ。それはまた精査していただきたいと思うんですけども。今1,000万、私はそんな金額でおさまらないんじゃないかなと思いますし、これにあわせて駅前線の東側の改造の話が出ておりますね。これも早急にやらないといけないいうのも私も理解してるんですけども、限られた財源の中ですので、ちょっと新聞報道なんですけども、踏切の改良促進法が改正する閣議決定が2月2日にされたというふうに聞いておりますので、閣議決定して法の施行まで大分時間かかると思いますので、その辺も時期も含めてこちらの時期とあわせて、私こちらのほうが優先順位が、西線のほうが高い、これをやれなければ駅周事業として接道要件が満たしませんので、これはよろしく願いいたします。

以前はですね、これの答弁ではですね、社会資本整備補助金がつくようなことを聞いておりましたんで、そのような答弁もあったように記憶してるんですけども、それがとれば、次回とれないということだと思いますので、西線の本チャンのときにはですね、それはそれで結構ですけどね。

今ね、あるときはこの駅周について町が出てきてですね、あるときは組合が出てくる、まさしく岡田参事の答弁はそれなんですよね。これのね、我々が組合の動きを知るというのは、何で知れたというのは、昔こういうものが議員に配られてたんですよ、「未来の風」というのが。ね。これで大体様子はわかったんですけども、最近はこんなもん届かない。我々だけなのか、組合員にも届いてないのかわかりませんよ。

ここで一番大事なことは、リアアクセスは組合長の要望で道路も変更したい

うんでしょう。そら組合長が責任をとってもらわなあかんのじゃないですか、それは。それであればですよ。街区も道路も何か変わってました、当初より。そしたら組合の責任で変更されたのであれば、組合で責任をとってもらうのが普通じゃないですか。それ、ちょっとおかしい話じゃないですか、岡田さん。ね。

この資料についてもですね、そんな話、一度も近鉄の協議の話なんて一つも説明されてませんよ。保留地がふえたことは聞きました。面積がふえたのか単価がふえたのか、そんな話は聞いてませんし、先ほどのですね、駅周のほうに土地を売った方、いうことは買った方があるということで、それが今組合に残ってるんでしょう、実際は。そんなこときっちり説明をして、こんなん聞かないと、我々が議員が聞かないと答えられないというのはちょっとおかしいんじゃないですか。

私はね、何とかこれ成功してもらいたいと思ってるんですよ。こんだけ町の財政負担をしてですね、ほんで貢献度いうたらですね、町並みとか、ほんならこれは組合がつくったんやと、まさしく私が言ってるとおりにじゃないですか。ある場面は町が出てきて、ある場面は組合が出てくる。悪くなれば組合や言う。ほんで、金は持たなあかん、それは保留地のことについてでしょう。ほかのこの変更については、町は一切負担することはないんじゃないですか。

ただし、私は個人的には総額がうまく収まれば、そんなことは問題ないと思うんですけども、町の負担がふえるなんて住民納得すると思いますか。これはきっちりですね、先ほど馬本議員の質問に対してですね、またやっておられると思うんですけども、もう一度岡田参事なり、町長がお答えいただいたら一番いいんでしょうけども、町長としてね、この駅周をどんな思いでね、これから30年3月末までに取り組もうとされているのか、その意気込みを聞かせてくださいよ。

○議長

都市建設課参事。

○都市建設課参事

それでは、森田議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず、1点目の土地の売り買いの状況ということでございます。多分、組合に売ったというのは、法90条によりまして清算金の換地不交付という措置をしまして、清算金で支払われる、その売り買いの話だというふうに思いますんで、土地をこの90条の換地不交付というのは、本来換地される土地が100坪ほどあれば、そんなでかい土地はもう維持管理でけんから80坪で換地してよということで、20坪を換地不交付でもうお金で清算されるというのが一

つの方法でございます。ほんなら逆に、30坪しか土地がないんですけども、増換地という手法で、40坪ほしいねんという方の要望に応じて10坪を増換地をして清算金で対応する、これが90条の今おっしゃってる換地不交付、売った買ったという話じゃないかなと、これが一つ目でございます。

二つ目は、通常地権者が土地を売買される場合につきましては、付保留地ということで組合から土地を買っておられます。残ります90条で清算をされる方の土地というのは、現在組合管理地として約3,500平米ほどございます。これは1点目の答えになるかなと思います。

2点目につきましては、遅れた場合の費用というのは、大変これは申しわけございませんけども、状況と、組合の状況もございますので、私のほうから現時点でお答えをすることはできませんので、よろしく願いいたします。

それと、事業計画は変更するのか否かという問題ですけども、事業計画の変更はするということは確認をとっておりますので、よろしく願いします。

先ほどからおっしゃってます町の職員の立場ということがございます。どうしても私たちが組合から答えられること、あるいは組合の独自の方針というものにつきましては、軽々に私たちがお答えをすることはできませんので、どうしても組合という表現になってしまいます。事実、パースも組合の資金ですから、大変申しわけないんですけども、組合の本来の方針とか、あるいは協議が必要なことについては、軽々に私のほうからお答えはできません。ただ、組合と協議がされて、議員の皆さんや住民の皆さんにお配りできる資料というのは、組合の確認をとって提出させていただくというのが、これは事務手続上でございますので、事務手続の問題でしてあろうかというふうに思います。

出てましたリアアクセスの問題につきましては、さまざまな角度から検討する中で、やはり平群町にも採用するというので、組合で理事会で協議をし、総会にも諮り、皆さんの意見を聞き、事業の計画の変更をやってきたというのが内容でございます。

これも、先ほどもありましたように28年度予算が減額内示になった、これは先ほど馬本議員のところでお答えしましたがけれども、これは特別委員会に、むしろ私どもが、町が特別委員会に開催依頼をし、お願いをして議員の皆さんの御理解、あるいは財政的なもの、状況的なものを見まして協議をいただく場を設定していただかなければならない、むしろ町からのお願いとしてあろうかと思っております。これにつきましては、事業計画の変更も行ってまいりますので、変わります内容につきましても特別委員会の委員長を初め、皆さん方に御相談も申し上げ、説明もさせていただきたいというふうに考えています。

先ほど80億に含みますトイレの費用でございますけども、約2,500万

程度の資金を予定で概算で入れ込み、予算要望しております。

以上でございます。

○議 長

森田君。

○4 番

町長、残念ですね。そんな思いなんか、担当者じゃなくて町長みずから発信してほしかったですね。思いが私には伝わりませんよ、そんなことであれば。あと2年しかないんですよ。これを成功させるために町長の決意を私聞きたかったわけです。残念です、非常に。

それとですね、今トイレが何千万かかるという、2,500万ですか、お話あったんですけども、それは80億に入ってるんですか、入ってないんですか。

それとですね、先般の委員会で換地作業は30年度になるという説明があったんですけども、それは組合がやるんですか、町がやるんですか。町がやるのであれば費用ね、費用が幾らかかって、それともう一つは、この施行期間というのはいつまでと考えればいいんでしょうか。土地区画整理法でいうですね、このフローチャートで、町から提出されたフローチャートで見ますと、清算までがフローチャートに書かれてるということは、施行期間が一般的に私は30年3月が施行期間だと思うんですけども、それはちょっと御説明いただけませんか。

○議 長

都市建設課参事。

○都市建設課参事

すみません、私の言い方が悪かったのか、大変申しわけございません。

トイレの資金につきましては、駅前広場に係ります約80億の予算の中に組みまれてございます。

2番目の換地の問題ですけども、仮換地であったり換地につきましては、当然組合が法的措置をとりますから、最終的には組合が仮換地指定をしましてまいります。私たちは町有地あるいは民間の方とパイプ役を果たして、スムーズに換地ができるように作業してまいります。

ただ、事業期間はあくまでも29年度、30年3月が現在のところ事業期間でございます。

○議 長

町長。

○町 長

私に意気込みをという御質問でございます。議会で何度もこのことにつつま

しては決意を表明し、また、住民説明会でも申し上げております。

私が平成19年に就任するときの選挙公約は、この事業につきましては財政を見通しながら推進するという公約でございます。今までそのとおり実施してきたと思っております。

当然この事業は75億9,000万円の国、県、町の、また組合の保留地処分金を使った事業でございます。大変な大きな公費を投入する事業ということでございます。何としても成功裏にこれを終えることが大事でございます。

組合の責務としましては、法律にのっとって区画整理が実現するというところでございましょうが、町といたしましては、公園ができ、道路が広がり、駅前広場ができただけで成功というわけにはまいりませんので、これまでも町の活性化についてさまざまな努力をしてきたところでございます。しかしながら、なかなかこの時期、駅前に民間の企業が進出するということは非常に難しい状況でございますので、その中でいろいろ考えた結果が文化センター・図書館というような結論でございます。これによりまして、民間企業も動いてくるのではないかと考えております。

また、東線、駅前線の東側バイパスまでの拡幅につきましては、早期に拡幅をいたしまして、雰囲気にも拡幅も実現していきたい。そのことによりまして、バイパスのにぎわいと平群駅前ののにぎわいがつながることによりまして、非常に町の活性化につながるということは考えられます。それに向かって全力で、財政を見据えながら推進してまいりたいと思っております。

○議 長

森田君。

○4 番

長くなりますのでそれ以上申し上げませんが、やはりですね、貢献度というのはやっぱり数字であらわすべきだと。それであればこの町並みをつくってくださいよ、町長。税務課で調べたらですね、28年度固定資産税290万ぐらいじゃないですか、1億というような乖離があるんですよ。それであれば、まずですね、何度も住民説明会してるときに、ごめんが当たり前じゃないですか。1億もね、地方税収入で乖離が出てくるわけですから。それは私ね、住民に対する説明責任を果たしてないと思いますよ。1億入ってくればですね、大抵のことできる、毎年1億以上入ってくれば大抵のことはできるじゃないですか、平群町で。その乖離はやっぱり責任を感じてもらいたいなと思うんですけども。

駅周事業、先ほども参事から御説明あるように、組合が主体で動いてる。しかし、多額の税金を使っている割に、議員にはなかなかそれが伝わってこない。まして住民にも伝わらない。うわべだけの話しか伝わってないというふうに私

は思います。

このことについてはですね、主体が組合であれば、執行者の理事長を招聘してですね、説明会を開くとかですね、そういうことを議長にお願いしておきます。ぜひともこれをやらないとですね、私は後で取り返しのつかないことになるんじゃないかというふうに思います。

また、町長には組合のほうに議会に説明するように申し出させていただきたいということをお願いしておきます。

町長、経済学にね、コンコルドの誤りという言葉、御存じですか。フランスの超音速機コンコルドの開発でですね、途中でもう全然採算がとれないのにそれで進んでしまったと。まさしく駅周事業がこれに当たるんじゃないかというふうに私は思います。

結果がそうなることで問題にすべきでないと思うんですけども、こんなことは、今の平群町を見ておりますとたくさんあるように私は見受けます。そんな有名な話を申し上げて、次、お願いいたします。

○議長

森田君の一般質問は途中でありますが、11時35分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午前11時17分)

再 開 (午前11時35分)

○議長

それでは、休憩前に引き続き再開をいたします。

(ブー)

○議長

2点目の答弁からお願いをいたします。政策推進課長。

○政策推進課長

それでは、森田議員の2点目でございます。ふるさと納税の取り組みにつきましてお答えを申し上げます。

まず、一つ目でございますが、ふるさと納税の寄附件数並びに記念品の希望についてのお尋ねでございます。

平成27年度は本当に多くの、全国の多くの方より応援をいただいております。昨年度1年間で寄附件数は16件でしたが、今年度につきましては4月から2月末までということでございますが、203件と御寄附をいただいた方がふえておるところでございます。

ふえた要因といたしましては、やはり専門のインターネットサイトを活用したPRや、寄附の手法といたしましてカード払いによる利便性が図られたこと、また、昨年でございますが、全国ネットの朝の情報番組でございますが、そこで放映されたことも要因の一つと考えております。

記念品の希望実績についてでございます。内訳で申し上げますと、へぐりまるごと詰め合わせセットが153人に、平群の新米が23人、平群の日本酒、日本酒平群でございますが16名、平群のお酒のみくらべが7名、テニスコートの利用券が2名、ウォーターパークの利用券が2名というふうな状況となっております。

また、まるごと詰め合わせのイチゴの古都華でございますが、非常にお送りをさせていただきました方からお褒めのお手紙などをいただくなど、大好評いただいております。大変ありがたく思っております。

あわせて、昨年度に引き続き、御寄附をしていただいたリピーターもおられることなど、平群のふるさと納税を応援していただいている方がふえておると感じているところでございます。

また、町内での件数というお尋ねでございましたが、町内3名の方が御寄附をいただいております。それぞれ何を記念品として希望されたかというところでございますが、へぐりまるごと詰め合わせのセットのイチゴということと、あともう1の方が新米、もう1の方がテニスコートの利用券ということで、それぞれ記念品のほう贈呈をさせていただいているところでございます。

次に、3点目でございますが、新たな取り組みはというふうなお尋ねでございます。現在、体験型やシティブロモーションを目的とした記念品につきましては、全国的にさまざまなメニューがあることは存じております。体験型につきましては、総務省の調査でございますが、ふるさと納税に関する現況調査結果というのがございます。それに基づきますと、現在ふるさと納税を実施しておる団体が1,788団体ございまして、そのうち73団体、率で申し上げますと4.1%になりますが、その団体に実施をされておるということでございます。

また、この間、実施をしておる市町村に問い合わせましたところ、記念品を贈るふるさと納税のメニューとしても非常に比較的少ないというのが大半であります。やはり体験型が少ないという理由でございますが、なかなか他県の方が実際に現地にきていただいて何か体験をするということ自身がやはり難しいのではないかとというふうなことで、確認もしております。

そのようなことから、町といたしましても、先ほど述べましたように、現在ふるさと納税の件数にもつながっておりますことから、まずは町の特産品を記

念品として送付いたしまして平群町のPRに努めてまいることが優先としてまいりたいというふうに考えております。

また、新たな展開といたしましては、現在詳細についてはまだ協議中ですが、今年度大変人気でございましたイチゴの古都華でございますが、それを使いましたスイーツを記念品に追加をしてみたい、いわゆる加工品ということでございますが、それを記念品に追加してみたいと考えております。また、あわせて一定額以上の御寄附を頂戴した方へでございますが、年間を通じまして季節ごとの平群の特産品を記念品としてお送りするという事なども検討しておるところでございます。

さらに新たな試みでございますが、記念品ではなく、本来のふるさと納税の趣旨に立ち返った考え方ということで、現在、町民の方が主体的にそれぞれ地域において取り組んでおられる事業やイベントに対しまして、いただいた御寄附を充当するといった仕掛けということで、コミュニティー型のふるさと納税制度を創設いたしまして、さらなる充実を図ってまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○議 長

税務課長。

○税務課長

森田議員2点目の町外への住民の寄附の状況についてお答えいたします。

平群町にお住まいの納税義務者の方がふるさと納税として寄附をされた件数及び金額につきましては、平成22年が6件で寄附金額が22万8,000円、平成23年が186件で寄附金額は774万4,516円、この年は東日本大震災が発生したため、震災関連の寄附がふえております。平成24年が31件、寄附金額で140万6,448円、平成25年が35件で寄附金額が135万700円、平成26年が92件で寄附金額で438万3,000円となっております。

そして、ワンストップ特例を利用し、27年中にふるさと納税をして寄附をされた方の件数は288件、寄附金額が674万2,000円となっております。27年分は確定申告をされた方が入っておりませんので、今後件数、金額についてもふえることとなります。

以上でございます。

○議 長

森田君。

○4 番

ありがとうございます。答弁を整理しますとですね、1点目は、ふるさと納税寄附金は全体的に入ってくるより出ていく方が多いということだと思っ
すね。2点目については、記念品としてですね、特産品のイチゴとか新米を御
希望されてると。来年度としては特産品をいろいろスイーツとか季節ごとの年
間を通じて物を送る、コミ型の記念品も考えてるということなんです。その前
にですね、来年度、その前の新しい取り組みとしてですね、私は体験型はどう
かということをお願いしたんですけども、やはりよそにもないようなことをや
らないと、今イチゴにしても、と思うんですけども、そのことは後ほど申し上げ
るとしてですね、今回この質問を取り上げましたのはですね、ある住民の方
から平群町の希望しても特産品もらえるのに魅力がないという、その方の意見
ですよ、その方の意見がですね、あるところに寄附すると大阪のアウトドア用
品メーカーの大手のモンベルさんの商品がもらえるということで、モンベルさ
んに電話して聞いたんですよ。そうすると、長野県の小谷村というスキーと
温泉で有名などこなんですけども、そこがモンベルの商品をもらえると、もら
えるというたら表現よくないんですけど、プレミアム商品券をもらえるという
ことで、モンベルさん、小谷村のホームページを開いたんですよ。ほんならホ
ームページ開くとですね、びっくりですわ、充実してるのに。これはですね、
これは平群町のホームページです。これが小谷村のホームページ、見たらどっ
ちに先に目が行くと思いますか、これ。

そんなことは別として、これ、2,000円以上寄附するとですね、もうすぐ
に25段階で寄附する項目、金額とチョイスする記念品がたくさん載ってる
んですよ。ここはですね、びっくりするぐらい寄附金集まってますよ。ホーム
ページで見られたらいいと思うんですけども。本当にわかりやすい。出てくる
のはですね、金額が25段階出てきてですね、そこから2,000円の場合は
これ、チョイスするのが出てくるんですよ。ひと工夫が必要じゃないかと思う
んですけど、それは別としてですね。それで、その後、小谷村に電話したとこ
ろですね、いろいろ話する中で、モンベルさんの記念品を考えたのはモンベル
さんの持ち込みですかと確認したところ、職員の提案ですということでした。
職員も一生懸命なってるんでしょう。これ、財政規模からするとですね、40
億ぐらいの、平群町より大分、3,000人ぐらいの人口のところですから、
観光がメインの税収じゃないかと思うんですけども、そういうことで質問させ
ていただきますが、1点目はですね、記念品のお得感がないと私いかんと思う
んですよ。本来の税の目的じゃないですけども、やはりそういうことを、それ
がスイーツがいいのか、季節物の商品がいいのか、それはわかりませんが、こ
れはですね、若い人に聞いてあげてほしい。年寄りでもいいですから、職員の

意見じゃなくてね、私はそういうことで先ほどそのコミュニティー型のいうことであればね、私は平群に新しい森をつくる運動とかですね、遊休地があるわけですから、そういうところに木を募って、それを10年間だけ植えた結果を報告するとかですね、そうすることによって遊休地の解消にもなるんじゃないかなと思うんです。変な話ですけど、イオンビッグのどこにも書いてますわ、ふるさとの森づくりって書いてますけれども、雑草ばっかしです、あれは。森じゃないですから。

そういうことを含めてですね、もう一度考えていただきたいというふうに思います。

それとですね、やはり平群町の方が町内に寄附していただくほうがメリットあると思うんですね、歳入がふえて。その辺の取り組みをしないといけないんじゃないかなと思うんですよね。それには、先ほどもあったように、平群町の方が身近に使える商品券なりお得感があるものをやらないといけないと私思うんです、平群町で買えるものじゃないと。表現よくないと思うんですけども、かんぽの宿とかAコープとかね、道の駅とかで使えるプレミアム商品券もやはり検討していただきたい。これにはまた企業の御協力が不可欠だと思うんですけども、その辺のことをちょっと御検討いただけませんかということなんです。答弁よろしくお願いします。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

森田議員の再質問にお答えをさせていただきます。記念品の贈呈というところでございます。これにつきましては、今ふるさと納税の制度自身が、本来のみずから生まれ育ったふるさとに対してそこを応援するというのが本来の趣旨でございますが、決して逸脱してはるわけではないと思っておりますが、今は、今おっしゃられたように各自治体の記念品が一つの大きな目玉というふうになって、一つの寄附をしていただく方の大きな動機づけになってるというのも、これも紛れもない事実かなというふうに思っております。そういう面では、記念品の充実というのは必要になってくるわけでございます。

やはり我々もこれ、いろいろ先進的にやられてる自治体のほうにもいろいろ問い合わせもさせていただいた中で、やはりその地域の本当にブランドとなるような特産品を記念品としてそろえられて、それを御寄附いただいた方にお返しをされてるというのが、本当に今一番のスタンダードになってるのかなというふうに思っております。

そういった意味では、議員が述べられたように平群町の特産品、お得感と、

もう一つ、やっぱり希少価値とかそういったプレミア感とかいうのも必要かなと思いますので、平群町の魅力ある特産品を御寄附をいただいた方にお贈りできる努力というのは、これは常々やっていかなあかんことですので、そこは担当課といたしましても職員の意見を聞きながら、また、いろいろそういったことを意見を申しただけの方の御意見を拝聴しながら進めていきたいというふうに考えておるところでございます。

それと、あと平群町に対しての寄附ということでございますが、これちょっと税のほうとも絡みが出てまいります、基本的には今回、平群町に対して町民の方も当然寄附はできるわけではございますが、4月1日から町民の方は平群町にふるさと納税をしていただいても、基本的にいわゆるお礼品を贈答する対象とはしないというふうにまず考えておるところでございます。これは、基本的に税のそういった部分での公平性であったりとか、また、県のほうのホームページにも載っておりますが、基本的には本来所在地に納税をされておられる方がふるさと納税をするというのは、そこの自治体の税収が減少するという事ではないんですけど、本来そこにお住まいの方というのはそこの自治体に、ふるさと納税のいかんによらず納税をしていただくというのが本意でございますので、そういう趣旨を踏まえまして、平群においては4月以降はそういう対応をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○議 長

森田君。

○4 番

やはりね、記念品は本当に本来の税の趣旨と逸脱すると思うんですけどね、やはりこれ知恵を絞っていただきたいなというふうに思うんですよね。これはもう平群町、財政が硬直してるわけですからありがたい制度、どなたか議会初日で話あったんですけども、長崎県のあるところは億の金が集まってるというところもあるんですよね。それは寄附の目的じゃないと思うんですけども、やっぱりもらえる特産品がお得感があるということじゃないかなというふうに思いますので、ぜひとも、これは知恵を絞っていただきたいなというふうに思うんですけども。

もう一つはですね、ちょっと私、考え方と違うんでしょうね。平群町の方に、寄附した方、もらったほうが得じゃないですか、平群町にお住まいの方が平群町に寄附してもらおうほうが。私はそれはちょっとおかしいんじゃないかと、改めるべきじゃないかなというふうに、もう一度、4月から施行に当たってですね、御検討いただきたい。それはお願いしておきます。

それとですね、一般企業のことですが、去年の秋にですね、私の知り合いの方から、奈良市内にお住まいのある会社の社長さんが息子さんに会社を譲ったけども言うことをきかない、気に入らないから会社の株とか不動産の名義をどっかに寄附したいという、どっかに譲りたいという話が出て、そういう相談を受けたということ。今、大阪の枚方市に話題になっておりますのはですね、7億円の美術館を建てて枚方市に寄附したいという方もいらっしゃいます。それに対して市の住民の方は、建設した場所の環境破壊とか、美術館を建てた後の維持管理で今もめておると。一度職員の方もネットで見ただけであれば枚方美術館で出ると思いますので、この方は7億円プラス美術品も寄贈するということを言ってるんですけども、この2例でわかるように、寄附したい人はいらっしゃるわけですよ。寄附したい人はいらっしゃるんです。それがいかに町に寄附してもらおうように持っていくかということじゃないかと思うんですね。これ、遺産相続がメインになるかもわかりませんが、そういうこともやはりPRすべきじゃないかなと。PRの仕方は非常に難しいと思うんですけどね。日本は昔から寄附文化というのは定着してたと思うんですけども、最近はやがらなくなったとはいえ、まだ寄附される方はいらっしゃると思いますので、その辺のこともよくPRして、ふるさと納税、一般寄附も含めて、やはり何かどういうやり方が私いいかわかりませんが、丸々入ってくるわけですから、一般寄附の場合は。そういうことも知恵を絞っていただきたい。これはお願いしまして、次、お願いいたします。

○議長

続きまして、3点目。総務防災課長。

○総務防災課長

それでは、大きな3点目のコンプライアンス、透明性の高い町政についてお答えをさせていただきます。

まず、1点目の不祥事防止対策についてであります。職員は法令を遵守し、上司の職務上の命令に従わなければなりません。また、同時に役職に応じた判断もしていかなければならないということでもあります。またですね、このような中、また不祥事対策であります。特に職員研修を中心に実施をしているわけですが、例えばですね、個人情報でありますとか、情報セキュリティ研修でありますとか、あるいはまた課長連絡会議、それから課長・所属長会議、また町長からの訓示を含め、地公法の遵守というのは、当然職員のこれはもう責務であります。そういった職員の周知も図っているところであります。

また、議員お述べのようなクレーム対応、またはセクハラ、パワハラ、保育・学校現場においてはモンスターペアレント等の対応等も、職員に求められる対

応力は多種多様に及んでいます。

職員を守るための対策であります、一番強く求められるのは、これらに対応できるやはり職員個人の知識力、それから対応力であると考えますが、このことは毎年繰り返し職員研修を実施して個人の知識力向上を行っております。

平成27年度においてはですね、ハラスメント研修、これは代表監査であります近藤弁護士の講師を招きましてですね、現在セクハラ、パワハラ等のハラスメント対策として、庁内ハラスメント相談員も配置しながら相談体制を整えておるところであります。

庁内に次に求められるものは、組織力であるというふうに考えます。特にクレーム対応も、モンスターペアレント等の対応については個人対応するのでは、当然個人対応も必要であります、課単位あるいは組織でやはり対応を行っていくというのが基本だというふうに思っております。同時に、先ほど申しましたように課長・所属長会議等を通じて、情報の共有も含め努めておるところであります。

以上のことを継続実施し、今後も対応力のある強い職員育成に努めてまいりたいというふうに考えております。

それから、2点目のプロポーザルによる業者選定についての御質問についてお答えを申し上げます。これは町全体の業者の選定基準であるため、総務防災課からお答えをしたいというふうに思います。

まずは、プロポーザルによる契約方式とはですね、その性質または目的が価格のみによる競争入札に適さないと認められる場合において、実績、それから専門性、技術力、企画力、創造性等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な業者を選定するため、一定の条件を満たす提案者から企画提案等の提出を受け、書面審査、ヒアリングまたはプレゼンテーション等を実施した上で企画提案書等の審査及び評価を行い、当該業務等の履行に最も適した受託候補者を選定する方式であるというふうに認識しております。

議員御質問のプロポーザル方式による業者の選定基準についてですが、まずその業務が、実績、専門性、技術力、企画力による業務内容が価格のみではなく、それ以外の要素を含めて総合的に判断が必要であるものでありますプロポーザル方式による判断をし、プロポーザル方式による業務発注を行っているところであります。

その際にはですね、その業務内容の履行を目的とした必要な仕様書を作成し、技術提案書等の提案があった業者から書面審査、ヒアリング、プレゼンテーション等を実施し、担当課や関係各課の課長、所属長など、また有識者において審査を実施し、その技術提案の内容等を勘案し、最もすぐれた業者を選定し決

定をしているところであります。

議員御指摘の選定決定について、何をもってすぐれていると判断しているかについては、その業務内容によってさまざまですが、履行実績や技術者、組織体制、また業務実施方法、企画力などを勘案し、最もすぐれた業者の決定を行っており、その際には関係者や関係機関、または有識者も含めて審査員において決定をしており、総合的な判断で業者を決定しております。

なお、プロポーザルによる業者の選定基準については、現在明確な選定基準、基本的には選定基準というところは定めておりませんが、業務を実施するに当たっては各担当課において各自治体、特に奈良県とか生駒市の基準を参考にしながらですね、対応しているというところでございます。

それから、続きまして3点目の透明性、説明責任についてであります。議員御指摘のとおり、町業務の執行に当たっては行政関係法令を遵守し、公正・公平に努めなければなりません。具体的な取り組みとして、毎月開催の課長・所属長会議において各課からの業務報告として目指す成果目標、あるいは現状と進捗状況、課題、今後の取り組み内容等を課長、所属長から発表していただき、問題点を共有することにより庁内で透明性を確保しているというふうに考えております。

また、例えば徴収関係で申しますと、収納対策会議等を開催し、各関係課からの収納業務について問題点を共有し、収納対策に取り組んでいるところでもあります。

説明責任等については、町広報あるいはホームページ、住民説明会において町行政の現状報告、それから行政課題を明らかにし、住民への説明責任を少なくとも果たしているというふうに考えております。

それから、次に4点目の職員研修についてであります。議員御指摘の、自治体職員は業務の中で法令遵守及び法令の解釈を果たす役割が大きく、憲法、民法、刑法、行政法等幅広い知識を備えることが求められております。特に行政の業務において、先ほど申しましたように公正・公平でなければならないことを踏まえると、行政の現場では想像できない問題が発生することも多々ございます。このような問題を未然に防ぐ対策といたしましてはですね、町長みずから管理職、課長・所属長会議等において、やはり報告、連絡、相談、いわゆる「ほうれんそう」の徹底を図っているところであります。職員にも同様であります。

また、行政業務に問題が発生し、専門的な判断での困難事案等については、現在2名の顧問弁護士の意見も伺いながらですね、いろんな角度から問題解決を図っているところであります。

議員御質問の弁護士等の専門家からの職員研修であります。平成27年度においては裁判例から考えるいわゆるパワハラでありますとかセクハラ、そういった研修も代表監査委員に講師としていただいているところであります。

またですね、専門研修としてはですね、先ほど申しましたように滞納整理実務研修、これは税務、福祉課において地方税法、民法の研修を行い、平成26年度であります。住宅新築資金貸付事業に係る債権回収の事務研修、これは弁護士の講師による研修であります。そういった債権回収も含む講習にも参加をしながらですね、また、生駒郡での4町で行っている税務職員専門の研修でありますとか、本町では情報セキュリティー研修、あるいは接遇研修、人事考課研修等を実施しているところであります。

今後、行政需要が増大する中、弁護士等の専門家からの研修は必要であると考えております。行政課題の必要に応じて適任の弁護士等の専門家からの研修を、今後そのような研修をふやしましてですね、職員研修に努め、公正・公平な業務に遂行していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長

森田君。

○4番

模範答弁ありがとうございます。私ね、先ほども言いました、この質問をしましたのはですね、数年前に大阪でですね、弁護士と専門家が裁判外の調停を行うというところがございましてね、民間総合調停センターというところがございまして、そこで2カ月に1回ぐらい勉強会がございまして、そこで研修に参加してですね、弁護士の先生方も御参加されてるんですけどね、その弁護士の先生方にお話を聞きますとね、本当に些細な事案でトラブルに巻き込まれ、訴訟や調停やそういう事案が発生しているということを知りましたので、今回一般質問で取り上げさせていただきました。

1点目のですね、町職員の不祥事の対応策のことは、当然そういうべきだと思うんですね。1点だけ、トラブルに巻き込まれないために、巻き込まれると精神的なダメージ、職員さんのダメージも大きいわけですけどね、1点だけ、町有バス使用規程、今回も何か質問があったと思うんですけどね、これね、この使用目的、使用範囲でね、わかりますか、これ。この内容で、私が見てこれが本当に割愛とかいうのはなかなかわからない。そういうことは、逆に言えばですね、職員が変われば運用も変わるということになるわけですから、声の大きい人が勝ってしまうということにならないように、これ条文を変えるのか、内規をつくるのか、そういうことも検討していただきたい。見直しをしていた

だきたい。これはお願いだけ申し上げときます。

プロポーザルのことですが、やはりね、これ、一番お金で決まるわけじゃないですね、一般競争入札と違って。主観が入ると思いますので、これは規定をつくるべきじゃないかというふうに思います。お隣の三郷町はつくる方向で進んでおるように聞いておりますので、やはりこういうことは主観が入らない、透明性を確保するために、私はプロポーザルの業者選定の規定をつくるべきと、これは申し上げておきます。

3点目の透明性と説明責任のことですが、これは具体的に今議会で問題になりましたものをちょっと掘り下げてみたいと思いますが、一つ目は文化センター・図書館基本計画策定業務の予算流用ですけれども、これは町長、もう一度お尋ねしますが、議員に説明責任を果たしておられると思いますか。

二つ目は清掃センターの仮置きダイオキシン汚染灰の処理についてですが、今までの経過も含めて説明責任を果たしておられると思いますか。私は思わないんですけど。私がこの問題を知りましたのが23年の12月だったと思いますが、清掃センター運営審議会ですか、審査会で傍聴しておりましたのでね、そのときに知ったんですけども、これは大変なことだなと。しかし、その後、大気も水質も基準以下だということを受けて、一般質問でも自分のピラでも載せませんでした。変な情報伝わりますと、町のダメージが大きいと思ったからです。

この2点にだけ御答弁ください。

それと、4点目の研修のこと、これはやってください、必ずね。一人一人のスキルを高めることが町の行政を高めるということですから、職員研修はしっかり取り組んでいただきたい。これはお願いしときます。

だから、説明責任、透明性のことについて御答弁ください。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

森田議員の再質問でございます。再質問の中で今議会ちょっと初日やったかなというふうに記憶しておりますが、予算流用におきまして繰越明許の手続をさせていただいた中で、文化センター・図書館の基本計画の策定業務というのを繰り越しをさせていただきました。その財源の確保において、流用という手続におきまして財源を確保したということでございます。

基本的に流用科目についても、私そのときちょっと説明をさせていただいたかなと思いますが、同じ同一の目で流用いたしました。予算の残額をちょっと集めてその費用を捻出したわけでございますが、コンプライアンスという部分

で言いましたら、そのこと自身は特に地方自治法の規定等に反するものではないかとはいえません。いわゆる町の裁量権という部分で予算を捻出し、事業をやっていくということですので、その部分については特にコンプライアンス違反にはならないのかなというふうには、まず思っております。

それと、あと必要性の部分においてでございますが、文化センターの議論につきましては、この間、全員協議会等でも一定御説明申し上げたところでございます。基本計画の必要性につきましても今議会で町長のほうから述べておるとおり、一定今後その計画、いわゆる計画の是非も含めてやっていくためには必要な業務であるということでの業務自体の必要性というのもあったというふうに理解しておりますので、その二つ勘案いたしまして、こういった事務処理をさせていただいたというところでございます。

○町 長

灰は答弁せないかんか。

○議 長

いやいや、説明責任という部分だけでよろしいです。町長。

○町 長

私、就任いたしましてから透明性、説明責任につきましては最も重要なことであるということで、そういうふうに対応してきたと思っております。

この文化センターの予算の流用につきましても、今まで議会で議論いただきましたわけですが、町の考えがまだまとまってないその状況では議論できないじゃないかというお話もございまして、やっぱりしっかりと町の考えをまとめる必要があるということで、予算の流用というような形にさせていただきました。今後ですね、町の考えをしっかりとまとめまして議会の皆様に説明責任を果たしていきたい、そしてまたいろんな御提言もいただきたい、こういうふうに思っております。

いずれにいたしましても、町民の皆さんに対する説明責任、あるいはまた議会に対する説明責任も、これから改めて重要性があるということを確認しながら行政を進めてまいりたいというふうに思っております。

また、灰の問題につきまして、通告外でございますが、説明責任という点で御説明申し上げます。既に新聞社にも発表いたしまして公表いたしております。町といたしましては、5月の広報に予算の公表をいたします。まず皆様方から議決をいただいた上で公表いたします。その手続上からいきまして、5月の広報で予算の説明をする中で、2億4,500万の処理の説明も広報でさせていただく予定でございますので、よろしくお願い申し上げます。

○議 長

森田君。

○ 4 番

予算の流用ですね、当然法律的には犯してないということ十分わかりますけども、議員から聞かないと答弁しないのも、それはおかしいんじゃないかということをお願いしてるわけですよ、ね。法律がどうという話じゃないじゃないですか。議員と行政がタグを組んでやらなあかんときたくさんあるわけじゃないですか、ね、それをきっちりお願いしておきます。

それと、ダイオキシンのことですね、これ本当におかしいですね。運協にもかかってないですね。また、これ運協で問題になったわけですから運協に返さないといけないわけですね。それは該当するですね、白石畑とか椿井とかネオポリスの自治会に説明されたんでしょうか。それ、どうなってるんでしょうか。

○ 議 長

町長。

○ 町 長

地元には、もう先般説明いたしております。そして、運営協議会につきましては、ちょっと日程的な問題がございまして、4月の初めごろに運協を開くように予定をしているところでございます。運協につきましては、時間的な余裕がちょっとなかったということもございまして、4月の初めに開催する予定で調整を行っております。

○ 議 長

森田君。

○ 4 番

清掃センターの件ね、こんなん4月7日に、私、運協のメンバーですから、4月7日にやりますというのが先週末に連絡ありました、これは。

そやけど、これは逆じゃないですか。こんなことをやってると、ある議員からは無駄な委員会やめろというのと一緒じゃないですか。そういうことを言われてるわけじゃないですか、町として。それは法律的に要るかもわからんけども。きっちりそういう審議する場所があるんじゃないですか、住民とあわせて町とが。そんなとこ先かけるべきじゃないですか。

また、議会でですね、仮置きに問題があると言われたわけじゃないですか。仮置きの灰の置き方に、テントを被せるとか屋内にしないといけないという話やったわけじゃないですか。そういうことがきっちりやっていただきたい。住民の生命と安全を守っていただきたい。それはお願いしときます。

一つだけですね、町長に申し上げたいことがございます。先月、自治連合会の三代澤康司さんの講演会がありました。そのときに司会者が冒頭、写真撮影、

録音はやめてくださいとアナウンスがありましたが、町長はホールの出入口付近でシャッターを切られてましたね。これっておかしいんじゃないですか。そんなことをしていると住民に範を示せないじゃないですか。私はそのブログかどうか知りませんが、写真まで載せておられたので、当然肖像権があるわけですからね、そんなことで職員に法令遵守言っても仕方ないじゃないですか。ね、そういうこともきっちりやってこそ首長の責任を果たすということじゃないかなというふうに思うんですよね。町の山積する課題をですね、解決してもらいたい。そのためには、もうお金を使うことはできないんですよ、平群町の財政からして。もっとソフトのね、運動とか今回やられる挨拶運動とかね、花いっぱい運動とか私いろいろ提案しました、BUYへぐり運動も。この4月から挨拶運動を実施していただき、非常にありがたいことです。そういうことを本当に議員の提案も積極的に受け入れてほしい。そんなに私は金かかること一つも言ってません、今まで政策提案はしましたけども。

そういうことで、私の一般質問これで終わります。

○議長

それでは、森田君の一般質問をこれで終わります。

午後1時40分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午後 0時15分)

再 開 (午後 1時41分)

○議長

それでは、休憩前に引き続き再開をいたします。

(ブー)

○議長

引き続き一般質問を続行いたします。

発言番号3番、議席番号10番、窪君の質問を許可いたします。窪君。

○10番

10番、窪でございます。ただいま議長の許可を得ましたので、先般通告させていただいております5項目について質問させていただきます。

1項目めは、子ども医療費助成を高校卒業まで拡充し窓口無料化をについて質問をいたします。

3月議会に住民の方々より「子ども医療費助成を高校卒業までに拡充し、窓口無料化を求める請願書」が提出され、私も有志の議員の皆さんとともに紹介

議員となり、請願は3月4日の文教厚生委員会で可決をいたしました。

平群町においても人口減少問題の克服が大きな課題となり、地方創生総合戦略を策定し平成31年度までに合計特殊出生率1.6を目指しておりますが、現時点では1.07と県下でも一番低い現状であります。子どもの置かれている状況は多様化する中、子ども医療費の経済的負担が一番大きいと言われており、昨年7月31日、公明党奈良県本部として荒井正吾奈良県知事に子ども医療費助成の拡充と窓口無料化を求める要望書を提出させていただく中、知事は検討するとともに総合的な少子化対策を進めていきたいと述べられ、平成28年8月より県補助金の対象範囲を拡大し、通院も中学校卒業まで助成が拡充されることにより、町負担が削減されます。

また、国では公明党が要望する中、厚生労働省は子ども医療費窓口無料化を実施している自治体への国保の補助金を削減するペナルティーを条件つきで見直すために、子どもの医療費制度のあり方等に関する検討会を設置し、子どもの医療分野における受診状況や提供体制、自己負担や国保の国庫負担のあり方などが検討され、今後一定の方向性が示されます。

現在、近畿では、奈良県以外の全ての府県が窓口負担なしの医療費助成制度を実施しております。本町においても人口減少に歯どめをかけ、希望出生率1.6の実現につなげるため、若い世代の希望の実現に取り組むことが必要であると考えます。

まず、1点目、県補助金の拡大に伴う平成28年度予算による1年分の概算として約800万円の町負担額が減少し、さらに子ども医療費助成を高校卒業まで拡充した場合の試算としては約530万円となりますが、差し引きしても約270万円の町負担額が減少します。したがって、高校卒業まで無料化を拡充しても、今までの医療費の中で対応できます。3月4日の文教厚生委員会の質疑の中で馬本議員の質問に対して町長は、できるだけお応えできるよう慎重に検討したいと大変前向きな御答弁をされ、今置かれている子どもたちの立場に立って理解されたと評価をもって受けとめさせていただきます。つきましては、再度、岩崎町長に高校卒業までの拡充に対する御答弁をよろしくお願いいたします。

2点目、また、自動償還払いから窓口無料化の現物給付方式の助成制度とするために、国において検討会で審議を重ねておりますが、県にも重ねて強く要望をさせていただくことをお願いしたいと思っておりますが、いかがお考えでしょうか。

大きな2項目めは、バリアフリー法に基づく鉄道駅の整備をについて質問いたします。

本格的な高齢社会の到来や、障がい者が障がいのない人とともに生活し、活

動する社会を目指すノーマライゼーション理念の浸透など、全ての人が自立した日常生活や社会参加を営むことができる社会を構築するための環境の整備を一刻も早く推進していくことが求められております。

一方、公明党の強い主張により、いわゆるバリアフリー法といわれる高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律が平成18年12月に施行され、1日当たりの平均的な利用者数が3,000人以上の鉄道駅については平成32年度までに原則として全てのバリアフリー化、いわゆる段差の解消、また視覚障がい者の転落を防止するための設備の整備等の移動等円滑化を実施するとしております。さらに3,000人未満の鉄道駅においても、地域の実情に鑑み、利用者数のみならず、高齢者、障がい者の利用の実態を踏まえ、可能な限りバリアフリー化を実施することになっております。

以上を踏まえ、平群町におけるバリアフリー化の取り組みについてお尋ねをいたします。

1点目、平群町においてもバリアフリー新法に基づき、平群町交通バリアフリー基本構想を策定し、町内のバリアフリー化を計画的に、具体的に推進していくためには速やかに策定すべきと考えますが、いかがお考えでしょうか。

2点目、平群町駅の4鉄道駅、竜田川駅と平群駅と元山上口駅、さらに東山駅のうち、バリアフリー化ができていない1日当たりの平均的な利用者数が3,000人を超えている鉄道駅は平群駅と東山駅であります。移動等円滑化の促進に関する基本方針に定める期間である平成32年度末に向け、町として事業者と関係先とどのような取り組み、協議を行っておられますか。

さらに3,000人以下の竜田川駅についてもバリアフリー化への取り組み協議を行っておりますか、お尋ねをいたします。

大きな3項目めは、病児・病後児保育の実施について質問をいたします。

子どもが病気にかかり保育園で預かってもらえない、でも仕事は休めない、働くお母さんに最も多い悩みの一つでございます。症状がおさまっても医師の許可がなければ登園できないこともあります。一層核家族が進み、夫婦共働きを選択する家庭や母子家庭、父子家庭など、家族のあり方が大きく変化している現在においては、病児・病後児保育は利用ニーズが年々高まっております。

県下では、現在病児保育が5自治体、病後児保育が9自治体で実施されており、新年度よりさらに拡充されると伺っております。病児保育については全てが医療機関において実施されています。この件については、これまで何回も議会質問をしまいましたが、平成26年3月議会では広域体制の構築を県にも要望していきたいと答弁されておりますが、その後の進捗状況をお尋ねをいたします。

大きな4項目めは、無料公衆無線LAN、いわゆるWi-Fiの整備について質問をいたします。

現在、スマートフォン等の急速な普及に伴い、アクセス情報や施設情報などを入手しやすい環境をつくっていくことが大きな課題となっております。観光庁が昨年発表した外国人旅行者に対するアンケート調査によると、旅行中に困ったことのトップが、無料公衆無線LAN環境が少ないことで、観光施設などあってもほしい設備のトップに公衆無線LAN環境が上げられております。

そのような現状のもと、各自治体でも多くの観光客へのおもてなしや集客アップのために公衆無線LAN、つまりWi-Fiの整備をして高速インターネット通信が可能としております。

まず、1点目、観光拠点整備として外国人旅行者などの利便性を向上させ、手軽に必要な情報を手に入れ、町の魅力をより発信するため、道の駅を初めとする町内の観光案内施設において無料公衆無線LAN、無料Wi-Fiのスポットを設置し、整備を進めていくべきと考えますが、いかがお考えでしょうか。

2点目、防災目的として、災害発生時に携帯電話が混雑してつながらない場合でもネット接続は可能など、避難所などの防災拠点へのWi-Fiの整備による連絡手段の確保が必要と考えますが、いかがお考えでしょうか。

3点目、整備後は整備施設であることを明示するステッカーを張るなど、整備施設の情報をホームページなどで広く一般に知らすことも必要ではないでしょうか、お尋ねをいたします。

大きな5項目めは、町公式ホームページのスマートフォン対応とツイッターの導入をについて質問をいたします。

先ほどの質問とも関連しますが、スマートフォンは、もう生活する上で欠かせない機器となり、国民の2人に1人が所有していることが調査でも明らかになっており、さらなる普及拡大が想定されています。また、スマートフォンの特性として普通の携帯端末と違い、一般携帯電話利用者に比べ、インターネットの利用頻度が高く、活用の仕方も検索、地図、ゲーム、動画、電子書籍など多岐にわたっております。今後はスマートフォンで情報を得るほうがさらに増加すると予想されます。

そこで、1点目、現在町のホームページはパソコン対応の通常版のため、スマートフォンを御使用の場合はパソコンとほぼ同様に通常版のページを閲覧することになります。しかしながら、スマートフォンでは一部閲覧しにくい箇所があるため、デザイン面も含め、見づらいつ部分の解消のためには、町公式ホームページのスマートフォン対応によるリニューアルが必要と考えますが、いかがお考えでしょうか。

2点目、また、新しい情報発信の手段としてフェイスブックなどのSNSの活用をして、わかりやすい最新の情報発信をたいていただいておりますが、さらなる広報媒体の充実を図るため、若い世代が友人と交流し、さまざまな情報を入手するツールとするツイッターが大きく普及しております。SNSには、これまでのメディアにはなかった拡散性という特徴があります。リツイートなどの機能によって多くの人と情報が共有でき、思いがけない情報のネットワークが広がっていきます。このメディアは大きな予算を伴うこともなく、体制さえ整えばすぐ始めることが可能であります。さらに地域住民への情報提供と地域活性化を目的として、フェイスブックとも連動させ、ツイッターの導入による情報発信を進めるべきと考えますが、いかがお考えでしょうか、お尋ねをいたします。

以上、端的に明快な御答弁をどうぞよろしくお願いたします。

○議長

はい、町長。

○町長

1点目の御質問にお答えしたいと思います。

人口減少、少子化対策といたしまして、子育て支援は国においても大変重要な課題となっております。高校3年生卒業までの医療費助成につきましては、平群町の子育て支援の目玉政策といたしまして8月診療分、10月支払いから実施してまいりたいと考えております。つきましては、6月議会に条例の改正案を提案してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願申し上げます。

○議長

福祉課松本主幹。

○福祉課主幹（松本光弘）

2点目の窓口無料化について、県に重ねて強く要望をとということでの御質問でございます。この件につきましては、過去数年間にわたりまして町村会を通じて要望してきたところでございますが、今後も引き続き窓口無料化に向けて強く要望してまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

○議長

窪君。

○10番

大変ありがとうございます、岩崎町長。本当に住民の皆さん、請願を出していただきまして文教厚生委員会で可決しました。最終議会どのようになるかも今はあれですけれども、本当に平群町1.06と最下位ということで、文教厚

生委員会でもいろいろな質疑もございましたが、本当に大英断だなと私は大変評価をしたい。また、感謝をしたいと思います。私、請願議員の5名の議員の皆さんとともに、やはり財源がないのに何でもやれやれというのは、これは無責任極まりないという思いでございましたけれども、今回28年度の県補助金の拡充分と、また、さらにですね、消費税の増税分が子育て等の社会保障関連経費に充てることが以前より国で決められております。私ども公明党は、もうこの消費税には本当に社会保障を守るために必要で、もう上げるというのはつらい話ですけども、やはり守っていくためには必要だということで賛成を、三党の合意で賛成をさせていただいております。28年度地方消費税交付金が2億3,700万円と前年度より6,300万円の増にもなっております。それと、県の荒井知事の英断で拡充をしていただきました。これを受けて、私は今、近隣町も条例改正いろいろあると思うんですけども、奈良県で本当に一番トップの子育ての目玉になるのではないかと、もう高く高く評価をしたいと思います。余りに端的に明快に言っていただきましたので言葉があれなんですけれども、多くの保護者の皆さん大変喜ばれると思いますので、しっかりと6月議会で条例改正をしていただいて、町の内外に御発信をお願いをしておきたいと思っております。

また、窓口の無料化、これも住民の保護者の皆さんの御要望でございます。これは公明党が国のほうで今、ペナルティーの廃止に向けて全力で頑張らせていただいておりますので、引き続きまして国と地方とが連携して、平群町としてもしっかりと荒井知事のほうにこの窓口の無料化を要望をしていただくことをお願いしたいと思います。これが、このこと一つ、少子化対策の人口減少に歯どめをかける、また、希望出生率1.6への目玉の施策として多くの保護者の皆さんが喜んでいただき、また、多くの若い人が平群へ永住、定住をしていただけるようお願いをいたしまして、この質問については、もう本当にありがとうございました。感謝申し上げます。

次に移ります。

○議長

はい、2点目の答弁。総務防災課長。

○総務防災課長

それでは、大きい2点目のバリアフリー法に基づく鉄道駅の整備について御答弁させていただきます。

1点目の交通バリアフリー基本構想を策定すべきではないかという御質問でございますが、議員御存じのとおりバリアフリー新法ではですね、市町村は旅客施設を中心とする地区や、高齢者や障がい者の人たちが利用する施設が集ま

った地区について、バリアフリー基本構想を作成することができるというふう
にされております。鉄道駅、役所、それから福祉施設等の生活関連施設が徒歩
圏内に集中している地域が、この基本構想の該当地域というふうに認識をして
おります。このバリアフリー基本構想は、駅舎のバリアフリー化だけではなく
ですね、徒歩圏内の歩道整備などまちづくりを含めたバリアフリー基本構想と
なっています。本町においては、駅周辺整備事業あるいは道路整備、歩道整備、
それから公共施設の整備の基本計画においてもですね、バリアフリーの技術基
準に基づいた計画、あるいは実施もしているところでございます。議員提案に
ついては今後の課題として受けとめさせていただき、まちづくりにつなげてま
いりたいというふうに考えております。

2点目の、移動等円滑化の推進に関する方針に定める平成32年度末の期限
に向け、事業者や関係先とどのような取り組みや協議を行っているか、特に3,
000人以下の竜田川駅についても、どのような取り組みを現在行っているか
という御質問でございます。

これにつきましてはですね、バリアフリー法が施行されて22年までに一定
の利用、これは5,000人以上の駅については平成22年度までに一定の整
備をするということになっておりますが、あわせてですね、国土交通省はこの
円滑化の促進に関する基本方針を改正をして3,000人以上の利用駅にも対
象を広げて現在整備を図っているというところでございます。平成32年まで
にこのバリアフリーを促進するものであります。平群駅それから東山駅につ
きましては、現在3,000人以上ということで議員も御承知かというふうに
思っております。

特に東山駅についてはですね、エスカレーターの設置等はされておりますが、
エレベーターは未設置であるというふうな状況であります。これにつきましては
は、東山のエレベーターの設置についてはですね、生駒市がいわゆる東山駅の
管轄でございますので、これにつきましては東山の駅舎について、先ほど申し
ましたように生駒市ということで、生駒市とも協議を重ねておるところです。
駅自体がですね、生駒区域の駅ということになります。需要はですね、
平群町の利用が非常に多いということも認識する中で、今後も生駒市と協議を
する中で平成32年度をめどにやはり整備をしていく必要があるのかなという
ふうにご考慮しております。これにつきましては、事業者負担も含めて国が3分の
1、それから事業主体、いわゆる近鉄になるわけでございますが、3分の1、
奈良県と市町村が6分の1ずつという負担割合もでございますので、大変大きな
費用がかさむわけでございますので、これについても生駒市と協議も進め、バ
リアフリーの期限までに整備ができるように努めていきたいというふうに考え

ております。

それから、竜田川駅についてはですね、竜田川駅のスロープについては以前から他の議員も含めまして御心配をいただいているところでございますが、現在、近鉄生駒線利用促進協議会、2月4日にも協議を奈良県、それから近鉄、それから平群町と3者で2月4日に協議を行ったわけでございますが、なかなか3,000人以下の駅については厳しい状況にあるということは変わりはありませんが、今後ですね、また近鉄本社あるいは各関係機関に働きかけてですね、実現できるように協議もしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長

窪君。

○10番

ありがとうございます。

まず、1点目の交通バリアフリー基本構想の策定について質問させていただきました。今、課長の答弁で、この基本構想は駅舎を初め歩道整備などまちづくりを含めたもので、平群町では駅周辺整備や歩道整備を初め、公共施設整備等の基本計画においてもバリアフリー化に基づく計画を実施して努力をしていただいているということで、これは私も各担当課が御努力、バリアフリー化、個々にしていただいていることを評価をしたいと思います。

ただ、このバリアフリー化基本構想の策定によるメリットっていうものがあると思うんですが、それはどのように認識されているのか、まずこの1点をお尋ねしたいと思います。

2点目でございますが、平群町域の4鉄道、平群町は竜田川、平群駅、元山上でございます。東山は駅舎の大部分が生駒に当たりますが、平群駅と東山は1日の利用者が3,000人以上ということで、平成32年度末までにバリアフリー化の整備対象駅ということで努力をいただいていることが、今御答弁でもよくわかります。東山駅は、エレベーターの設置についても生駒市と協議して、平成32年度をめどに費用負担もあり協議をしていると。竜田川駅についても、以前より他の議員からも御質問、私も質問をさせていただく中、1,000人を超える駅でございますが、スロープや簡易エレベーターが設置できないかと、11段の階段がなかなかのぼれない、おりれないという状況ですので、体の御不自由な方や車椅子の利用の利便性向上のためにも協議をいただいておりますが、2月4日も協議をしたということでございます。

ところで、私も本年ですね、1月、生駒市の小紫市長に要望に行かせていただいております。私が1人ではありません。公明党の生駒市議団3名の議

員と、また公明党の大国県会議員とともに5名で行かせていただき、生駒の小紫市長に、近鉄生駒線各駅のバリアフリー化と移動等円滑推進に係る要望書を提出をさせていただきました。約1時間近く小紫市長とも本当に和やかな懇談をさせて、また要望させていただきましたが、また、2月には岩崎町長に平群の町民の皆様とともに同要望書も提出をさせていただきました。

以降、3月7日でございますが、生駒市議会も今、定例会を開催されておりますが、公明党の成田智樹議員が、この近鉄生駒線の鉄道の段差解消などバリアフリー化の推進に対する質問をする中、生駒市も未整備5,000人以上の駅が2駅、3,000人を超える駅が2駅と、この未整備の4駅の整備目標の年度が成田議員の一般質問で部長のほうから明確な年度が明示を、初めて明言をされました。中でも平群町民も利用している東山駅につきましては、平成31年度から32年度にはバリアフリー化されることが、もうこの時点でしっかりと明確になりました。

そこで、何点かちょっと質問をさせていただきたいんですが、このことを受けまして今後、東山に関してでございますが、生駒市とも連携協議をして前進させることが必要と考えます。先ほども協議をしていきたいということでございますが、明確に31年、2年ということになりますので、あと約4年、5年ですかね、に迫ってまいりますので、再度これにつきましては御答弁をお願いしたいと思います。

それから、次、もう1点でございますが、平群駅につきましては駅周辺事業に伴い、駅舎の移動も含めて近鉄と交渉をいただいておりますが、これ、平群駅周辺整備事業、29年度末に完成ということでございますが、バリアフリー化の整備目標年度は、再度御確認をさせていただきたいと思っております。

それからですね、4駅のうちの一つ、元山上口駅なんですが、一昨日私も住民の方からお電話をいただきまして、東山のバリアフリー化が前へ進む、前進するということで大変喜びのお声をいただきまして、ただ、元山上の駅、私もきのう現地を視察に行つてまいりましたが、プラットホームと車両の間が大変広いんですね。大変危なくって、御高齢でありますので乗降時において大変時間がかかります。そういうことで、余裕を持って開け閉めをしてほしいと、こういう本当に現場の身近な御要望も伺いました。これもしっかりと、こういうお声も大事ですので、御要望をしていただきたいと思います。まずこの点につきまして再質問させていただきます。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

再質問の、まず1点目でございます。基本構想の策定によるメリットはということでございます。バリアフリー化構想を策定することによってですね、どういふところがメリットになるのかという質問でございますが、国道、県道、あるいは通学路の補修計画において、国・県の優先順位が上がってくるというメリットがあるというふうに県から伺っております。ただし、特別なそのような補助メニューは今のところないということで、そういう優先的な順位が上がっていくというのがメリットだというふうに県からも伺っております。

それから、2点目のですね、東山の駅のエレベーターを、いわゆるバリアフリー化の前進を協議して、していくべきだという質問でございますが、当然これはですね、現在生駒市も定例会がございまして、生駒市の市民部のほうの課長に確認をしたところですね、生駒市のほうでは確かに南生駒、菜畑、一分、東山について整備目標年度を答弁として答弁されております。生駒市と同じ答弁になるかもわかりませんが、生駒市に確認すればですね、南生駒は平成29年度から30年度、菜畑は平成29年度から30年度、一分が平成31年度、東山駅は平成31から32年度において、これは目標年度でございますので、あくまでも整備目標年度として生駒市のほうから答弁としてされておりますのを報告させていただきます。

それから、3番目の平群駅のバリアフリー化ということでございます。これは駅周との関係もございまして、当然、平群駅も3,000人以上の乗降者があるわけでございますから、このバリアフリーの円滑化に関する基本方針にも合致しますから、駅の整備年度がですね、29年度が最終年度というふうに伺っておりますし、それをめどにですね、バリアフリー化が同時にされていくだろうというふうに考えております。

それから、4番目の元山上口の駅のプラットホームと電車ののりおり口の幅が広いということの件でございますが、これにつきましては、今、議員のほうから御指摘いただいておりますので、近鉄のほうに対してですね、そういう要望もしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長

長
窪君。

○10番

ありがとうございます。基本構想ですね、この効果、大変あるんですね。県下での策定数がただ6市町ということで、近畿圏内で最下位ということになります。ちょっと聞いていただきたいんですが、この基本構想の効果として鉄道駅舎などの旅客施設のバリアフリー化が、この策定することで大変進んだと、

さらに道路のバリアフリー化が進んだ、さらに予算が確保しやすくなったとか、また一定エリアを計画的にバリアフリー化できたという効果を上げた自治体が多いそうです。また、事業者の内部調整が大変厳しいと思うんですけれども、とか事業所との内部調整、大変厳しいのが容易に進んだと、積極的に取り組みにきっかけになったということも、このバリアフリー基本構想の策定により大変効果もありますので、平群におきましてもまだまだ竜田川駅等々もございませぬので、スムーズにバリアフリー化を進めるためにも、今後も御検討をお願いをしておきたいと思ひます。

今、課長のほうから生駒の市議会の模様が発表されましたが、南生駒、菜畑は5,000人を超える乗降客でございませぬ。一分、東山は3,000人です。東山が一番先だったら一番いいんですけれども、国の政策として、まずやっぱり5,000人を超えているところということで、私も生駒の小紫市長とお話をさせていただき中、まず優先順位としたらこの順位だということもお話を聞いておりました。ただ、生駒市もこのように東山につきましても平群町と重なっておりますので、このように整備目標を立てていただきたいということは、もう大変生駒の小紫市長には評価をさせていただきたいと思ひます。

今後ですね、岩崎町長も生駒の小紫市長とも本当に連携をとっていただいておりますが、さらに連携をとっていただきたいと思ひます。

それから、私も奈良県のほうから資料で入手をいたしましたけれども、バリアフリー化は、ただ段差の解消だけではございませぬ。障がい者対応型のトイレもございませぬので、もちろん東山もありませんね、トイレ、障がい者用の、平群も障がい者のトイレはないと。先ほど外でどうのこうのとありましたけれども、こういうことも含めて、段差だけではなくこういうことも含めましてのバリアフリー化だということは申しておきたいと思ひます。

最後に、近鉄生駒線各駅、平群町も大変高齢化が進んでおり、車に乗られる方が自主返納され、またコミバスも運行していただいておりますが、電車に乗られることがたくさんふえる方が多くなってまいりますので、最後に岩崎町長に平群町の近鉄生駒線各駅のバリアフリー化についての御見解を一言お願いしたいと思ひます。

○議 長

はい、町長。

○町 長

平群町の住みよいまちづくり、また、特に障がい者や高齢者の方にやさしいまちづくりという観点から、これまでも道路整備、あるいはまた危険箇所の安全対策など、さまざまな施策を行ってきておるところでございませぬが、特に平

群駅4駅についての御質問でございます。先ほどから御指摘のように、東山駅につきましてもは生駒市と連携を強めながら近鉄に対しまして要望をしてみたいと思っております。

また、平群駅を初め、他の駅につきましても、町としてできることも含めまして、継続して要望をしてみたいというふうに思っておるところでございます。

以上でございます。

○議 長

窪君。

○10番

ありがとうございます。予算の面、また事業者、また近隣自治体とも連携も大変必要になってまいります。今、岩崎町長が住みよいまちづくり、障がい者や高齢者にやさしいまちづくりを目指したいという御答弁をいただきましたので、さらなる早期実現、バリアフリー化の実現を目指してお取り組みをお願いしまして、次の質問に移らせていただきます。

○議 長

続きまして、3点目の答弁に入ります。福祉課松本主幹。

○福祉課主幹（松本光弘）

それでは、大きな質問の3点目、病児・病後児保育の実施について御答弁させていただきますと思います。この件につきましては、以前より御質問いただいております。重ねての答弁となりますけれども、現在こども園では、いわゆる病児保育対応としての十分な医師との連携、また専用スペースの確保までできておりませんが、常時保健師や看護師を配置するいわゆる体調不良型の病児保育事業として実施をしておるところでございます。

しかしながら、いずれは医師との連携をとれた専用スペースを有する病児・病後児保育は必要との認識はしております。当面は近隣の市によって、その利用によってそのニーズに対応した上で、今後西和広域7町で、地域の中心的な医療機関である奈良県西和医療センターでの実施実現に向け、町村会を通じまして西和広域7町で要望していけるよう調整をしてみたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議 長

窪君。

○10番

ありがとうございます。この件については、他の議員も前回質問をされていたと思うんですけれども、大変若いお母さん方も子育てしながら働くという世

の中に多くなってきておりますので、やはり今インフルエンザがはやっておりますが、そういうとき、病気のときは仕事を休んでいけますが、よくなってきた後日ですね、それが大変仕事に行けないという、大変困るというような現状もございますので、ずっと常々西和広域で県への要望をしていただいておりますが、その要望はどのような状況で進められているのかということ、わかる範囲で教えていただきたいと思います。

また、今、近隣市での利用できるのかどうかということで、生駒市とか広陵とかあちらこちらあるんですけれども、平群の町民の方がそういうところも利用できるのかどうか、お尋ねしたいと思います。

○議長

福祉課松本主幹。

○福祉課主幹（松本光弘）

再質問に答弁させていただきたいと思います。

まず、1点目の要望状況についてでございますけれども、この件につきましては町村会を通じまして王寺町また斑鳩町などが要望をしておるところでございますが、今後7町足並みをそろえて要望していけるように調整をしていきたいというふうに考えております。

近隣市ということで私、答弁いたしましたけれども、生駒市に病児保育を実施しております園がございますので、そちらのほうで平群町の住民の方、子どもさんが病児保育を利用することは可能という状況になっておりますので、御答弁とさせていただきます。

○議長

窪君。

○10番

ありがとうございます。平群町内には大きな病院がございませんので、この病児・病後児保育というのは大変困難、医師をずっと配置していただかないといけませんので困難でございますので、このときこそ広域で、さらに今までも要望をしていただいているようですので、しっかりと荒井知事のほうにも要望していただきながら、足並みをそろえて今後も引き続き実現するまで粘り強くお取り組みをお願いしたいと思います。

また、生駒市等でも利用できるということで、お勤めが生駒の方々によく知られてると思いますが、こういうこともまたこども園においても、今こども園では体調不良型ということで、ぎりぎりの線で園の先生方に対応していただいていることは大変評価したいと思います。しっかりとこれは各自治体で設置をするってということが大変大事になってまいりますので、今後も取り組みをお

願いしておきたいと思います。

最後に、子どもたちが健全に育成され、保護者が安心して子育てできる環境整備のためにも、今後、病児・病後児保育の早期実施を要望いたしまして、次に移らせていただきます。

○議長

続きまして、4点目の答弁をお願いします。観光産業課長。

○観光産業課長

それでは、大きな4項目めの1点目と、観光振興担当として3点目の質問にお答えさせていただきます。

まず、無料公衆無線LAN、Wi-Fiの整備についてですが、議員も御承知のようにWi-Fi機能を備えたスマートフォンに代表される情報通信機器が広く利用され、外出先で手軽にインターネットができるWi-Fiアクセスポイントがさまざまな施設や店舗等に整備されるようになってきております。町内の観光施設におけるフリーWi-Fiの整備状況ですが、既に整備されておりますのがかんぼの宿大和平群、信貴山の玉蔵院と信貴山iセンターです。信貴山iセンターは整備済みではありますが、この4月1日よりサービスを開始する予定となっております。また、道の駅くまがしステーションにおいては、現在有利な条件の契約をするためと指定管理者において業者を選定中で、フリーWi-Fiサービス提供に向けて進めている状況にあります。

したがいまして、平群町にとっての主要な施設はおおむね整備されているものと考えております。しかしながら、町といたしましても広く利用者に開放されたWi-Fi環境の整備、特にフリーWi-Fiは本町を訪れる方々の利便性を高め、訪問者のさらなる増加が期待できるものとして認識しておりますので、今後はその整備状況も見極めながら必要な取り組みは進めてまいりたいと考えます。

次に、小さな3点目の周知についてですが、その場を訪れた方々に一目でわかっていたくためのステッカーは、既にWi-Fi整備されている施設では明示されておりますが、さらに広く多くの方々に知ってもらうことはとても重要でありますので、整備済み施設等については観光ホームページを初めとして町ホームページなど広く情報発信し、周知してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長

総務防災課参事。

○総務防災課参事

続きまして、2点目の議員御提案の避難所を含む防災拠点への無料公衆無線

L A N、W i - F i の整備につきましては、災害時の通信手段として必要性が高いと考えております。しかしながら、平常時から避難所などにW i - F i 環境を常設することにつきましては、維持管理や経費の観点から難しいと考えられるため、災害時に活用できる移動系のインフラ整備を通しまして、W i - F i が活用できるよう、どのような整備ができるのかを検討してまいりたいというふうに考えております。

続きまして、3点目のインフラ整備が整いましたら、災害時におきましてもW i - F i が活用できることがわかるようにステッカーや張り紙等の提示、また町ホームページなど、あらゆるツールを活用しまして周知を図りたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議 長

窪君。

○10番

ありがとうございます。この無料W i - F i の整備につきましては、もうこれまでから予算要望を初め、いろんな角度から要望してまいりましたが、既にかんぽの宿、また信貴山玉蔵院、本年4月1日から信貴山iセンターに設置、道の駅はこれから、業者選定中ということでもありますので、大変この無料W i - F i は若い方々にも、御自分の通信料が大変安くなるということをお聞きしまして、私もそうなんかという思いで、W i - F i があれば通信回線がすごくスピードもアップされるということはわかるんですけども、そういう多くの皆さんが利便性を高めて、また、集客もそれによって期待できるということもございますので、今後もさらに設置、観光面から見て設置もほかにできることはないのか、また御検討をお願いをしておきたいと思っております。

それから、2点目の避難所の常設には経費がかかるので、災害時に活用できる移動式の整備ができれば検討したいということですが、これも少し前に国のほうではやっぱり避難所にこういうものが大変大事だということで推進をしていきなさいということをおっしゃっておりますので、しっかりと御検討をしていただきたいと思います。経費につきましては、移動式等であれば経費につきましてはそんなにもかからないと思っておりますので、いざといったときのために、それも前向きに御検討をお願いをしておきたいと思っております。

それから、最後の3点目は、やはり幾ら整備しても、それがあのかどうかはわからなければ余り効果、期待できませんので、整備施設にはステッカー等で明示をしてということで、御答弁としては広く多くの方に知ってもらうために観光ホームページや町ホームページ、マイタウン、広報ですかね、情報発信、

周知をしていきたいということでもありますので、早速できているところから、ホームページもわかりやすい、中探さないとわからないのではなくて、Wi-Fiがすぐ見えるような位置で情報発信していただきたいと思います。

最後に、こういうだんだんICT化が多く進んでまいります、快適に暮らすためのコンテンツの一つでございますので、さらに整備されることを要望いたしまして、次に移らせていただきます。

○議長

5点目、答弁をお願いします。政策推進課長。

○政策推進課長

それでは、窪議員5点目の御質問でございます。町公式ホームページのスマートフォン対応とツイッターの導入というところでございます。

まず、町ホームページのスマートフォン対応でございますが、議員が御質問の中で述べられましたように、スマートフォン自体の普及状況を見ますと、ホームページのスマートフォン対応というのは非常に必要性が高いというふうに認識しております。で、現在地方創生先行型の交付金を活用いたしまして、ちょっと午前中の答弁でも述べさせていただきましたが、コミュニティー型のふるさと納税制度というのを創設に今現在着手しております。その一環といたしまして、町ホームページのスマートフォン化につきましても同時に行ってまいりたいというふうに考えております。

次に、2点目でございます。ツイッターの導入でございますが、ツイッターにつきましては、新たな情報をリアルタイムで提供できることが可能で、かつ情報の拡散力というんですかね、が非常に高いというふうに理解しております。それで、情報の伝達の広がりという部分も非常に期待ができるのではというふうなことで情報発信の貴重な重要な媒体の一つであると認識しております。

しかし、平群町におきましては、現在さまざまなソーシャルメディアのうちフェイスブックを最初に採用しております。その理由といたしましては、フェイスブック自身が実名登録というのが主流になっているところでございます。匿名と違い、実名登録といいますのは、自分の発言には責任を持たなければならないため、匿名性の高いソーシャルメディアに比べまして誹謗中傷などのコメントも寄せられにくいというふうな傾向にあることから、まずフェイスブックからというふうに判断したところでございます。それに比べまして、ツイッターといいますのは匿名の利用も多く、匿名性も高いということで、誹謗中傷するコメントへの対応など課題もあるかなというふうに考えております。

今後、平群町といたしましても、提供する情報の信頼性と安全性を重視した上でソーシャルメディアを活用していくためにも、今後の情報発信の手段とい

たしまして、他の自治体の運用状況などを参考にしながらツイッターの導入、活用につきましては調査研究をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長

窪君。

○10番

ありがとうございます。

まず、1点目、町ホームページのスマートフォン対応、これから実施をしていただくということですが、これも以前から何回も口頭で御要望させていただいてまいりましたが、このリニューアルの時期、いつごろの御予定か、わかる範囲で御答弁をお願いしたいと思います。

それから、ツイッターにつきましてですが、調査研究とおっしゃいましたかね、ということですが、匿名性の課題も上げられる、このツイッターの炎上、私もツイッターは炎上しないかという大変昔は不安がありました、今はそういう時代ではないようであります。ツイッター、県内の市町村、御存じだと思いますが、8市町村ではもう既に導入をされております。市では生駒市、桜井市、奈良市ですね、天理市、宇陀市、葛城市、また吉野町、川上村等々ですかね、8カ所既に導入されております。

また、ちなみにフェイスブックも今は9自治体が導入済みなんですね。今、本当に担当課の多くの若い職員の皆さんでもうすばらしい情報発信していただいて、本当に平群の町がこれだけいい町なんかいう、別の地域からもお褒めのお言葉をいただくほど、このフェイスブックとホームページ連動して情報発信していただいていることは、大変本当に感謝したいと思います。

このツイッターですが、そういう匿名性への心配も課題もあることは私もわかっておりますが、奈良市や生駒市は各担当課ごとに導入されているんですね。他の自治体ではそこまで、マンパワーも必要ですので、フェイスブックと同じ内容をそのまま別のツールという感覚で発進されているところもあります。また、行政防災無線の内容のみをツイッターで発信されてるところもあります。

また、国では各省庁ですね、総務省を初め、観光庁でももう既にツイッターの導入が、多くのほとんどの省庁で導入されているわけですね。ですから匿名性という、私も課題としてわかるんですが、大変不安な部分も一つはありますけれども、それよりもリアルタイムでの国民に対する、住民に対する情報発信が一番優先順位として置かれてるのではないかと思います。

また、3.11を経まして、自治体でツイッターの活用が本当に多く広がっていると聞いております。震災の折、多くの通信手段が制限されて自治体のホームページの閲覧も難しくなった中、情報収集や発信手段や人命救助、助け合

い的手段として多くの方がツイッターを活用したそうであります。また、経費は無料でございますので、町ではフェイスブックページを今導入していただいておりますが、ちょっとその設定を変えるだけでツイッターと即連動ができますので、再度前向きに検討されるのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

窪議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず、1点目のホームページのスマートフォン化の対応の時期でございますが、現在、今のところ、年度が変わり、来4月からできればというふうなことで業務のほう進めておるようなところでございますので、年度が変わり早々ぐらいいに対応ができればなというふうに考えております。

次に、ツイッターの導入でございますが、よく議会であつたりとかほかの方からも、よく平群町というのは情報の出し方、いい施策はやってるんだけど、宣伝が少しどうなのかというふうな御指摘もたくさん賜っておるところでございます。そういう面では、町の情報というのを出すツールというのはいかに越したことはございませんですし、また先ほど申しましたように、ツイッターの自身やはり拡散力の高い情報源でございますので、決して何といたしますか、できないことを前提に考えるつもりはまずございません。その上で何点か、正直私もこういうふうな運営以外にも情報政策という部分で、情報のセキュリティーの問題であるとか情報の出し方みたいところで少し技術的な部分含めて危惧するところもございますので、そういったものが十分にクリアできるかどうかというのを内部で検討しながら考えていきたいというふうに考えておりますので、決して、できるものについてはやっていきたいという気持ちは持っておりますので、そういったことで、少しお時間いただきながら庁内で検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長

窪君。

○10番

ありがとうございます。スマートフォン化、先日、生駒市のホームページも見せていただきましたが、スマートフォン対応にもなっており、生駒市もホームページ、大変見づらかったんですが見やすくなっております。これで平群町もホームページもさらに見やすく、またスマートフォン化を4月ごろからしていただけるということで、どうかよろしくお願ひしたいと思います。

また、ツイッターにつきましても、お願ひしてすぐというわけにはいかない

こともよくわかっております。ただ、いろんなツールでの情報発信、費用が一切かかりませんので、これにつきましては、セキュリティーの部分もしっかりと検討して、平群町は要綱ですかね、規則ですかね、しっかり定めてもいただいて、要綱ですかね、定めていただいておりますので、セキュリティーいろんなこともクリアしながら進めていただきたいと思います。

今、課長もおっしゃいましたけど、幾らいい施策しても情報発信せんと抱えてるだけでは本当にもったいないですので、住民への情報発信として早期の導入を要望しまして、以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

大変ありがとうございました。

○議長

それでは、窪君の一般質問をこれで終わります。少しお待ちください。

続きまして、発言番号4番、議席番号9番、高幣君の質問を許可いたします。高幣君。

○9番

高幣でございます。議長の御許可をいただきまして、3項目について質問させていただきます。前向きで明確な御答弁をいただきますようお願いを申し上げます。

まず、1番目の質問は、文化センター構想と町文化政策についてであります。提案型の一般質問です。

国の文化庁の京都移転が話題になっています。平群も、心豊か、水と文化の町と訴えております。今、住むなら平群、この町の文化について考えると、国の地方創生、文化芸術、町並み等を地域資源として戦略的に活用し、地方創生の起爆剤にすべきです。多くの人々が参画して、新しい平群には創造文化芸術への公的支援が必要です。戦略的投資と位置づけ、文化芸術振興への支援を重点化すべきです。文化芸術振興に関する重点戦略を定め、本町の教育大綱でも少し書かれているが、もう少し文化には力を入れてほしいものです。それは文化芸術振興策の充実です。文化芸術の次世代への確実な継承と地域振興等への活用し、国内外の文化的多様性や相互理解の促進をさせることではないでしょうか。

そこで、文化について少し原点を調べますと、いろいろと論じられています。そこで一番簡単に論じられているのが次のことで、私なりに理解を早めることができたかなと勝手に考えています。それは、自分が世の中を見て生活水準が高まっていく状態になっていくのかなと考えることです。それが文明開化であり、文化ではないでしょうか。人間の理想を実現していく精神の活動や技術を通して自然に人の生活目的に役立てていく、また、生活様式及びそれに関する

表現と理解と考えております。そのためには、文化芸術振興の体制づくりの整備を考えなければなりません。

本町には文化協会があります。文化芸術活動に対する効果的な話し合いを詰めていくことではないでしょうか。国においては文化芸術振興基本法を定め、文化芸術振興の基本理念に基づき、文化庁は主導しております。本町も具体的な文化政策を定める必要があるのではないのでしょうか。

文化庁では次のような課題を述べています。1、文化芸術各分野の振興、2、地域における文化芸術振興、3、国際交流等の推進、4、芸術家等の養成及び確保、5、国語の正しい理解、6、日本語教育の普及及び充実、7、著作権等の保護や利用、8番、国民の文化芸術活動の充実、9番目、文化芸術拠点の充実、10番目、その他の基盤整備と、こういうことであります。本町もこのような文化政策を策定してほしいものです。

そのキーになる課題を、新文化センター建設に当たり、真剣に検討を進めてほしいと思います。教育長の所管と思いますが、いかがでしょうか。

町の未来を創造する新文化センター建設に、この政策を考え、邁進してほしいものです。町長のセンター建設についての見解もお尋ねいたします。

2番目の質問は、国際力醸成の町内在留外国人及びホームステイ家庭への補助金支給についてであります。

平群の活性化の一つとして国際力と国際交流です。本町在住外国人の人口を明示してください。これからの町の主役は若い人口です。この若い世代の声、その力であります。若い世帯の皆さんたちです。若い世帯の転入があっても、住んでみて町の国際視点に立った環境を見ての動きになります。人口増に影響する若い世帯は、本町の国際力の環境の整備ではないのでしょうか。

地域に密着した外国人の人口を国別の世帯数及び人口を聞くと、16歳以上は90人、世帯数は68と聞いております。この外国人の方々と町は話し合ったことはあるのでしょうか。町の活性化の大きな原動力は、このような方々との意見交換の交流の場づくりが必要です。町が支援して外国人のホームステイを受け入れれば、こんな支援がある町と知れば、受け入れに悩む家庭もオッケーを出すでしょう。今、外国人の在住人口は何%でも伸ばすことができます。

町の子どもの国際力教育に対する姿勢が問われ、どのように考えているかをお尋ねいたします。

先の質問と同じく、文化芸術振興と同じで国際交流等の推進です。本町の在留者の意見を掌握され、その国際力のポイントアップを尋ねることです。国の教育再生実行会議ではグローバル化に向けた人材育成、英語教育を進めることを指導しています。平群も成長戦略の一つとして盛り込むべきではないでしょ

うか。このような方向に向けば、教育にも変化が出てくるでしょう。

今は時代は国際化社会です。有名企業においては社内の公用語を英語という会社もあります。国際社会を見た企業経営が根幹になってきています。この時代に向けて子どもたちが使える国際語、英語を目指す場づくりではないでしょうか。そんな家庭づくりが家庭ホームステイです。町の国際力として支援すべきでしょう。外国人との交流は、町の力になります。真剣に町の活性化を求め、町内在留外国人やホームステイ家庭に補助金を支給すべきであります。町長の御見解をお尋ねいたします。

3番目の質問は、リサイクル館の今後について質問いたします。

リサイクル館センターが、一時期西小学校跡地への移設の話がありましたが、その後どうなったのでしょうか。住民の皆様が行きやすい交通の利便性を考えてほしいとあります。最近の住民の世代交代や引っ越し等が多くなり、立派な家具や装飾品、家庭内の立派なもの、よければ使ってほしいと供出されています。中には高級家具や置物もあります。家の歴史を語っているようなものもあります。引き続き大事に継承を願われて出されることもあります。大事にしていた高級家具や置物、誰かに使ってほしい。家の歴史をつなぐには、リサイクル館が便利な場所にあってほしいと言われていています。町長の御見解をお尋ねしたいと思います。

以上の質問に対して、前向きなお考えを具体的にお述べいただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

それでは、議員1項目めの文化政策、とりわけ平群町におけます文化教育行政の現状と考え方ということについて、お答えさせていただきたいと思います。

御承知のとおり、平群町中央公民館は昭和47年の開館以来、長年住民の地域や年代を超えた交流の拠点として、また、文化芸術の向上や活力ある地域づくりに資する施設として利用されています。当町は伝統的に住民の文化芸術の活動意欲が高く、公民館クラブ数では約70クラブ、クラブ員数におきましては約850名の方が中央公民館を拠点に年間を通じて活発に活動されております。公民館クラブで活動されておりますクラブの約半分が文化協会に加盟しており、毎月の定例役員会の開催や日常活動の成果を発表する文化祭の開催、文化講演会等の活動に積極的に取り組んでおられ、当町の文化芸術振興の要として御活躍をいただいているところでございます。

また、公民館教室においては、町民の方々の趣味や交流の輪を広げることを

目的に、平群町の文化・芸術の発展に役立つ講座として開講しており、ちなみに平成27年度は新規講座6講座を開講し、全部で17講座を実施しております。

このように地域に根付いた文化活動をより効果的、効率的に進めていくことが、議員先ほどお述べの文化庁が示されております文化芸術振興基本法に示す基本理念につながるものであるというふうに考えております。

○議長

政策推進課参事。

○政策推進課参事

続きまして、政策推進課のほうから、町の未来を創造する新文化センター建設についての町長の見解ということで、お答えさせていただきます。

先ほどの教育委員会の答弁と重なる部分があるかも知れませんが、御答弁申し上げます。

町の文化拠点であります中央公民館は、社会教育活動の中心として長年の成果を蓄えており、今後も文化面の中心として最大限の活用を図らなければならない、そのように考えております。ただ、施設の老朽化とかキャパシティー、容量の両面により、多様な住民の皆様の要求には十分対応し切れていない、そういう現状がございます。

新文化センター建設については、議員お述べのとおり、平群町の豊かな文化芸術を未来に継承していくため、既存の公共施設の機能集約と複合化という整備手法で進めるものでございます。文化センターについては建設計画が具体的に決定され、いよいよその中身でありますソフト面の整備については、議員初め、文化・芸術活動に取り組んでおられる関係者の皆様の意見を拝聴し、平群町の文化発展と、また、町が目指す文化・教育の香りがただようまちづくりの実現に向け、平群にふさわしい施設となるよう進めてまいります。

以上です。

○議長

高幣君。

○9番

ありがとうございます。ちょっとお聞きしておりますと、どちらか言えば、私の質問は文化政策という政策論に入っているわけでございます。そういう意味で、今の御答弁の中、特に文化協会や公民館の現状報告のようでございますので、いささか私自身の質問が的外れのようなことを言ったのかもしれませんが、もう少し文化政策についてお話、御議論をいただきたいと思っております。

町当局として、どんなふうはこの文化政策をお考えになっているか。今の本町の文化活動については教育委員会が所管でありますので、今私がちょっと質問で10点ほど文化庁の政策あるいは施策についてお話し申し上げたんですけども、できればそういうふうな視点で御答弁をいただければなと思っておりますが、教育長はいかがでございますでしょうか。

○議長

教育長。

○教育長

議員の再質問にお答えさせていただきます。

文化についてということで、広い意味での御質問かなというふうに考えております。それぞれの地域には衣食住を初めとして言語、風習、芸術、さまざまな文化がございます。また、日本古来の伝統文化も私たちの身近なところにたくさんあるのではないかな、このように思っております。先ほど議員もお述べのように、これらの文化を伝承したり学ぶことは、私たちの心や生活を豊かにしてくれるのではないかなと、また、潤いも持たれるんじゃないかな、このように考えております。

ユネスコの理念の中に、争い事は人の心の中で芽生えていく、ですから教育文化を通じて人の心の中に平和の砦をつくるのが国際平和につながっていくんだというふうな文言もございます。こういうふうな崇高な理念に基づき、また、本町には社会教育基本方針もございますので、そういうことを考えながら文化政策を推進してまいりたい、このように考えております。

以上でございます。

○議長

高幣君。

○9番

ありがとうございます。私自身も、ちょっとまだ文化っていうのもね、非常に難しいものだというふうな点で考えておりますので、今、教育長がお述べのように、この歴史のある中での文化というのは非常に難しいものだと思います。

ただ、その文化によって平群町はどう見られるかと。この一つの事例を言えば、確かに今、教育長あるいは教育総務課長がお述べのような文化活動、いわゆる公民館活動を主体としたものかもしれませんが、もう少し教育委員会として、その辺の文化政策をつくってほしいと私は申し上げてるんです。というのは、教育大綱がことしでしたか、いただきまして、確かにその中にも文化についてお書きになっていただいているんですけども、あれはあくまで教育という観点の中でおつくりですから、文化政策っていうものをつくって

みたらいかがですかというのが今回の質問ですが、その辺、もう一度お願いをしたいと思います。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

議員おっしゃるように、町の教育委員会として独自性のある、そういった文化政策を目指していくということは必要かなというふうに思います。先ほど教育長のほうからもありましたように、もちろんその公民館活動とかということを中心に考えてますけども、いわゆる文化財の問題とか、平群町にはいろんな文化的資源も多々ありますので、そういったことも含めて全体として町教委として文化行政の取り組みを進めていきたいというふうに思います。

○議長

高幣君。

○9番

文化の話をしていくと、どんどこどんどこ広がっていくものでして、俗に文化っていうのは、いろんなところの下に文化と書かれる。例えば企業文化とか、それから食料文化とか、伝統文化とか安全文化、いろんな言い方があります。生活文化というふうに文化っていうものは非常に幅の広い、そして奥があり、研究してみないとわからないということがあるかもしれませんが、私は前にちらっと聞いた話なんですけれども、本町でも職員教育ですね、そういうところに来ていただいている先生方にも、その辺のお強い方がいらっしゃるのを聞いております。ちょっと今、たまたま手元に持ってきてるんですけど、分権時代の自治体文化政策、こんな本をお書きの方が実は平群町の職員研修にお越しただいてるわけです。で、その中にこんな書かれてます。公共投資主導型文化行政と、こういうふうにお書きになってるわけです。

ということは、これから、今、町長が公約でおっしゃられている文化センター構想、新文化センター構想、これがやはりこの今申し上げた公共投資主導型文化行政ということだと思います。そういう意味で、この本、大分古うになってるんですけども、私も何日もかけて勉強させていただいた中で、いろんなふうに使われてます。やっぱり地域の創造とか国際交流とか、こういうふうなことについてもこの本では詳細をお書きになられてます。また、地方自治体の芸術文化に対するお金の出し方、経費ですね、そういうことについてもお書きになられてるようです。一度、私ももう1回ゆっくり見てみようとは思ってますけれども、せつかく本町のそういうふうな職員教育にもこの先生、来られますんでね、やはりこういう先生にもう少しお聞きになられたらいかがかなと

思います。お名前は人の名前ですんで余り簡単に言えませんけれども、そういうふうなことで私自身も新文化センターをつくるということは、先ほども申し上げたと思うんですけれども、町長がある程度そういう政策的なこと、施策をお考えになってのことの上で、この新文化センターについてのお話をいただければ、私なりに理解が進んでいくと思います。

今、金銭的な問題と平米とかという面積的な問題、それから駅周の問題というふうに絡まってしまって話が出ておりますので、こういうことをもう一度整理する意味で、文化政策というものをまとめ上げていただきたいと、かように思っております。町長、どうでしょうか。

○議長

町長。

○町長

高幣議員の文化芸術に対する高い見識のお話は伺いました。まさにそのとおりだと思っております。

先ほどから教育長なり教育総務課長が答弁してるとおりでございまして、私は公共施設の整備の観点から少しお話を始めたいと思います。

こういう時代でございますので、新規の整備はしないというのは基本的な考え方であろうかと思っております。今回は文化センター・図書館構想でございますが、現在の中央公民館、そして狭隘な図書館、並びに人権交流センターを一つの施設として建設するという構想でございます。その建設に当たりましては、当然三つの施設の総床面積を超えない、あるいはある一定の削減をするということが基本的な考えでございます。

施設の文化芸術に対する見識ということでございますけれども、既に平群町におきましては文化芸術活動、あるいはまた図書館活動など、非常に活発に町民の皆さん、活動されております。その施設が老朽化あるいは手狭なことで問題になっておりますので、それを整備していくというのは当然のことでございます。

文化センターというところにつきましては、生涯学習、生涯教育の場でもある、文化芸術の振興・活動の場でもあるというふうに思っております。さらに人権を考える拠点でもございます。そして、それらを統合して町民の皆様相互の交流の場でもあろうかと思っております。

図書館につきましては、文化センターと共通する課題もございまして、基本的には読書活動の場でありまして、心豊かな人間を形成する場でもあろうかと思っております。そういった意味では、知の拠点と位置づけております。また、平群町内における歴史や伝統文化そういったものの集積を担う場でもあ

るし、またそれをまとめて発信する場でもあろうかと思っております。そして、その歴史や伝統文化といったものの将来にわたって育んでいくと、町民の皆さんと一緒に育んでいくといった拠点になろうかと思っております。

そういうようなことでございまして、非常に幅広く、また奥の深い活動の場になろうかということで御答弁とさせていただきたいと思えます。

○議 長

高幣君。

○9 番

ありがとうございます。町長のそういうふうな意気込み、今まではどちらかと言えば先ほど申し上げたようにハード的な、あるいはお金、プライズ的な話とか、そういうことでこの文化センターについて御議論が多いようですけれども、やはりそういう知の拠点と今おっしゃられましたように、やはりそれが平群という町の一番大事なポイントだと思います。平群って文化度が高いなとか、文化に力入れてくれる平群やとか、いろんなそういう意味でこれから人を集客するというんですか、そういうふうな形では、私はいいまちづくりになっていくと思えますので、ぜひとも、老朽化の問題とか近代化ですね、バリアフリーもちょっとありましたけれども、そういう問題も当然含まれてますけれども、まず文化政策をまとめて知の拠点づくりをしたいと、こんな方向で、あの町いい町、この町いい町というふうに言われるようになってほしいと思えますので、ひとつ町長、頑張って、また総務課も頑張っていただきたいと、こんなふうにして思っておりますので、この件はこれで結構でございます。

○議 長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

それでは、議員2項目め、国際力の醸成とそのための子どもの教育についての御質問にお答えさせていただきます。

町内の在住外国人の状況につきましては、先ほど議員がお述べのとおりでございますが、これら外国人の方たちといわゆる公式での意見交換会といった場を持ったことは、これまでございません。現在その予定も持っておりません。

それから、続いて、とりわけ英語教育の取り組みのほうのことですけれども、平群町のほうでは、御承知のとおり、教育施策の一環として平群町のこども園、3小学校、中学校に計3名のALTを派遣し、国際化社会で必要とされる英語力と他国の伝統・文化を学び、世界の共通語であります英語のコミュニケーションを図ることができるように、発音や表現に直接触れる教育機会を提供しております。小学校では英語になれ親しむことを基本に英語ノートでゲーム、歌、

クイズを取り入れて外国人とのコミュニケーション能力を高め、自然に英語の表現力を伸ばすことができるように取り組んでおります。また、中学校では、さらに聞く、話す、読む、書くの四つのバランスを伸ばすことを目指して英語が使える日本人を育成するとともに、国際社会への理解を深められるよう進めていきたいというふうに考えております。

そして、平群町の特徴として、幼児教育の重要性を認識しております中で、こども園に対してもALTを積極的に派遣し、幼児期の段階から言語としての英語と外国人との生の触れ合いを通じた文化国際感覚の醸成に重点を置いた施策を取り入れております。教育委員会としましては、これからも子どもたちの英語への関心を高めることができますよう、国際的視野に立った世界の中の日本人として子どもたちに楽しく学びながら外国の言語や文化、習慣に触れる機会をさらにふやしていけるように取り組んでいきたいと考えております。

そして、こうした取り組みを通して国際力の醸成を図ってまいりたいというふうに考えております。

なお、議員御提案のホームステイ家庭への補助金の支給につきましては、ホームステイそのものの制度的役割については当然理解しておりますけども、現在、町が単費で公費として公的補助金を支給するという考えは持っていないということでございます。

○議長

高幣君。

○9番

今のお話で、子どもっていうものが、今、国際力の一番醸成の力になるんだということ、これは御理解をいただいていると思います。

実はけさ、朝一という8時15分ぐらいですか、私とこの町で、いわゆる若葉台ですけれどもね、もう1人の外人さんと出会ってるんですよ。今、徐々に徐々にと移住ですか、こちらのほうへ来ていただいているんじゃないかなと思います。その方は11年前に日本へ来たとかおっしゃって、ただ、平群へ来られたのが11年前か、これはわかりませんが、結構流暢な日本語でおしゃべりになる。だから、私も簡単に「おはようございます」から言えると、最後にだけ「ごめんなさい、バイバイ」と言ってるだけですけれどもね、そんなふうに近づく外人、国際人、外人さん、これを身近に身近に来ていただくことが、これからの平群の力になってくるんじゃないかなと、こんなふうに考えております。

また、私自身も個人的経験でございますが、テレビ見てると、あれっ、あの子出てるよというふうな人も出たことがあるんです。それはたしか長崎のイル

カ問題だったと思いますけれども、そのときに日本語を使って一生懸命説明をしてくれてました。それが、たまたま私の家で40日か50日寝泊まりした子がそういうふうになってきたと。また、若葉台ですけれども、私どもで家で一緒に飯食った人間、人、子どもですね、子どもさんが10年後、15年後にアメリカに住んでるとか、あるいは夏休みになったから日本へ帰ってきた、で帰ってきたのが平群だと、こういう実態も経験もあります。そういう意味で、今子どもたちにALTでの教育をしていただくと同時に、本当に触れて、先生という立場じゃなくって、お友達あるいは家の人というふうな感覚でそういう場をつくっていくことが、これからの国際力を上げるものだと、こんなふうに思っておりますので、ぜひ、お金の問題がありますから補助金といっても大した補助金じゃないですけれども、まず懇談会をやって外人さんが見てくれる平群について聞くことだと思っております。それによって、また新しい芽ができ上がると、こんなふうに思っておりますので、ぜひとも懇談会、これは簡単だと思います、住民説明会やるのと同じような考えで、小さな部屋でいいと思っております、いらっしゃる方々が60人とか90人とかそういう数字ですから、うちの小さなお部屋でも十分できると思っておりますので、ホームステイの家族とかで外国人さんへの補助金支給については今後考えていただきたいと、これだけを述べておきます。

以上です。ありがとうございました。

○議長

続きまして、3点目の答弁を行ってください。住民生活課長。

○住民生活課長

それでは、議員御質問の3項目めのリサイクル館の今後についてお答えいたします。

リサイクル館につきましては、指定管理で運営をいたしておりますが、設置については町が行っております。平群駅周辺整備事業の進捗により移転できるよう検討してるところであります。

議員がお述べのように、設置場所につきましては利用者にとって利便性の高い場所が望ましいと考えておりますが、用地確保のこともあり難しい問題であると考えております。

また、費用面も当然重要な事項であります。現在、公共施設の再利用として西小学校跡地を候補地として西小学校跡地打ち合わせ会議の中で検討しておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長

高幣君。

○ 9 番

この問題は、特に再質問ということじゃなくって、やはりリサイクル館の役割は皆さん方、家に越されてる方とか引っ越しや、ほんならこの荷物困ったなというふうな観点でされてると思うんですが、やはりリサイクルをするという考え方をこれからもますます深めていくためには、ぜひとも便利のいいところにリサイクル館をつくっていただくことだと思いますので、そういうところだけ申し上げておきます。これはこれで結構です。

じゃあ、本日の一般質問は、これをもって終了いたします。ありがとうございました。

○ 議 長

それでは、高幣君の一般質問をこれで終わります。

3時30分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午後 3時11分)

再 開 (午後 3時30分)

○ 議 長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○ 議 長

発言番号5番、議席番号7番、山口君の質問を許可いたします。山口君。

○ 7 番

通告に基づきまして、大きく2点質問させていただきます。

まず、1点目は介護保険料の引き下げをということで通告しています。

介護保険制度が始まって16年を迎えます。3年ごとの見直しのたびに1号被保険者の保険料負担が増加してきました。今年度から第6期がスタートしましたが、その保険料は基準額で年間5万3,400円から6万2,700円に17.4%も引き上げられました。この1号被保険者の保険料は、今年度平成27年度から29年度まで3年間の保険給付の計画に基づいて算定されるものですが、2月26日の介護保険運営協議会に出された資料を見ますと、今年度の給付費総額見込みは、計画に対して6%少ないものとなっています。また、決算見込みでは今年度新たに7,577万円基金がふえる予測になっています。

この決算見込みは、その項目の多くで当初予算に補正予算を積み上げたものであることから、実際の決算ではさらに基金が積み上がるものだと考えられま

す。さらに、新年度平成28年度予算も基金の積み上げ4,614万円を計上しています。これは一定の所得以上、160万円、年収収入で280万円ですが、利用料がこれまでの1割から2割に、介護施設の食費、居住費を軽減する補足給付の縮小などの国の制度変更で介護利用が抑制されたこともあるのではないのでしょうか。また、同時に保険料の引き上げが影響していることは明白です。

このような状況から見て、今年度からの第6期の計画は見直す必要があります。特に1号被保険者の保険料は、第6期の途中であっても引き下げる必要があります。もう少し具体的に言えば、第6期の計画では6期終了時点、平成30年3月末ですが、この時点での剰余金5,500万円、介護保険会計は1年目が黒字、2年目がトントン、3年目が赤字となればよいという3年間トータルの計画です。しかし、第5期末の基金が1億3,500万円、今年度の決算見込みと新年度予算を合わせれば、来年度末では基金が2億5,000万円も積み上がることとなります。この積み上げ過ぎになる基金を活用して、昨年9月議会の一般質問でも取り上げましたが、所得によっては40%以上も負担増になった人たちの保険料を是正し、全体として保険料を引き下げるべきだと考えます。これは町長が決断すればできることです。町長の所見を伺います。

2点目は、国道168号の沿道サービスについてです。この沿道サービスについては、幾つか質問しますが、昨年5月に大型商業施設イオンビレッジがオープンしましたが、数年前から計画があるホームセンターコーナンについてはどのような状況なのか、コーナン予定地には現在大型ダンプが出入りをし、膨大な土砂が搬入されています。これは、県の許可がおりて建設工事が始まったということでしょうか。

コーナンの建設については、町道の拡幅やその変更、右折禁止などの交通の変更など、住民生活にも大きく影響します。現状と今後の見通しを説明してください。

もう1点は、椿井橋交差点にあったスーパー万代が昨年末に撤退し、南部地域の皆さんから何とかスーパーマーケットの誘致をとの要望が出されています。町行政としても地域の活性化の観点から積極的に対応すべきと考えます。いかがでしょうか。

以上2点について、町長以下理事者の皆さんの明快な答弁をよろしく願います。

○議長

福祉課今田主幹。

○福祉課主幹（今田良弘）

1 点目、介護保険料の引き下げをについてお答えをいたします。

所得によって40%以上も負担増になった人たちの保険料を是正につきましては、第5期介護保険料では第5段階の階層で住民税課税世帯の合計所得金額が2.5倍強の開きのある方も同額の保険料でした。これを第6期では細分化し、保険料の階層を第5期9段階から第6期では新たな高額所得者の負担区分を設定の上11段階とし、より所得に応じた保険料の設定を行ったと考えています。

期途中の保険料引き下げにつきましては、介護保険事業は3年を1期とした中期財政運営であります。また、平成29年度には町内に特養が開設予定されており、給付費の増加が予測されています。29年度の特養開設は、第6期の介護保険事業計画に含まれていますが、第6期の3年目、29年度末給付費が未確定な状況です。このことから、原則どおり3年を通じて同一の保険料とし、剰余金が出た場合は準備基金に積み立てることとし、6期途中での保険料の引き下げは考えていません。第6期の最終年度である平成29年度末の準備基金残高予測を見て次期計画に繰り入れ、第1号被保険者保険料の上昇分を抑制する財源として判断していきたいと考えています。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

山口君。

○7番

9月議会に質問したときと変わったのは、29年度から椿井に50床の特養が新たにできると。ただ、これは介護の策定委員会の中でも計画に入っていたということですよ。それともう一つ、一番この間、この議論で理事者側が強調してるのが、細分化する中で前はもっと幅広い人たちが第5期までは高いのを払ってたんだと、それを細分化することによってある一部だけが40%上がった、それは前が公平ではなくて今度公平にしたんだって、こういう議論ですよ。でも、そんな議論成り立ちますか。もちろん幅広いのを細分化して、より所得の実態に見合った負担にする、それは大事なことです。でも、その中で細分化したのために、逆に、通常ほかはみんな17.4%しか上がってないのに、その部分だけ40%以上上がるっていうのはおかしいでしょう、誰が考えたって。

まずそれが1点ね。

ほんで、私は1問目にも言いましたけども、去年9月の段階では第5期の決算が出ただけでした。第6期の1年目はまだ見込みすら出てませんからそのことは言いませんでしたが、9月と今の3月で何が違うかと言えば、第6期が始

まってまだ1年たってないから、ことしの決算はちゃんと出てませんが、最初の1年目でも言いましたけど、予算っていうのはあくまで余分に立ててるんですよ、支出のほうが。その余分に立ててる支出、確定以外は全て補正予算の積み上げ、要するに現予算段階の数字を入れたもんでさえ7,800万も金が余るっていう話じゃないですか。単年度ですよ。

ほんで来年の予算組んでも、普通新年度、2年目予算組んだらトントンになるか基金がある程度、予算上はですよ、基金から幾らかつぶして収支トントンにする、してるっていうのがこの間の経緯ですよ。それがもう予算組んでも5,000万近い金が余るといようなね、それだけ余裕あり過ぎるんです。余裕あり過ぎるっていうのは、要するに歳入が多過ぎるわけですよ。もちろん最初にも言いましたように国の制度の変更で給付抑制が一定あるんだろうと、そのことについてはね、本来あってはならないことだけれども、国の政策に対してここで意見は言えるけれども変えることはできませんから、ただその中で平群町の、平群町が保険者になってる介護保険会計から見ればですね、その40%上がったとか二十何%上がったとか、通常平均17.4%に上がった部分を下げただけで、9月議会での私の質問で試算したときには1年間で2,000万程度なんです。それ全部、今の11段階を全部17.4%にならしたところで年間要る金は2,000万、3年間だったら6,000万、もう1年間ことし終わるわけだから、あと2年だったら4,000万で済むわけ。ならずですよ。極端な話、これ全部もとに戻したって、平群町の6期終わる平成30年3月末の基金残ってますよ。もともこの第6期ですね、基金を計画では1億1,500万、5期の終わりに残っていると予定してたのが実際1億3,500万ありましたから2,000万の乖離があるんだけど、1億1,500万としても、そのうちの6,000万取り崩す予定やったわけでしょう。だから、3年間で6,000万赤字になってよかったわけですよ。それがなくなってないのに、今みたいな答弁で誰が納得しますか。

1号被保険者って65歳以上の人が全員保険料を引かれてるわけですよ。私もあと4年ぐらいで自動的に引かれるようになるわけです。ほとんど特徴じゃないですか、特別徴収じゃないですか、いや応なし。要するに年金が1万8,000円以上ですか、あれば全部特別徴収でしょう。もうそれがいつの間にか3年に1回値上がりしてる。場合によっては40%も上がってる人がいてる。そこを是正するのは当然じゃないですか。もう何回もこれ議論できないから町長に聞きますけど、さっき窪議員の質問、一般質問の中で、中学3年までの子どもの医療費無料化、いやもう本当にありがたいことです。子どもの医療費無料化は高校3年まで、高校3年までっていうのもう天ですから、基本的にはね。

奈良県では山添だけですけれども、それはありがたいことです。初日の議論では何かあんまりやりたくなさそうに私は聞こえたんですが、きょう英断されて、私も窪さんと同じようにすばらしいなというふうに思うんです。それはやっぱり子ども、平群町の今の施策にとって子どもが大事だから。財源としては、県が中学卒業まで、今までの入院だけじゃなくて通院もやると。その財源を使ってやる、でしょう。ほんなら、これ介護保険は特別会計でしょう。財源がないんじゃないんですよ、取り過ぎて余ってるんです。それを是正すののに検討すらないってのは一体どういうことなんですかね。

何も全部吐き出せて言ってるわけじゃなくって、計画どおりやって最終的に5,000万残ったらいいんでしょと、基金に。ほんで今の答弁やったら、いや、今度ようけ余り過ぎた、次の第7期でします。じゃあ、これ、今のままこのまま取り続けたら多分3億以上の、3年間で3億ぐらいの基金になる。それ全部取り崩すんですか。5,000万乗せて2億5,000万取り崩すんですか。そしたら今度、引き下げなあかんようになりますよ。それ約束できますか。またそのときになったら、また違うこと言うんですよ。今、最後に言った50床の特養ができるから、それがどんだけかかるかわからんと、平群には今一つの特養があるわけだから、それから計算したら計算できるじゃないですか。そういう試算もちゃんとして住民の皆さんが納得できるような答弁をしていただきたいんですけどね。きょうは課長が休んで今田主幹大変ですけども、あなたが一番詳しい担当者ですから、私の言ってることは間違ってますか。その点どうですか。

担当課で答えられないんなら、もう町長答えてください。

○議長

福祉課今田主幹。

○福祉課主幹（今田良弘）

まず、40%以上の負担増の件でございます。この40%以上も負担増になったというのは、5期から6期のときの保険料の改正によって増になっている。これは一部の方だけではなく、課税世帯の方がですね、全て負担増になっているということでございます。言いかえてみれば、この増にはなっていますが収入に占める保険料の割合で言えば、公平に負担増になってきてると、むしろ保険料段階の低い段階のほうが収入に占める保険料の負担割合は高いような状況でございます。決して一部の段階でですね、引き上げたっていうのではなくて、等しく皆様に保険料を負担していただくと、この点でですね、こういった設定になったということで御理解いただきたいと思います。

それと、この保険料、確かに議員おっしゃるように基金が積み上がってくる

かとは思いますが。しかし、3年を1期とした財政運営でございます。で、今余ってるので、じゃあ、期の途中で引き下げると、これは介護保険法の129条第3項でも書いてますように、おおむね3年を通じて財政の均衡を保つと、要は3年で1期とするということでございます。期の途中での変更というよりは、先ほど申しあげましたように、もし基金があるようでしたら、その財源を次年度の7期でこれを抑制分に回していくと、こういうことで御理解いただきたいと思えます。

○議 長

山口君。

○7 番

これも9月で同じような答弁してるんですよ。でも、そうだったら5期の反省が全然生きてないんですよ。5期のときも、5期の計画立てるときも、1億1,500万基金があるから、そのうちの、要するに介護の策定委員会では5,000万の引き下げを、あれは多数決でやったんですよ。ただ、私も大分言わせていただきましたけども、議会に提出されたときは町長が1,000万上乗せして6,000万の基金を取り崩すと、ということは1億1,500万の基金、6,000万取り崩すわけやから、そのときも第5期が終わるときは5,500万残るという計画だった。でも、終わってみたら基金幾ら残ったんですか。3年間のトータルでは基金なんか1銭も入れてないんですよ、基本的に、プラスマイナスすれば。金額少ないですけど199万円の黒字やったんですよ、3年間トータルすれば。そのときかって、じゃあ、計画間違ってたんじゃないの。で、次またそのことも今度の6期のときの運協のときに言いました。それでも今度また5,000万残したいと、5,500万か。だから、また6,000万の繰り出しで計算して金額策定、全体としてですよ、策定したわけでしょう。

ただ、その中で今ね、途中でできないけど、それはね、町長の裁量なんです。法律で絶対したらあかんなんてどこにも書いてないって言ったじゃないですか。それはできるだけ3年計画でやってるんで、でもこっだけ余ってくるというのは計画が間違ってるんだから、そのもとを正すっていうのに私は何も、別によその市町村からお金もらうわけでもなし、国や県からお金もらうわけでもないでしょう。平群町の中で余った、介護保険という特別会計の中で余ったお金を払ってる1号被保険者、住民全員にばらまくわけじゃないですよ、払ってる1号被保険者の是正と引き下げに使うべきだって言ってるんですよ。

最後に言った質問に答えてないですよ。これ、じゃあ2億5,000万、3億近い金がこの6期終わって残ってたなら、また5,000万残して2億5,0

00万引き下げに使うんですか。それは確約するんですか。いや、また特養ができていろいろこれから要りますからいうて計画の中でどうにでもできるわけでしょう、そんなこと。間違った計画立ててるんじゃないの。

もちろんね、国保も介護も給付のほうは計算どおりいきませんから、もちろん読めない部分はいっぱい出てくるんですよ、そやけどこれだけ余りだしたらちょっと異常でしょう。だから4期、5期、6期ともう全部計画間違ってるんです。

ほとんど職員がつくったんじゃないけどね、全部コンサルに丸投げでしょう。ひどいときは答弁までコンサルしてましたもんね。策定委員会で。

だから、そのところが問題なんですよ。だから、住民の顔を見なさいよ、皆さん、文句そんなに出てないんかわからんけど、本当に引き上げで大変なんですよ、一方で年金下がってるんですから。でしょう。そこも考えて答弁してもらわないと、もう同じこと何回も言って同じ答弁もらうの嫌やから、もうとにかくね、町長、さっきみたいに子どもの医療費のことでそれだけね、ほんの1週間で決断が変わるわけですから、ええほうに変わったわけですから、こっちの高齢者のほうもね、こっちは別にどっかが下げるじゃなくって本人の払い過ぎた分を返してあげてくださいっていうことですから、何の遠慮も要らんとお思いますよ。

○議長

町長。

○町長

山口議員がおっしゃってることはよくわかるわけですが、この介護保険料につきましては、介護保険運営協議会におきまして、山口議員も委員のお1人として協議の結果、過去の基金の取り崩しも含めまして慎重に御審議いただきまして策定したものでございます。

1年目の平成27年にそのような結果に、当初の予定外の結果になっておることはそのとおりでございますが、それを1年をもってですね、直ちにじゃあ引き下げにかかるかということにつきましては、やはり慎重でなければならぬと思っております。

3年周期で見直しを行っておりますので、平成29年度の見直しのときにおきましては、慎重に、より慎重にですね、先の見通しを、これまでの傾向等含めまして先の見通しをしっかりと立てて保険料を設定していきたいと、このように思っております。

基金がたまたま2億5,000万余ったら、それを丸々使うのかということにつきましては、そのことにつきましても29年度の協議会の中で御審議いた

だこうと考えております。

よろしくお願ひ申し上げます。

○議 長

山口君。

○7 番

私はどこかで決断すべき、例えば27年度決算が5月31日出納閉鎖されればですね、6月の初め、6月議会の頭にはわかるわけです。6月、28年度から下げるかどうか、そんなことは別にしてね、その数字を見た時点でね、私は1年目が出てくれば、政府の介護保険についての政策はですね、それも3年に1回しか見直しはありませんからね、今のまま大体その傾向が続くっていうのは当然なんです。平群町の場合はもちろん65歳以上の方がふえる、後期高齢者もふえていく、その中で給付がふえていくのはもちろん事実です。それも毎年そういう計算式もしてですね、計画立ててるわけですから、全てが間違いだとは言いませんけれども、それが余りにも大きな、例えば今7, 785万円の基金ですけれども、決算でですね、それが1億円ぐらいに単年度で基金積み上がるということになれば、それは本当に真剣に考えてもらわな、今の町長の話だったら多分真剣に考えてもらえらと思ひますけれども、それは今すぐここで結論出せと言つても、初めからそういう答弁用意してる中では難しいと思うので、これ以上言いませんけれども、そのことはよく覚えといてくださいね。また6月議会で、一応収支については出ますから、そのときにまた尋ねますけれども、そのことはしっかり、今の町長の言葉については、私は一定前向きな答弁だったというふうに思ひますんで、そこについては評価します。

だから、そのことも含めて、年度途中でできないなどと、法律である程度、一応3年に1回の見直しというだけのことなんでね、実際町長の裁量でできるというふうに思ひますんで、そのことも含めて今後また質問することになると思ひますけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

1 問目はこれで結構です。

○議 長

2 点目の答弁をしてください。都市建設課長。

○都市建設課長

それでは、大きな2点目の国道168号線の沿道サービスに関する御質問にお答えをいたします。

まず、1点目でございます。ホームセンターの進捗状況でございますが、これは平成26年10月に県に開発の許可申請書が提出をされております。事業者側の都合によりまして、現時点ではまだ工事施工者が決まっていないう

ふう聞いておりました、開発許可が出ていないという状況でございます。

次に、開発予定区域内での土砂の搬入行為の御質問でございますが、この行為は開発行為とは別でございます、土地所有者による一時的な土砂の仮置きの行為であります。平群町土砂等による土地の埋め立て等の規制に関する条例に基づき、平成27年10月28日付で一時堆積の届出書が提出をされ、町のほうで受理をしております。行為の期間でございますが、平成27年11月1日から28年の10月31日までの1年間というふうになっております。

町道等の拡幅の変更や交通の変更に対する影響についてでございますが、大規模店舗立地に伴い、交通渋滞や大井手路線を初めとする既存町道への車両の通行、流入増加などが予想されることから、地元の意見も踏まえ、事業者を交えて警察等の関係機関と再三協議を重ねてまいりました。

その結果としまして、国道168号線の拡幅、またあるいは滞留車線の設置、既存町道のつけかえや拡幅、さらには協和橋交差点の改良や信号機の移設など、交通安全対策とあわせて、近隣住民の利便性も考慮した開発、これが現開発計画となったという経緯でございます。

今後の見通しでございますが、事業者側としては早期に工事の施工業者を決定をし、事業の着手をしたいという意向であることは確認をしております。町としましては、引き続きまして事業者側に対して早期の事業の着手をされるように強く要請をしております。

2点目でございます。スーパーマーケット万代椿井店の跡地の利用についての御質問でございますが、現在、店舗の改装工事が行われておりますが、この行為につきましては、開発行為を伴っていないということでございまして、町に申請等の経由事務がないため、現時点では正確には主要な用途等の利用内容は把握をしていないということでございます。

当該場所の用途地域は第1種住居地域でありまして、日用品の販売店舗の用途であれば、面積が一定規模以下の店舗であれば立地可能な場所であります。町としては、民間店舗の誘致に具体的に関与はすることはできませんが、あくまで土地利用の観点から沿道機能を生かした広域的な生活関連サービス施設の立地誘導を図っていくということが役割であるというふうに認識をしております。当該地区につきましても、地域の活性化や利便性向上につながるような、上位計画に即した土地利用を誘導できるような取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

山口君。

○ 7 番

コーナンについてはね、うちの宮本次郎県会議員を通じて県に問い合わせしました。2月の終わりごろだったと思います。今、課長答弁があったように26年の10月ですか、開発申請出て、工事業者が決まってないということで、県のほうは是正指示を出したと、それ以後一切何も言ってこないって言ってますよ。今、町のほうは間違いなく来る、12月議会で稲月議員の質問にも間違いなく来るというふうに答弁されてましたけども、県のほうで聞くと、もう一切何のアクションもない、だからやる気あるのか、そこまでは担当者言ってるわけじゃないですけど、それを聞いたとき、本気でやる気あるのかな、どうなのかなと。あそこは地元の人たちの、地権者が地元の人たちですから、撤退されても地元も困りますし、コーナンはホームセンターですけども、いろいろ期待される方もいらっしゃるし、せっかくあれだけの面積の土地をですね、やっぱり利用してもらったほうが平群町も固定資産税等ですね、収入についても大分変わってきますし、ですからね、コーナンで話聞いて、今、課長のほうでは、平群町のほうではそういうふうに答えてるんだろうと思うんですが、余りにも長すぎる、もう1年半でしょう。ほんで、後からのイオンビッグのほうはもう、後から計画が上がったイオンビッグのほうはもう去年5月からオープン、去年でしたっけ、オープンしてますし、そういうふうに見るとね、あそこが本当にあのままでいいのかなと、土砂も1年間仮置きということでやってますが、トラックがどんどん入って、今はちょっとおさまってますが、初め土入れだしたころはトラックがどんどん入ってくるっていうようなことでね、やっぱり問題があるんじゃないかというふうに思うんで、その辺ね、もう1回ね、コーナンに本当に真意を質して、答えるか、相手のあることですから何とも言えませんが、ちょっときちっとね、いつまでにすんねやと、値段が合わないからって、12月議会の答弁でコーナンが言ってるということでしたけど、そんなん普通あんな、ちょっと道よりはる大分低いですから土は相当入れなあかんでしょうけど、金額、あの程度の工事で金額が合わないからって行ってやらないっていうのは、僕はちょっと理解できないんですけど、その辺ちょっと1回ね、町のほうからも県を通じてでも結構ですけども、本当にどういうふうに考えていつまでにやるのかぐらいはね、もう早い時期に答えを出してもらう必要があるんじゃないかなと。もう計画が始まって10年近くなりますから、と思います。そのことは、もう一度、そういうふうに言ってもらえるのかどうかは答弁してください。

それから、万代の跡なんですけど、聞くとところによると大手ドラッグストアが来るみたいな話なんですけどね、その前には今度、今、前のガソリンスタンド

があったところにはプレハブ建ってて、そこは中古車センターが来るとかいうのは聞いてるんですが、いずれにしてもドラッグストアといったら隣もドラッグストアやしなどか思いながら、ちょっとその辺、もちろん今課長おっしゃるとおりね、平群町にそういう建物建っててあとはその持ち主がどういう考えで誰に貸すかによって変わってくるんですけれども、一方で南部地域では三郷町の北部も含めて、勢野北口の駅前にあるスーパーが、ヤオヒコがですね、建てかえて1年間閉めるという話も聞いてます。そうすると、ますますあの辺の人たちは、平群町の人たちもヤマヒコには大分行ってる人も多いですから、ますますあの地域で生協だけになっちゃうんですよね。

だから、その辺についてはね、町はいろいろ許可権限とかそんなことは別にして、まちづくりという観点からちょっといろいろ情報収集もしていただいてですね、何て言ったらいいんですかね、本当なら僕は万代のあそこの土地建物を持ってはる会社か個人がわかりませんが、に対して町としてもやっぱり希望を言うとかね、そういうことも大事じゃないかなというふうに思うんですけれども、その辺ちょっとやりにくい部分はあるでしょうけども、2点再質問ということで答弁していただけますでしょうか。

○議 長

都市建設課長。

○都市建設課長

それでは、再質問にお答えをさせていただきます。

まず、ホームセンターコーナンの関係でございしますが、これにつきましては、前回12月議会でも稲月議員のほうからも質問をいただいております、そのときの答弁とほとんど変わってないんですけれども、業者のほうに確認しますとコーナンの要するに設定している実行予算との乖離があるという、その辺のところ遅れておるといふ、そのようなことを聞き及んでいるところでございます。先般ですね、2月の末にですね、事業者の代理人、要するにその業務の代行者の方が来庁されまして、その本体ですね、コーナンの本体の一部を、要するにテナントとして賃貸借したいという、そういった意向を持っているという、そのようなことも打診というんですか、あったということございまして、いずれにしましても許可権限は県でございしますので、法定手続も含めて県のほうで十二分に協議をかけてくださいという、そういった話をしてるわけでございまして、現在聞いてるのは、今3月でございしますが、3月の末には一定方針決定というんですか、施工業者あるいは具体の工程も含めて示させていただきたいということは聞いております。

続いて2点目でございます。

万代の跡地の件でございます。これにつきましてもですね、なかなかテナントを町で斡旋するという点については、料金であるとかですね、あと別の条件面の調整の問題やいろんな部分で抵触する可能性もありますし、なかなか町が関与できないというところがございます。

ただ、議員おっしゃるように情報収集であるとかですね、当然まちづくりの観点からのそういったことについては、町の所掌事務の範囲の中でできることは、アクションを起こしていけるとことについては、やっていきたいなというふうに思います。

以上でございます。

○議長

山口君。

○7番

ありがとうございます。

どっちにしてもね、難しい問題ではあるんですけども、やっぱり住民の皆さんが暮らしやすいまちづくりという観点で言えばね、そういう町並み、商店、そういうものがですね、必要になってきますから、どっちにしても、本当は大手ばかりじゃなくて、小売り、地元の人が小売業で成り立てば一番いいんですが、今はもうそういう時代でもありませんから、それと同時に高齢化の中でやっぱり身近なところにそういう日用品、食料品を買える場所が必要というのはね、今Aコープになってるサンシティが撤退したあとですね、私の住んでる福貴団地もそうですし、若葉台等も含めてですね、非常に不便になったという声をたくさん聞いたものですから、その辺については今後もね、やっぱりアンテナはしっかり町のほうでも、担当がどこになるかはわかりませんが、アンテナはしっかり張っていただいて、その辺の目配せもですね、やっていただければなということをお願いして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長

それでは、山口君の一般質問をこれで終わります。

少しお待ちください。

続きまして、発言番号6番、議席番号5番、稲月君の質問を許可いたします。

稲月君。

○5番

議席番号5番、稲月敏子です。議長よりただいま発言の許可をいただきましたので、通告どおり2点にわたって質問をさせていただきます。

本日最後の質問となります。皆さん大変お疲れのことと思いますが、ぜひとも御回答いただきますよう、お願いをいたします。

1 点目です。危険な水路に安全を守るための柵を計画的に設置をとという項目です。

本町は皆さんも御存じのように昔から農業が大変盛んな土地柄でございます。それゆえ農業用の用水路が各所に存在しております。しかし、今は農地が住宅地に転換されたところも多くなって、水路に沿った道路は車や自動車、歩行者など通行量がふえております。特に大井手路線、またこの大井手路線の支線の水路などでは、原付バイクや自転車が水路に転落をするというような事故も起こっています。また、一昨年には西宮の地域で水路に転落された歩行者の方が夜間、転落された方が死亡されるという、こんな事件もございました。これらの水路には安全を守るための柵などは設置をされていなかったということが共通です。

また、近年小さな子どもさんたちを育てる若い世帯がお住まいになる賃貸住宅、建売住宅などの近辺の水路にも安全柵は未設置であるといった場所もたくさんございます。危なくて親御さんたちは本当に目が離せないという切実な声も聞いているところでございます。周辺住民の声をしっかり聞き、こういった実態に見合った安全を守るための柵などの設置を町としても計画的に進めていただきたいと思います、こういうお考えはおありでございませうか。ぜひとも御回答ください。

2 点目です。介護予防・日常生活支援総合事業、いわゆる新総合事業と言われる問題についてです。本町では平成 29 年の 4 月から要支援 1 と要支援 2、この方たちの介護サービスを介護予防・日常生活支援総合事業、新総合事業へと移行する、こういうふうになっています。ここまでに、もうあと 1 年となりました。これに向けて具体的な事業内容、こういった検討が進んでいるかと思いますが、特にこの中で多様な担い手、多様なサービス事業と言われるこういった部分をつくっていかうとしておられるというふうに国の事業内容の指針などには書かれていますけれども、こういうところについて、今、本町では現時点でどこまでお考えが進んでおられるのか、また計画が進められているのか、こういった内容をぜひ聞かせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

それでは、1 点目の安全柵の計画的な設置についての御質問にお答えをいたします。

本町が管理をしている道路において、比較的規模の大きい水路が併設してい

る路線であります大井手路線や川原路線を含めた主要路線については、既に危険箇所の総点検を行い、転落防止柵等については必要箇所に設置をしてきた経緯がございます。

一方で、道路に併設している水路の多くは農業用水路を兼ねております。地元自治会や水利の関係者が水路の清掃や維持管理を実施をいただいております。柵等の設置につきましては、この関係者と十分に協議を行い、合意形成が図られた後に設置をしているというのが現状でございます。

議員御質問の水路の安全対策につきましては、引き続きまして関係自治会あるいは関係者の意見を十二分に反映をする中で、できるだけの対策は講じてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議 長

稲月君。

○5 番

ありがとうございます。

先日も吉新のところでそういう子どもさんのいらっしゃる御家庭の新築がありまして、そこからの御意見で柵を設置してほしいという要望について尋ねさせていただいたところ、それについては水利組合等の話し合いも含めて検討し、話し合いも整ったので設置をしていこうというふうな御回答もいただいているわけで、積極的に子どもさんや高齢者の安全を守っていくという観点でいろいろ考えていただいて実施をしていただいていることに非常に感謝をするところでございます。

御回答いただいたように、地域の皆さんの御意見にしっかり耳を傾けて、本当に地域の皆さんの暮らしに目配りをしっかりしていける、そんなこの本町の行政にどんどん近づけていっていただきたいなというふうに思っています。やっぱり行き届いた行政、住民からやっぱり評価される、そんな町をぜひ目指していきたいというふうに私も思いますし、町をアピールしていく大きな目玉も大変必要ではあります。そこについても、今この議会の中でもいろんな意見が出ました。そういうことにもしっかり目を向けながら、また、片方では地道な目配り、気配り、そういう町の姿っていうのが本当にここで安心して暮らせるっていう定住できる大きな条件になってくると思っていますので、引き続きよろしくをお願いをしたいと思います。

この件については、これで結構です。

○議 長

次、2点目の答弁に入ってください。福祉課今田主幹。

○福祉課主幹（今田良弘）

2点目、介護予防・日常生活支援総合事業についてお答えいたします。

総合事業につきましては、広域7町で統一した基準の素案がことしの2月に7町担当者課長会議において合意されましたので、合意内容を踏まえて回答いたします。

事業所説明会等により、修正等の可能性がございますので、現時点でということをご理解をお願いいたします。

総合事業は、今まで予防給付として提供されていた全国一律の訪問サービスと通所サービスを、総合事業として地域の実情に応じて多様なサービスにより地域の支え合い体制づくりを進めていくものです。

サービスの類型は、現在と同様のサービスである現行サービス型と緩和した基準による多様なサービスになっています。多様なサービスについては、事業所指定や委託により、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、補助や助成により、住民主体による支援や、保健・医療の専門職により短期集中で行うサービスに種別されています。

大きく三つ、訪問型サービス、通所型サービス、短期集中型サービスに分けて御説明させていただきます。

訪問型サービスは、身体介護、生活援助を利用する場合、資格者が従事する事業所からこれまでどおりサービスを利用できます。利用料も現在の単価と同額になります。緩和した基準によるサービスは生活援助のみの利用を想定しており、利用料は現行サービスに対し、約15%減額した単価となります。緩和した基準を本町で行う事業所については、訪問介護事業所がサービス緩和を新たに行う場合や、シルバー人材センターが想定されます。住民主体による支援は、穏やかな見守りや声かけ、ごみ出しの手伝いなど近所での手助けが想定され、ことしの夏ごろまでには方向性を出していきたいと考えています。

通所型サービスは、通所による食事や入浴などの日常生活上の支援や、機能訓練などのサービスを利用する場合、現在の介護予防通所介護と変わらないサービスを利用させていただきます。利用料も現在の単価と同額になります。緩和した基準によるサービスは、3時間までの短時間による通所で機能訓練サービスなどを実施する場合を想定し、利用料は現行サービスに対して約30%減額した単価となります。また、入浴介助や送迎などを行わない場合は減算となります。緩和した基準を本町で行う事業者は、今のところ想定できない状況です。住民主体による支援は、介護予防として28年度から介護予防体操教室を地域で取り組んでいただけるよう推進していきます。

短期集中型サービスは、これまで行ってきた2次予防事業を継続して、運動機能向上事業、栄養改善事業、口腔機能向上事業などの実施を考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議 長

稲月君。

○5 番

ありがとうございます。今るる述べていただきましたところでですね、現行の介護サービスを受けれる人とそうでない人がここで分かれるわけですよ、どこで分かれ目があるんですか、それを一つはお聞きしたいんです。

それと、その分かれ目から分かれた多様なサービスのところですね。特に通所型のというところで地域の住民主体による支援というね、そういうところに入ってくるんだと思いますけども、地域で体操教室などをやってもらうと、そういうところを利用してもらうというふうなサービス形態をつくっていくというふうなことを、今お聞きしたんですけれども、それに当たっては、今現在自治体単位で地域の住民の皆さんが頑張っておられる小地域ネットワークとか長寿会の方たちなんかの集まりを利用したりとか、そういうところら辺でその人たちがサービスの提供者となるというふうなことに実際なっていこうとしてるのかなというふうに聞いてて思うんですけれども、実際問題としてこれらがどんなふうになっていくのか、今現在どこまで煮詰まっているのか、この後具体的にはしていくとおっしゃっていますけれども、一定その辺の話し合いなんかがあるのかどうなふうになっているのかっていうのが一つは心配をしているところです。

自治会単位に今つくられてる小地域ネットワークなんかの活動ですが、現実には月1回程度それぞれの集会所なんかで集まられて、その中心になっておられる人たち、大変な御苦勞をされて行事を月1回していただいていると、そこら辺で、今手いっぱいやというのが現状ではないのかなって私は見てて思います。

皆さん本当に一生懸命ボランティアの活動として地域のみんなで助け合っていこうという、そのもとでやっていてくださるんですけれども、これ以上のことができるんかっていうところら辺では、非常に疑問にも思っています。何でもかんでも地域で、そして自治会単位で、自助共助ということを基本にやれというのが国の方針ではあるというふうに聞いていますけれども、実際上はそううまくはなかなかいかにへんというのが現状ではないでしょうか。

私の住んでいる若葉台でも、昨日ちょうど自治会の総会がありました。この中でも、ちょっと前までは退職をした我々世代、団塊の世代がたくさんおられて、まだ元気です、いろいろやりたいこともあるということで、さまざまな活動をエネルギッシュに取り組んで、草刈りも町のあれだけではなかなか地域

が美しくならないということで、自主的に草刈りボランティアの組織をつくったり、自主防災組織なども本当に熱心にやってきていただいているんです。けども、高齢化の波というのは避けて通れなくなってきてて、草刈りの人材も今はもう激減をしていますし、防災も動ける人が減ってきてて、これからどうしようやということで、その総会の中でも大変深刻な事態に直面していることがあらわれてきています。

また、若い人たちはお仕事が忙しい、また派遣とかね、そういった非正規の労働者も今ふえています。余裕がないんです。こういう人たちがそんないろいろと地域の仕事せえって言われても、でけへんやないか、それならもう自治会をやめますということで自治会にも入らないと、こんな人たちも結構出てきてるということで、大変な実態も総会の中でも出されています。

非常に自主的な助け合いの活動っていうのは大事です。重要やというふうに私も思っています。ボランティア活動は非常に大事です。けども、今7町で決めていただいたこういったサービスのあり方、これは公な介護の仕事をしようという一翼を担う舞台であると思うんです。だから、全く性格が違うというふうに思ってるんですけども、その辺ではいかがでしょうか。

短時間の健康教室なんかでも、本当に責任持ってやれるのか、本当に送り迎えなんかはどうなるのか、民間で住民の手でやったらその責任はどこにあるのやろ、こういった疑問もたくさん出ている状態でございます。こういったサービスもどういうふうに保障しようというのか、これらも全部加味したことでこういう計画をこれからつくっていかれるのかというのを、ちょっとお聞かせください。

もう一つは、もう既にね、この新総合事業をもう出発をされているところ、ことしからやろうとしてはるところとか、去年度からもう既に始まっているところも全国的には多々あるようです。こんな中で、これは私は新聞で読んだんですけども、埼玉県の和光市というところではデイサービスの事業所で要支援の方に対してね、もうあなたは介護の卒業式、もう介護を受ける必要がない、そういう卒業式が行われて卒業証書を授与された、授与したそうです。この卒業証書をももらった方は、週2回のデイサービスを受けておられて、それからまだ訪問介護も受けておられたんです。それなのに、もう行けなくなった、デイサービスが受けられなくなって、週1回の1時間半の健康教室にあなたは通いなさいというふうになったそうです。もうそうした途端に元気がなくなってしまって、まだまだ歩行困難な方だったそうですけども、お昼御飯も1時間半の健康教室だけになるとね、お昼御飯をみんなで楽しく食べておしゃべりをすると、そういった行動もできなくなって、本当に気落ちされて状態が悪くなってしま

われたり、お風呂も實際上、麻痺があつて入れないと、奥さんも高齢で援助も苦勞やということで入浴もできなくなって、こんな状態をね、つくり出したということが新聞に掲載をされていまして。

これでは介護保険の意味は全くありません。どんどん重度の状況をつくっていくというようなね、結果になってしまう。こんな結果をつくったら元も子もないというふうに私は思います。だから、これは全てではないと思います。うまくいってることもあると思うんですけれどもね。だから、一つは早くからこういったことを実施されている自治体、こちら辺のぜひとも問題点なんかを、よかった点なんかも含めてね、学んでいただきたい、こういった情報も入ってるかと思ひますけれども、どんどん学んでいただいて絶対こんな状態はつくりたくないということで、さらに具体化していく過程の中でね、しっかり話し合っしてほしいというふうに思ひます。

その中ではね、介護保険の策定委員会の回数も一定決められてるというふうに思ひますけれども、このいろいろ考えられて計画を立てられた、細かい具体的な計画が立った時点でね、ぜひとも介護保険の策定委員会などで皆さんの意見をしっかり聞いて、それで、はい、それで終わりじゃなくって修正をして再度本当に実態に見合ったよりよい制度にしていくための案を出して充実をさせていっていただきたい、こういったことをやっぱり繰り返していくことが今大事ではないかというふうに思ひますので、お願いをいたします。

たくさんあつて申しわけないですけど。とりあえず。

○議長

福祉課今田主幹。

○福祉課主幹（今田良弘）

たくさん質問いただきました。

まず初めに、分かれ目をどうかという、この分かれ目というのは現行サービスとそれから多様なサービスを利用者がどう使えるかという分かれ目だと思ひます。これにつきましては、要支援1、2あるいはチェックリストでその状態を見て決めていくんですが、その決めるプロセスとしてですね、一定アセスメントをして利用者さんの十分な説明、それから同意をもってサービス提供に至ると、こういうことでございます。ですから、強制的にですね、デイサービスのほうへ行きたいけども、いやいや住民主体のサービスにしてくれと、こういっことはございません。原則ですね、今までどおりのサービスも御利用できますし、また新たな多様なサービスも御利用できる、というふうに考えていただければいいかなと思ひます。

それと、介護予防として介護予防の体操教室をするに当たっては、小地域ネ

ネットワークであったり、もうそういったところで手いっぱい回らないと、もう地域の方は高齢化も進んでもうそんな予防教室まで自分たちはできないというようなお話でございます。ただ、この件につきましては、今現在でも地域包括支援センターで介護予防教室、体操等をやっております。ただ、これは地域包括支援センターでやっていますと一定拠点で決めてやっていますが、これも引き続きするんですけども、やっぱりそこまで来るのになかなか平群町全域ですと来れない方も多数いらっしゃると思います。そういうことを考えますと、やっぱり地域全体で介護予防教室を広めていくとなれば、やっぱり地域の集会所を使って住民さんが来やすい場所でやっぱり取り組んでいくというのが地域全体に広げていく介護予防の取り組みかなというふうには考えております。

そういう意味では、小地域ネットワーク、長寿会、あるいは自治会単位ですすね、町も一定、28年度に試行的にやっていますね、どれだけの効果があるかというのを実際試行的にやって示していこうと思います。それを見てですね、ほかの自治会や団体から、これならやっていると、効果も出てきたということになれば、自主的な活動が広がっていくのではないかなというふうには考えているところです。

それから、ほかの、この制度は平成27年度からもう実施されている制度です。先ほどありましたように、実施されていてデイサービス等を利用されていたが、強制的に住民主体のサービスに切りかえられたと、こういったお困り事があったというような話です。ただ、平群町としましては、先ほど言いましたように基本的には利用者さんの説明と同意というのが、これ基本です。そのサービスを受けられていてですね、強制的に変えるということはいたしません。十分本人さんの状態を確認した上で本人の同意をもって、例えばかなり体が動きづらかったけども、デイサービスへ行って、そして機能訓練もやって、ある程度普段のことができるようになったと、そういうことになれば、また住民主体のサービスに切りかえもあるかと思えます。その辺は個々にですね、判断していくべきもので、強制的ではないというふうには考えております。

国の今回総合事業の移行というのは、今まで介護予防と言いながら要介護の方と同じようなサービスであったと、それを介護予防を重点的にやっていこうというのが国の狙いかなとは思っております。そういったところで、平群町もこの介護予防には特に地域支援事業として予算も計上しているところですが、29年度に向けて28年度には試行的にできるところはしていくと、それから介護予防の体操教室は、これプリズムで健康保険課でもやっていたところですが、この辺は関係課連携をとって、そして住民さんにわかりやすい、そういった体操教室を紹介していきたいと、このように考えております。

最後に、介護保険運営協議会にも案を出してという話もございました。この件につきましては、ある程度決まった内容につきましては運営協議会でも報告して、また意見を頂戴しながら前向きに取り組んでいきたいと思っております。以上でございます。

○議長

稲月君。

○5番

ありがとうございます。お話を聞いてたら、本当にそれぞれの御本人の意思をしっかりと確認をしながらやっていただけるというふうな方向で今御回答をいただいているわけですがけれども、9月のときの私の質問の中でもチェックリストになるのか、それとも要介護認定をしてもらう、そういうふうな申し込みの仕方っていうんか、窓口でのね、振り分けについては本人確認をしっかりとすることで、一方的にあなたはチェックリストよというふうにはしないというふうにおっしゃっていただいているんで、そこについては間違いなくやっていただけるというふうに思っているのかなっていうふうに今確認をしたところですが、そのところはしっかりとやっていただきたいなというふうに思います。

本人さんというのはい、やっぱり判断力も高齢になられて鈍ってきているっていうのもありますしね、ぜひとも御家族なんかのね、判断もしっかりしていただきたいなというふうに、その指導をやっぱり窓口の中でしてください。これはお願いしときます。

先ほど挙げましたあまりよくない例としてね、和光市なんかの状況、そういうことは絶対はないというふうに名言していただいているんで、安心をしているのかなと思います。本当にそんなことにはならないようお願いをしておきます。

あと、体操教室なんかの点では試行しながらやっていくということだったので、それは順次進めて、本当に問題が何かあったときにはもとへ戻って考え直していただく、それぞれの地域の意見、それぞれの参加をされてる方たちの希望や御意見をしっかりと聞いていただく、耳を傾けて、また再度考え直していただくということをお願いをしたいんですけれども、それはよろしいでしょうか。

それと、最後にですね、財務省なんか国が今、次期のこの介護保険の改定ですね、平成30年に向けてさらなる抑制制度、抑制をするような策を、抑制策を検討しているというふうに聞いています。伝わってきてるんです。それには軽度者の生活援助、福祉用具、住宅改修は原則自費、軽度者向けサービスは地域支援事業へ移行、2割負担の、これ利用料ですね、2割負担を拡大をして

いく、こういった中身だそうです。

国が軽度というのは、要支援 1 と 2 だけではなくって、要介護の 1 と 2 も含むそうなんです。もう要介護 1、2 まで含んだところで全て地域支援事業、だから各自治体単位でそこまで勝手にやれというふうな方向へ持っていくというように示されているようです。

居宅サービスの、これでいくとね、居宅サービスの全体の 7 割にもなってしまふ、7 割の人たちの範囲に影響するというふうな状況になってしまつて、本当に介護制度、介護保険の制度がもう成り立たない、もうあつてないものやというふうな状況になってしまうというふうなことも實際上、起こりそうなんですよね。だから、これについてはね、ぜひ地方自治体からもこんなことに絶対してもうたら困るんやということやね、意見をどんどん上げていただきたいというふうに思っています。

前回 9 月議会で私もこの介護保険の問題で質問させてもらったときに、この 27 年度からの改正については、これは改悪やないかって私は言いました。そしたら、塚本課長は、稲月は改悪と思つてるけれども平群町としては改悪とは思つてへんというふうに名言されたものでね、ええ、そういう考え方でね、成り立つんやろかというふうに私は非常に疑問を持ったわけですけども、この次の段階ではね、もう絶対これは改悪やというふうに思っていたかと思ひますし、法になつてもたら大変なんでね、それまでにやっぱりこういったことについては意見を上げていくこともどんどんやっていただきたいというふうに思います。

○議長

福祉課今田主幹。

○福祉課主幹（今田良弘）

試行的に行うことにつきましては、これはあくまで 28 年度から実施していく試行的なこととさせていただきます。これにつきましては、十分これを検討して住民主体の制度として普及していくように取り組んでいきたいというふうに考えます。

それから、今おっしゃいました 30 年度には介護保険制度が大きく変わると、負担がますますふえていくというような話とございました。ただ、この 30 年にどうなるかというのは、まだ国のほうからも具体的な説明もございませんし、当然県からも説明もございません。そういった、今稲月議員がおっしゃったことが実際になるのかどうかというところは、今後ですね、国の動向を見ていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議 長

稲月君。

○5 番

しっかり本当に国の動向を見ていただいて、その中で結構ですけどもね、早い時点でのやっぱりそういった意見を上げていくということは手を打っていただきたいというふうに、私たち住民ももちろんなんですが、そういうことも頭に入れておいていただきたいというふうに思います。

ということで、終わります。

○議 長

それでは、稲月君の一般質問をこれで終わります。

あと5名の質問者がありますが、これをもって本日の一般質問を終了し、あす改めて一般質問を行いたいと思います。

本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。本日はこれで延会することに決定をいたしました。あすは午前9時から本会議を開き、一般質問を続行します。

本日はこれにて延会いたします。

(ブー)

延 会 (午後 4時42分)